

令和 6 年度
浄化槽の指導普及に関する調査結果

令和 7 年 3 月

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

令和 6 年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果

目次

	頁
1. 浄化槽行政組織	1
2. 浄化槽行政担当職員数	4
3. 浄化槽新設基数	7
(1) 令和 5 年度に新設された浄化槽基数(処理方式別)	7
(2) 令和 5 年度に新設された浄化槽基数(人槽区分別)	8
4. 浄化槽設置基数	9
(1) 処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの)	9
(2) 人槽区分別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの)	10
(3) 処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの)	11
(4) 人槽区分別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの)	12
(5) 処理方式別浄化槽全設置基数	13
(6) 人槽区分別浄化槽全設置基数	14
(7) 建築用途別浄化槽設置基数	15
(8) 浄化槽設置基数の推移(全国)	16
5. 浄化槽廃止基数	17
(1) 浄化槽法第 11 条の 3 により廃止が確認された基数	17
(2) 浄化槽法第 11 条の 3 以外の事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基数	18
(3) 浄化槽法第 11 条の 3 以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数	19
6. 行政処分等の件数及び根拠	20
(1) 行政処分等の件数	20
(2) 行政処分等を行った根拠	26
7. 浄化槽関係業者数	29
8. 浄化槽法第 7 条検査関係	32
(1) 浄化槽法第 7 条検査結果	32
(2) 不適正の内容と件数	33
9. 浄化槽法第 11 条検査関係	35
(1) 浄化槽法第 11 条検査結果	35
(2) 不適正の内容と件数	36
10. 浄化槽法第 7 条及び第 11 条検査における BOD 検査結果	38

11. 指定検査機関関係	39
(1) 指定検査機関の検査体制	39
(2) 水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況	40
(3) BOD 検査導入状況一覧	42
(4) 効率化検査導入状況一覧	43
12. 国庫助成による浄化槽整備実績	44
13. 浄化槽設置整備事業の実施状況	45
14. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	47
15. 公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	51
16. 公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	52
17. 既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況	54
(1) 都道府県による補助制度の概要	54
(2) 補助制度がある市町村	59
18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況	61
(1) 補助制度がある市町村	61
(2) 市町村による補助の概要	62
19. 浄化槽台帳の整備及び活用の状況	78
(1) 台帳の管理媒体	78
(2) 台帳で管理している項目と当該項目が台帳に記載された浄化槽の基数	81
20. 浄化槽の保守点検・清掃の実施状況	83
21. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況	84
(1) 地方公共団体が所有する浄化槽の基数	84
(2) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途	85
(3) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分	86

1. 浄化槽行政組織(令和6年4月現在)

都道府県名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先機関数
北海道	環境生活部環境保全局	循環型社会推進課	一般廃棄物係	011-231-4111(24-317)	011-204-5198	011-232-4970	0	14
青森県	環境エネルギー部	環境保全課	水・大気環境グループ	017-722-1111(6479)	017-734-9242	017-734-8081	0	4
岩手県	環境生活部／県土整備部	資源循環推進課／下水環境課	資源循環担当／下水管理担当	019-651-3111(5380/5896)	016-629-5380 /019-629-5896	019-629-5369 /019-629-9130	9	13
宮城県	環境生活部	廃棄物対策課	施設班	022-211-2111(2648)	022-211-2648	022-211-2390	6	0
秋田県	生活環境部／建設部	環境整備課／下水道マネジメント推進課	調整・循環型社会推進チーム ／調整・広域・共同推進チーム	018-860-1111(1622/2461)	018-860-1622 /018-860-2461	018-860-3835 /018-860-3813	8	0
山形県	環境エネルギー部	水大気環境課	水環境担当	023-630-2211(2338)	023-630-2338	023-625-7991	0	4
福島県	生活環境部	一般廃棄物課		024-521-1111(2783)	024-521-7249	024-521-7984	0	7
茨城県	県民生活環境部	環境対策課水環境室	水質保全グループ	029-301-1111(2966)	029-301-2966	029-301-2997	0	5
栃木県	環境森林部	環境保全課	水環境担当	028-623-2323(3189)	028-623-3189	028-623-3138	0	5
群馬県	環境森林部(法令)、県土整備部(補助金)	廃棄物・リサイクル課、下水環境課	一般廃棄物係、農集排・浄化槽係	027-223-1111(2854、3689)	027-226-2853 /027-228-3689	027-223-7292 /027-223-1214	0	5
埼玉県	環境部	水環境課	浄化槽・豊かな川づくり担当	048-824-2111(3083)	048-830-3083	048-830-4773	0	7
千葉県	環境生活部	水質保全課	浄化槽班	043-223-2110(3813)	043-223-3813	043-222-5991	0	10
東京都	環境局 資源循環推進部	一般廃棄物対策課	生活排水対策担当	03-5321-1111(42-844)	03-5388-3583	03-5388-1381	0	1
神奈川県	健康医療局生活衛生部／環境農政局緑政部	生活衛生課／水源環境保全課	環境衛生グループ／水源企画グループ	045-210-5811 /045-210-4352	045-210-5811 /045-210-4352	045-210-8864 /045-210-8855	0	8
新潟県	環境局	資源循環推進課	資源循環企画係	025-285-5511(2502)	025-280-5160	025-280-5740	0	12
富山県	生活環境文化部	環境政策課	廃棄物対策係	076-431-4111(2677)	076-444-3140	076-444-3480	0	7
石川県	土木部	都市計画課 生活排水対策室	地域排水グループ	076-225-1111(5236)	076-225-1493	076-225-1760	4	0
福井県	健康福祉部健康医療局	医薬食品・衛生課	生活衛生グループ	0776-21-1111(2646)	0776-20-0354	0776-20-0630	6	0
山梨県	環境・エネルギー部	大気水質保全課	大気水質担当	055-237-1111(6408)	055-223-1511	055-223-1512	0	4
長野県	環境部	水道・生活排水課	水道・生活排水係	026-232-0111(3380)	026-235-7299	026-235-7399	0	10
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	一般廃棄物係	058-272-1111(2966)	058-272-8219	052-278-2607	0	8
静岡県	くらし・環境部環境局	生活環境課	大気水質班		054-221-2253	054-221-3665	0	4
愛知県	環境局環境政策部	水大気環境課生活環境地盤対策室	生活環境グループ	052-961-2111(3054)	052-954-6219	052-953-5716	0	7
三重県	環境生活部環境共生局	大気・水環境課	生活排水・水道班	059-224-3145	059-224-3145	059-229-1016	0	9
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	管理調整係		077-528-3471	077-528-4845	0	6
京都府	建設交通部	下水道政策課	下水道行政係	075-451-8111(5209)	075-414-5209	075-414-5470	7	0
大阪府	健康医療部	生活衛生室 環境衛生課	衛生指導グループ	06-6941-0351(2576)	06-6944-9180	06-6944-6707	9	0
兵庫県	環境部	環境整備課	資源循環班	078-341-7711(3349)	078-362-3279	078-362-4189	0	7
奈良県	環境森林部	水・大気環境課	水環境係	0742-22-1101(3398)	0742-27-8737	0742-22-1668	0	1
和歌山県	県土整備部 河川下水道局	下水道課	管理班	073-432-4111(3203)	073-441-3203	073-436-2940	8	0
鳥取県	生活環境部	水環境保全課	上下水道担当	0857-26-7400(7400)	0857-26-7401	0857-26-7561	0	2
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	総務情報係	0852-22-6151(6151)	0852-22-6151	0852-22-6738	7	0
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	一般廃棄物班	086-224-2111(3105)	086-226-7307	086-224-2271	0	3
広島県	環境県民局	循環型社会課	一般廃棄物G	082-228-2111(2958)	082-513-2958	082-227-4815	0	7
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	ゼロエミッション推進班	083-922-3111(2992)	083-933-2992	083-933-2999	7	0
徳島県	県土整備部	水環境整備課	浄化槽担当	088-621-2500(2279)	088-621-2279	088-621-2896	0	4
香川県	環境森林部	循環型社会推進課	総務・廃棄物政策グループ	087-831-1111(2913)	087-832-3224	087-831-1273	3	1
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	一般廃棄物係	089-912-21112357	089-912-2355	089-912-2354	6	0
高知県	土木部	公園上下水道課	環境施設担当	088-823-1111(9851)	088-823-9851	088-823-9036	5	0
福岡県	環境部	廃棄物対策課	施設第一係	092-651-1111(3458)	092-643-3398	092-643-3365	0	6
佐賀県	県土整備部	下水道課	浄化槽担当	0952-24-2111(2854)	0952-25-7185	0952-25-7275	5	0
長崎県	県民生活環境部	水環境対策課	生活排水班	095-824-1111(2664)	095-895-2664	095-895-2568	8	0
熊本県	土木部道路都市局	下水環境課	経営班	096-383-111153657	096-333-2529	096-385-7398	10	0
大分県	生活環境部	循環社会推進課	資源化推進班	097-536-1111(3125)	097-506-3125	097-506-1748	9	0
宮崎県	環境森林部	環境管理課	水保全対策担当	0985-26-7111(2383)	0985-26-7085	0985-38-6210	8	0
鹿児島県	土木部	都市計画課生活排水対策室	生活排水係	099-286-2111(3685)	099-286-3685	099-286-5633	9	0
沖縄県	環境部	環境整備課	一般廃棄物班	098-866-2333(2659)	098-866-2231	098-866-2235	5	0
合計							139	181

(保健所設置市)

保健所設置市名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先 事務所数
札幌市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	一般廃棄物係	011-211-2111(2927)	011-211-2927	011-218-5105	0	0
函館市	環境部	環境推進課	ごみ減量・美化啓発担当	0138-85-8238(437)	0138-85-8238	0138-85-8279	0	0
小樽市	生活環境部	管理課	業務係	0134-32-4111(464)		0134-32-5032	0	0
旭川市	環境部	廃棄物処理課	浄化管理係	0166-26-1111(5221)	0166-25-6356	0166-26-7654	0	0
青森市	環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策チーム		017-718-1162	017-718-1166	0	0
八戸市	市民環境部	環境保全課	調査指導グループ	0178-43-2111(4259)	0178-43-9107	0178-47-0722	0	2
盛岡市	上下水道局	給排水課	排水設備係	019-623-1411(6144)	019-623-1426	019-623-1410	0	0
仙台市	建設局	下水道管理部下水道調整課	施設係	022-261-1111(700-4229)	022-214-8820	022-214-8273	0	0
秋田市	環境部	環境保全課	浄化槽担当	018-863-2222(27311)	018-888-5711	018-888-5712	0	2
山形市	環境部	廃棄物指導課	一般廃棄物係	023-641-1212(869)		023-624-9928	1	0
福島市	都市政策部下水道室	下水道総務課	浄化槽係	024-535-1111(4517)	024-525-3768	024-534-8228	0	0
郡山市	上下水道局	お客様サービス課	浄化槽係	024-932-7666	024-932-7666	024-939-5821	0	0
いわき市	生活環境部	生活排水対策室 経営企画課	業務係	0246-22-1111(3389)	0246-22-7519	0246-22-7572	0	0
水戸市	下水道部	下水道計画課	普及係	029-224-1111(3752)	029-350-8508	029-232-9293	0	0
宇都宮市	上下水道局	水質管理課	計画指導グループ	028-633-2001(342)	028-633-2001	028-633-3394	0	0
前橋市	環境部	ごみ収集課	ごみ収集係	027-224-1111(6061)	027-253-1009	027-254-3396	0	0
高崎市	環境部	一般廃棄物対策課	管理担当	027-321-1111(3326)	027-321-1253	027-321-1161	0	6
さいたま市	環境局環境共生部	環境対策課	水質・土壌係	048-829-1111(内3141)	048-829-1331	048-829-1991	0	0
川越市	環境部	環境対策課	管理・浄化槽担当	049-224-8811(2621、2622)	049-224-5894	049-225-9800	0	0
川口市	環境部	環境保全課	水質係	048-228-5389	048-228-5389	048-228-5311	0	0
越谷市	環境経済部	資源循環推進課		048-964-2111(4484)	048-963-9181	048-963-9175	0	0
千葉市	環境局 資源循環部	収集業務課	浄化槽班	043-245-5111(5089)	043-245-5251	043-245-5477	0	0
船橋市	環境部	環境保全課	水質・地質係	047-436-2111(3813)	047-436-3813	047-436-2446	0	0
柏市	環境部	環境政策課	水質保全担当	04-7167-1111(428)	04-7167-1695	04-7163-3728	0	0
八王子市	水循環部	水再生施設課	し尿事業・浄化槽・接続促進担当	042-626-3111	042-642-1500	042-644-2411	0	0
町田市	下水道部	下水道整備課	浄化槽係	042-722-3111(4251)	042-724-4306	050-3161-6537	0	0
横浜市	資源循環局	事業系廃棄物対策課	処理施設指導係	045-664-2525	045-671-2547	045-663-0125	0	0
川崎市	環境局生活環境部	収集計画課	し尿・浄化槽担当	044-200-2111(31221)	044-200-2585	044-200-3923	0	2
相模原市	都市建設局土木部	下水道料金課	業務班	042-754-1111(3377)	042-707-1829	042-754-1068	0	1
横須賀市	環境部	廃棄物対策課	浄化槽係	046-822-4000(2338)	046-822-8271	046-823-0865	0	0
藤沢市	下水道部	下水道総務課	排水設備担当	0466-25-1111(4512)	0466-50-8246	0466-50-8388	0	0
茅ヶ崎市	①下水道下線部 ②環境部	①下水道河川建設課 ②環境保全課	①水環境担当 ②水環境保全担当	0467-82-1111(①1381②1233)	①0467-81-7205 ②0467-81-7177	①0467-89-2916 ②0467-57-8388	0	0
新潟市	環境部	環境対策課	水環境グループ	025-228-100031372	025-226-1371	025-222-7031	0	8
富山市	福祉保健部	保健所生活衛生課	衛生指導係	076-428-1154(909)	076-428-1154	076-428-1157	1	0
金沢市	環境局	環境政策課	環境保全係	076-220-2304(2508)	076-220-2508	076-260-7193	0	0
福井市	福井市上下水道局 経営部	上下水道サービス課	料金・浄化槽係	0776-20-5111	0776-20-5632	0776-20-5637	1	0
甲府市	環境部	環境総室 環境保全課	環境保全係	055-241-4311	055-241-4312	055-241-6190	0	1
長野市	環境部	環境保全温暖化対策課	環境保全担当	026-226-4911(3015)	026-224-8034	026-224-5108	0	0
松本市	環境エネルギー部	環境保全課	生活衛生担当	0263-34-3000(1423)	0263-34-3024	0263-34-3202	0	1
岐阜市	環境部	環境二課	浄化槽係	058-265-4141(3409)	058-214-2154	058-267-4458	0	0
静岡市	環境局	廃棄物対策課	浄化槽推進係	054-254-2111(81-2813)	054-221-1264	054-221-1564	0	0
浜松市	上下水道部	お客さまサービス課	生活排水グループ	053-474-7812	053-474-7915	053-474-8009	0	7
名古屋	健康福祉局生活衛生部	環境業務課	環境衛生担当	052-961-1111(2644)	052-972-2644	052-972-4153	0	4
豊橋市	環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策グループ	(0532)51-2410	代表と同じ	(0532)56-0566	0	0
岡崎市	環境部	廃棄物対策課	汚水管理係	0564-23-6000	0564-23-6871	0564-47-8710	0	0
一宮市	環境部	廃棄物対策課	一般廃棄物グループ	0586-28-8100(7223)	0586-45-5374	0586-45-0923	0	0
豊田市	上下水道局	下水道施設課	浄化槽担当	0565-31-1212(2-6713)	0565-34-6964	0565-32-3171	0	0
四日市市	四日市市上下水道局管理部	生活排水課	浄化槽指導係	059-354-8402	059-354-8402	059-354-8375	0	0
大津市	環境部	廃棄物減量推進課	生活排水係	077-523-1234(3642)	077-528-2802	077-523-2423	0	0
京都市	環境政策局環境企画部	環境保全創造課	環境調査担当	075-222-3111(3955)	075-222-3955	075-213-0922	0	2
大阪市	健康局健康推進部	生活衛生課	環境衛生グループ	06-6208-8181(9981)	06-6208-9981	06-6202-6967	1	0
堺市	健康福祉局保健所	環境業務課	設備指導係	072-233-1101(3457)	072-222-9940	072-222-9876	0	0
豊中市	健康医療部	保健安全課	生活衛生係	06-6152-7307	06-6152-7321	06-6152-7328	0	0
吹田市	環境部	事業課	業務グループ	06-6384-1231(2956)	06-6381-8500	06-6381-8500	0	1
高槻市	市民生活環境部	清掃業務課	業務チーム	072-669-1153	072-669-1164	072-669-1009	0	0
枚方市	健康福祉部	保健所 保健衛生課	環境衛生係	072-841-1221(3260)	072-807-7624	072-845-0685	0	0
八尾市	環境部	環境保全課	環境保全係	072-991-3881(2981)	072-994-3760	072-924-0182	0	0
寝屋川市	健康部	保健衛生課		072-824-1181(74217)	072-829-7721	072-838-1152	0	0
東大阪市	①健康部 ②環境部	①保健所環境業務課 ②産業廃棄物対策課		06-4309-3000	①072-960-3804 ②06-4309-3207	①072-960-3807 ②06-4309-3829	1	0
神戸市	環境局	環境保全課		078-333-3330(955-3745)	078-595-6223	078-595-6256	0	0

(保健所設置市)

保健所設置市名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
姫路市	農林水産環境局	環境政策室	水質担当	079-221-2111(2466)	079-221-2466	079-221-2469	0	0
尼崎市	保健部	生活衛生課	衛生管理担当	06-4869-3017	06-4869-3017	06-4869-3049	0	0
明石市	環境産業局	環境室環境保全課	水質係		078-918-5740	078-918-5107	1	0
西宮市	環境局環境事業部	美化第3課	第3チーム	0798-35-3151(3966)	0798-33-0779	0798-35-9169	0	0
奈良市	健康医療部 保健所	保健・環境検査課	環境衛生係		0742-93-8477	0742-34-2483	0	0
和歌山市	環境部	浄化衛生課	管理班	073-432-0001	073-435-1067	073-435-1357	0	0
鳥取市	下水道部	下水道経営課	普及係	0857-30-8392(4186)	0857-30-8392	0857-20-3319	0	0
松江市	環境エネルギー部	環境対策課	廃棄物対策係	0852-55-5555(IP:39・341)	0852-55-5679	0852-55-5497	0	0
岡山市	環境局環境部	環境保全課	浄化槽対策室	086-803-1000(3993)	086-803-1294	086-803-1887	0	0
倉敷市	環境政策部	環境衛生課	合併浄化槽設置推進室	086-426-3030(3583)	086-426-3583	086-426-6050	0	0
広島市	環境局業務部	業務第二課	浄化槽係	082-245-2111(3295)	082-504-2223	082-504-2229	0	0
呉市	環境部	環境政策課 環境試験センター	環境調査グループ	0823-25-3551	0823-25-3551	0823-25-9752	0	0
福山市	経済環境局環境部	環境保全課	芦田川・水環境担当	084-921-2111(※100-2559)	084-928-1072	084-927-7021	0	0
下関市	環境部	廃棄物対策課	浄化槽指導係		083-252-0978	083-252-1329	0	4
高松市	都市整備局 下水道部	下水道業務課	生活排水係	087-839-2717(3264)	087-839-2720	087-839-2776	0	0
松山市	環境部	環境指導課	浄化槽担当	089-948-6688(6440)	089-948-6440	089-934-1812	1	0
高知市	環境部	環境保全課	生活排水係	088-822-8111(9511)	088-823-9471	088-823-2057	0	0
北九州市	環境局循環社会推進部	業務課	業務第一係 生活排水	093-582-4894(2180)	093-582-2180	093-582-2196	0	0
福岡市	保健医療局 生活衛生部	生活衛生課	墓地・葬祭場管理係	092-711-4272(2254)	092-711-4273	092-711-5588	0	7
久留米市	上下水道部	給排水設備課	浄化槽チーム	0942-30-8500(249)	0942-30-9237	0942-38-2694	0	1
長崎市	環境部	環境政策課	監視指導係	095-822-8888(4281)	095-829-1156	095-829-1218	0	0
佐世保市	環境部	環境保全課		0956-24-1111(7210-32)	0956-26-1787	0956-34-4477	0	0
熊本市	環境局 資源循環部	浄化対策課	指導班	096-328-2111(2366)	096-328-2366	096-359-9945	0	0
大分市	環境部	廃棄物対策課	浄化槽担当班	097-534-6111(1574)	097-540-5850	097-534-6252	0	0
宮崎市	環境部	環境施設課	浄化槽係	0985-25-2111	0985-30-6511	0985-30-6616	0	0
鹿児島市	環境局環境部	環境保全課	環境保全係	099-224-1111(5844)	099-216-1291	099-216-1292	0	0
那覇市	環境部	環境保全課	水質保全グループ	098-867-0111(2403)	098-951-3229	098-951-3230	0	0
注)「保健所数」「他出先事務所数」は、浄化槽担当職員を有する保健所、出先事務所の数である。						合計	7	49

(東京都特別区)

特別区名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
千代田区	環境まちづくり部	千代田清掃事務所	ごみ減量指導係	03-3251-0566	03-6260-8506	03-3251-4627	0	1
中央区	環境土木部	中央清掃事務所	排出指導係	03-3562-1521	03-3562-1524	03-3562-1504	0	0
港区	環境リサイクル支援部	みなとリサイクル清掃事務所	許可指導担当、ごみ減量・資源化推進係	03-3578-2111(3911)	03-3450-8025	03-3450-8063	0	1
新宿区	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	事業系ごみ減量係	03-3209-1111(4754)	03-5273-4363	03-5273-4070	0	0
文京区	資源環境部	リサイクル清掃課	清掃事業係	03(3812)7111(2563)	03(5803)1182	03(5803)1362	0	0
台東区	環境清掃部	清掃リサイクル課	庶務・廃棄物担当	03-5246-1111(3392)	03-5246-1018	03-5246-1159	0	0
墨田区	資源環境部	すみだ清掃事務所	啓発指導係	03-3613-2228	03-3613-2229	03-3613-2350	0	0
江東区	環境清掃部	清掃リサイクル課	清掃リサイクル係	03-3647-9111(6342)	03-3647-9181	03-5617-5737	0	0
品川区	都市環境部	品川区清掃事務所	事業係	03-3777-1111(3087)	03-3490-7034	03-3490-7041	0	0
目黒区	環境清掃部	清掃リサイクル課	管理調整係	03-3715-1111(3811)	03-5722-9397	03-5722-9573	0	0
大田区	環境清掃部	清掃事業課	許可指導係	03-5744-1111(3466)	03-5744-1629	03-5744-1550	1	0
世田谷区	清掃・リサイクル部	事業課	指導許可担当	03-6304-3263	03-6304-3263	03-6304-3341	0	0
渋谷区	環境政策部	清掃リサイクル課	渋谷区清掃事務所	03-3463-1211(8201)	03-5467-4300	03-5467-4301	0	0
中野区	環境部	ごみゼロ推進課	ごみ減量推進係	03-3389-1111(3581)	03-3228-5563	03-3228-5634	0	1
杉並区	環境部	ごみ減量対策課	管理係	03-3312-2111(3723)	03-5307-0668	03-3312-2306	0	1
豊島区	環境清掃部	ごみ減量推進課	計画調整グループ	03-3981-1111(2622)	03-3981-1320	03-3987-8449	0	0
北区	生活環境部	北区清掃事務所	事業管理係	03-3908-1111(3561)	03-3913-3077	03-3913-3741	0	0
荒川区	環境清掃部	清掃リサイクル推進課	管理計画係	03(3802)3111(470)	03(5692)6690	03(5692)6699	0	0
板橋区	資源環境部	資源循環推進課	清掃事業係 (助成金に関しては管理係)	03-3964-1111 (清掃事業係2218、管理係2217)	03-3579-2218 管理係03-3579-2217	03-3579-2249	0	0
練馬区	環境部	清掃リサイクル課	清掃事業係	03-3993-1111(8845)	03-5984-1059	03-5984-1227	0	0
足立区	環境部	ごみ減量推進課	業務係	03-3880-5111(3182)	03-3880-5302	03-3880-5604	0	0
葛飾区	環境部	清掃事務所	事業調整係	03-3695-1111(2931)	03-3693-6113	03-3691-1797	0	1
江戸川区	環境部	清掃課	清掃事業係	03-3652-1151(3015)	03-5662-8434	03-5678-6741	0	0
注)「保健所数」「他出先事務所数」は、浄化槽担当職員を有する保健所、出先事務所の数である。						合計	1	5

2. 浄化槽行政担当職員数(令和6年4月現在)

都道府県名			本庁						出先						合計					
			専任		兼任		合計		専任		兼任		合計		専任		兼任		合計	
			うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員
北海道	0	0	4	2	4	2	0	0	55	21	55	21	0	0	59	23	59	23	0	0
青森県	0	0	5	5	5	5	0	0	16	16	16	16	0	0	21	21	21	21	0	0
岩手県	0	0	4	0	4	0	0	0	36	23	36	23	0	0	40	23	40	23	0	0
宮城県	0	0	6	3	6	3	0	0	53	47	53	47	0	0	59	50	59	50	0	0
秋田県	0	0	9	3	9	3	1	0	30	29	31	29	1	0	39	32	40	32	1	0
山形県	0	0	4	2	4	2	0	0	20	10	20	10	0	0	24	12	24	12	0	0
福島県	1	0	4	3	5	3	0	0	24	7	24	7	1	0	28	10	29	10	1	0
茨城県	3	0	3	0	6	0	0	0	25	0	25	0	3	0	28	0	31	0	3	0
栃木県	0	0	4	0	4	0	0	0	10	0	10	0	0	0	14	0	14	0	0	0
群馬県	1	0	5	1	6	1	0	0	12	4	12	4	1	0	17	5	18	5	1	0
埼玉県	1	1	7	3	8	4	4	4	60	46	64	50	5	5	67	49	72	54	5	5
千葉県	3	1	3	1	6	2	4	3	42	22	46	25	7	4	45	23	52	27	7	4
東京都	3	2	0	0	3	2	2	2	0	0	2	2	5	4	0	0	5	4	5	4
神奈川県	0	0	14	6	14	6	0	0	52	52	52	52	0	0	66	58	66	58	0	0
新潟県	0	0	7	3	7	3	0	0	39	24	39	24	0	0	46	27	46	27	0	0
富山県	0	0	12	10	12	10	0	0	45	45	45	45	0	0	57	55	57	55	0	0
石川県	0	0	5	0	5	0	0	0	15	15	15	15	0	0	20	15	20	15	0	0
福井県	0	0	3	1	3	1	0	0	19	18	19	18	0	0	22	19	22	19	0	0
山梨県	0	0	4	0	4	0	0	0	33	30	33	30	0	0	37	30	37	30	0	0
長野県	0	0	4	0	4	0	0	0	37	0	37	0	0	0	41	0	41	0	0	0
岐阜県	0	0	5	2	5	2	0	0	46	22	46	22	0	0	51	24	51	24	0	0
静岡県	1	0	11	0	12	0	0	0	25	3	25	3	1	0	36	3	37	3	1	0
愛知県	2	2	5	5	7	7	1	0	72	24	73	24	3	2	77	29	80	31	3	2
三重県	0	0	6	6	6	6	0	0	57	56	57	56	0	0	63	62	63	62	0	0
滋賀県	0	0	7	0	7	0	0	0	6	4	6	4	0	0	13	4	13	4	0	0
京都府	0	0	2	2	2	2	0	0	36	36	36	36	0	0	38	38	38	38	0	0
大阪府	4	4	3	3	7	7	0	0	43	43	43	43	4	4	46	46	50	50	4	4
兵庫県	0	0	6	5	6	5	0	0	29	22	29	22	0	0	35	27	35	27	0	0
奈良県	0	0	6	0	6	0	0	0	4	1	4	1	0	0	10	1	10	1	0	0
和歌山県	0	0	3	0	3	0	0	0	24	0	24	0	0	0	27	0	27	0	0	0
鳥取県	0	0	4	0	4	0	0	0	8	8	8	8	0	0	12	8	12	8	0	0
島根県	0	0	7	0	7	0	0	0	21	14	21	14	0	0	28	14	28	14	0	0
岡山県	0	0	2	2	2	2	0	0	33	22	33	22	0	0	35	24	35	24	0	0
広島県	0	0	5	3	5	3	0	0	56	50	56	50	0	0	61	53	61	53	0	0
山口県	0	0	6	6	6	6	0	0	39	39	39	39	0	0	45	45	45	45	0	0
徳島県	3	0	0	0	3	0	1	1	12	12	13	13	4	1	12	12	16	13	4	1
香川県	1	0	4	2	5	2	0	0	22	12	22	12	1	0	26	14	27	14	1	0
愛媛県	0	0	8	2	8	2	0	0	36	31	36	31	0	0	44	33	44	33	0	0
高知県	1	0	3	0	4	0	0	0	23	20	23	20	1	0	26	20	27	20	1	0
福岡県	0	0	6	4	6	4	0	0	34	21	34	21	0	0	40	25	40	25	0	0
佐賀県	1	1	3	0	4	1	4	0	15	11	19	11	5	1	18	11	23	12	5	1
長崎県	1	1	7	1	8	2	0	0	39	24	39	24	1	1	46	25	47	26	1	1
熊本県	0	0	4	0	4	0	0	0	58	54	58	54	0	0	62	54	62	54	0	0
大分県	1	1	4	1	5	2	0	0	37	36	37	36	1	1	41	37	42	38	1	1
宮崎県	0	0	8	0	8	0	0	0	28	23	28	23	0	0	36	23	36	23	0	0
鹿児島県	0	0	6	0	6	0	0	0	23	0	23	0	0	0	29	0	29	0	0	0
沖縄県	0	0	3	0	3	0	0	0	9	8	9	8	0	0	12	8	12	8	0	0
小計	27	13	241	87	268	100	17	10	1,458	1,005	1,475	1,015	44	23	1,699	1,092	1,743	1,115	44	23
保健所設置市計	132	44	374	106	506	150	7	2	290	111	297	113	139	46	664	217	803	263	139	46
特別区計	0	0	79	32	79	32	0	0	19	3	19	3	0	0	98	35	98	35	0	0
合計	159	57	694	225	853	282	24	12	1,767	1,119	1,791	1,131	183	69	2,461	1,344	2,644	1,413	183	69

注)「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

注)各都道府県の値には保健所設置市や特別区の担当職員数を含まない。

(保健所設置市)

保健所設置市名			本庁					出先					合計				
			専任	兼任		合計	うち 指導員	専任	兼任		合計	うち 指導員	専任	兼任		合計	うち 指導員
				うち 指導員	うち 指導員				うち 指導員	うち 指導員				うち 指導員	うち 指導員		
札幌市	幌館市	市	0	0	6	5	6	5	0	0	0	0	0	0	0	6	5
函館市	樽川市	市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
小旭川市	森市	市	0	0	3	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	3	2
青森市	戸岡市	市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
八戸市	盛岡市	市	0	0	9	2	9	2	0	0	0	0	0	0	0	9	2
盛岡市	仙台市	市	0	0	11	9	11	9	0	0	4	0	4	0	0	15	9
仙台市	形市	市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
山形市	福島市	市	1	1	7	0	8	1	0	0	0	0	0	1	1	7	0
秋田県	田子町	市	0	0	10	9	10	9	0	0	8	0	8	0	0	18	9
山形県	島根県	市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
福島県	いわき市	市	4	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0
郡山市	水戸市	市	3	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0
いわき市	宇都宮市	市	2	0	6	0	8	0	0	0	0	0	0	2	0	6	0
宇都宮市	前橋市	市	1	1	2	0	3	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0
高崎市	さいたま市	市	2	0	5	0	7	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0
さいたま市	越谷市	市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
さいたま市	川口市	市	0	0	13	0	13	0	0	0	21	0	21	0	0	34	0
さいたま市	越谷市	市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
さいたま市	川口市	市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
さいたま市	越谷市	市	0	0	6	5	6	5	0	0	0	0	0	0	0	6	5
さいたま市	千代田市	市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
さいたま市	千葉市	市	4	3	2	2	6	5	0	0	2	2	2	4	3	4	8
さいたま市	船橋市	市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
さいたま市	柏市	市	0	0	6	5	6	5	0	0	0	0	0	0	0	6	5
さいたま市	八王子市	市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
町田市	横浜市	市	6	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0
横浜市	川崎市	市	0	0	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	4	4
川崎市	相模原市	市	0	0	4	4	4	4	0	0	9	9	9	0	0	13	13
相模原市	横須賀市	市	0	0	6	2	6	2	6	1	1	0	7	1	6	7	13
横須賀市	藤沢市	市	4	4	0	0	4	4	0	0	0	0	0	4	4	0	4
藤沢市	茅ヶ崎市	市	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2
茅ヶ崎市	新富山	市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
新富山	金沢市	市	0	0	7	0	7	0	0	0	52	0	52	0	0	59	0
金沢市	福井市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2	0
福井市	甲府市	市	0	0	11	10	11	10	0	0	0	0	0	0	0	11	10
甲府市	長野市	市	2	0	0	0	2	0	0	0	2	2	2	2	0	2	4
長野市	松本市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	3	0
松本市	岐阜市	市	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
岐阜市	静岡市	市	0	0	3	0	3	0	0	0	1	0	1	0	0	4	0
静岡市	浜松市	市	4	2	1	0	5	2	0	0	0	0	0	4	2	1	5
浜松市	名古屋	市	5	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	5	0	1	6
名古屋	豊橋市	市	6	0	6	0	12	0	0	0	21	0	21	0	0	27	0
豊橋市	岡崎市	市	0	0	5	5	5	5	0	0	56	56	56	0	0	61	61
岡崎市	豊田	市	1	0	5	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	5	6
豊田	一宮市	市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
一宮市	豊田市	市	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	2	0	2
豊田市	四日市	市	4	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	4	0	1	5
四日市	大津市	市	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6
大津市	京都市	市	0	0	6	2	6	2	0	0	0	0	0	0	0	6	2
京都市	大阪府	市	0	0	4	0	4	0	0	0	24	0	24	0	0	28	0
大阪府	堺市	市	0	0	7	0	7	0	0	0	6	0	6	0	0	13	0
堺市	堺市	市	0	0	11	5	11	5	0	0	0	0	0	0	0	11	5
堺市	吹田市	市	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8
吹田市	高槻市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7	8	7	0	8	7
高槻市	枚方市	市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
枚方市	八尾市	市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
八尾市	寝屋川市	市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
寝屋川市	東大阪市	市	6	5	5	5	11	10	0	0	0	0	0	6	5	5	11
東大阪市	神戸市	市	0	0	3	3	3	3	0	0	8	0	8	0	0	11	3
神戸市		市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0

(保健所設置市)

保健所設置市名	本庁						出先						合計					
	専任	うち 指導員	兼任	うち 指導員	合計	うち 指導員	専任	うち 指導員	兼任	うち 指導員	合計	うち 指導員	専任	うち 指導員	兼任	うち 指導員	合計	うち 指導員
姫路市	1	0	6	0	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	7	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	0	0	3	3	3	3
明石市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	4	1	1	1	3	0	4	1
奈良市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
和歌山市	6	5	0	0	6	5	0	0	0	0	0	0	6	5	0	0	6	5
鳥取市	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
松江市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
岡山市	4	4	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	4	4
倉敷市	7	0	2	0	9	0	0	0	0	0	0	0	7	0	2	0	9	0
広島市	7	6	0	0	7	6	0	0	0	0	0	0	7	6	0	0	7	6
呉市	1	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2
福山市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
下関市	2	1	4	2	6	3	0	0	16	0	16	0	2	1	20	2	22	3
高松市	5	1	2	0	7	1	0	0	0	0	0	0	5	1	2	0	7	1
松山市	5	0	6	3	11	3	0	0	2	0	2	0	5	0	8	3	13	3
高知市	4	0	7	6	11	6	0	0	0	0	0	0	4	0	7	6	11	6
北九州市	2	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	4	0
福岡市	0	0	5	3	5	3	0	0	35	32	35	32	0	0	40	35	40	35
久留米市	5	0	2	0	7	0	0	0	3	0	3	0	5	0	5	0	10	0
長崎市	2	1	2	1	4	2	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	4	2
佐世保市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
熊本市	5	4	3	0	8	4	0	0	0	0	0	0	5	4	3	0	8	4
大分市	3	3	1	1	4	4	0	0	0	0	0	0	3	3	1	1	4	4
宮崎市	9	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	9	0
鹿児島市	0	0	22	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	22	0
那覇市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
小計	132	44	374	106	506	150	7	2	290	111	297	113	139	46	664	217	803	263

注)「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

(東京都特別区)

特別区名	本庁						出先						合計					
	専任	うち 指導員	兼任	うち 指導員	合計	うち 指導員	専任	うち 指導員	兼任	うち 指導員	合計	うち 指導員	専任	うち 指導員	兼任	うち 指導員	合計	うち 指導員
千代田区	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	6	0	6	0
中央区	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7
港区	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	0	0	3	3	3	3
新宿区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
文京区	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
台東区	0	0	3	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	3	2
墨田区	0	0	9	5	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	9	5	9	5
江東区	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
品川区	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
目黒区	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
大田区	0	0	3	0	3	0	0	0	5	0	5	0	0	0	8	0	8	0
世田谷区	0	0	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6
渋谷区	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
中野区	0	0	2	0	2	0	0	0	4	0	4	0	0	0	6	0	6	0
杉並区	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
豊島区	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
北三区	0	0	7	6	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	7	6
荒川区	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
板橋区	0	0	6	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	6	1
練馬区	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2
足立区	0	0	7	2	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	7	2
葛飾区	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0
江戸川区	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
小計	0	0	79	32	79	32	0	0	19	3	19	3	0	0	98	35	98	35

注)「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

3. 浄化槽新設基數

(1)令和5年度に新設された浄化槽基數(処理方式別)

都道府県名	構造例示型										大臣認定型				合 計			
	分離接触 ばっ気	嫌気ろ床 接触ばっ 気	脱窒ろ床 接触ばっ 気	回転板 接触	接触 ばっ気	散水 ろ床	長時間 ばっ気	標準 活性汚泥	接触 ばっ気 ろ過	凝集 分離	接触 ばっ気 ・活性炭	硝化液 循環	三次処 理脱窒 ・脱磷	小計		うち窒素 又は 磷除去型 高度処理	うち窒素 及び 磷除去型 高度処理	うちBOD 除去型 高度処理
北海道	9	78	10	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	1,005	702	7	24	1,107
道北	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,021	732	1	0	1,024
青森県	1	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	936	878	0	1	946
岩手県	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	955	520	5	13	958
宮城県	0	5	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	647	414	0	0	654
秋田県	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	381	244	0	1	385
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,591	2,537	10	0	2,592
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,944	3,761	159	0	3,944
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,919	1,511	400	1	1,919
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,055	4,024	0	3	4,058
群馬県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,429	5,169	3	5	5,429
埼玉県	2	6	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6,563	6,367	0	0	6,573
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	143	141	1	0	143
東京都	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	922	545	94	1	925
神奈川県	4	34	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1,221	974	0	1	1,261
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	201	193	0	0	201
富山県	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	383	323	0	0	394
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	167	161	0	0	167
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,109	1,076	13	3	1,109
山梨県	4	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,110	445	0	0	1,191
長野県	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1,294	1,274	2	0	1,298
岐阜県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,855	1,291	0	10	5,857
静岡県	11	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	6,558	4,951	9	2	6,593
愛知県	1	2	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2,221	2,170	4	9	2,230
三重県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	194	81	1	4	197
滋賀県	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	275	204	0	1	301
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	789	760	3	5	789
大阪府	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	658	141	1	0	664
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	663	647	0	1	663
奈良県	4	21	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2,394	1,555	0	0	2,421
和歌山県	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	251	242	0	0	258
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	751	737	0	0	751
島根県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,088	1,212	0	0	2,089
岡山県	1	34	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2,399	1,571	2	6	2,435
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,327	1,322	0	0	1,327
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,154	2,116	2	0	2,154
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,475	2,434	3	0	2,475
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,763	1,729	2	2	1,763
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,349	1,257	0	3	1,349
高知県	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,329	2,302	0	3	3,332
福岡県	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,119	998	0	0	1,147
佐賀県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,846	1,837	0	0	1,849
長崎県	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,821	1,760	0	25	1,825
熊本県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,537	1,695	0	11	2,538
大分県	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,128	2,085	0	0	2,134
宮崎県	0	6	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5,254	5,218	1	0	5,264
鹿児島県	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1,770	1,605	8	2	1,772
沖縄県	49	369	15	2	51	0	1	0	1	3	0	0	0	89,964	73,911	731	137	90,455
合 計																		

3. 浄化槽新設基數

(2)令和5年度に新設された浄化槽基數（人槽区分別）

都道府県名	5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合 計
北海道	964	50	50	23	11	5	1	1	2	0	0	0	0	0	1,107
青森県	935	25	49	8	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,024
岩手県	873	21	30	11	4	4	1	0	1	1	0	0	0	0	946
宮城県	887	23	39	6	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	958
秋田県	590	24	23	10	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	654
山形県	351	10	17	5	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	385
福島県	2,398	59	105	20	5	1	3	0	1	0	0	0	0	0	2,592
茨城県	3,712	73	127	16	9	3	4	0	0	0	0	0	0	0	3,944
栃木県	1,831	22	46	12	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1,919
群馬県	3,793	80	141	26	7	6	3	2	0	0	0	0	0	0	4,058
埼玉県	5,142	73	169	21	18	0	4	2	0	0	0	0	0	0	5,429
千葉県	6,146	101	230	53	26	12	2	1	1	1	0	0	0	0	6,573
東京都	116	15	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	143
神奈川県	848	19	34	13	6	1	4	0	0	0	0	0	0	0	925
新潟県	1,153	27	61	14	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,261
富山県	181	3	13	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	201
石川県	269	11	59	45	5	1	3	1	0	0	0	0	0	0	394
福井県	141	11	12	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	167
山梨県	1,008	35	54	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1,109
長野県	1,118	32	29	3	5	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1,191
岐阜県	1,189	35	50	13	6	3	1	0	1	0	0	0	0	0	1,298
静岡県	5,480	109	212	35	14	6	1	0	0	0	0	0	0	0	5,857
愛知県	5,997	182	278	81	32	9	5	5	3	1	0	0	0	0	6,593
三重県	2,006	71	110	23	14	2	2	1	0	0	0	0	0	0	2,230
滋賀県	153	17	24	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	197
京都府	259	16	16	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	301
大阪府	710	18	43	7	8	1	2	0	0	0	0	0	0	0	789
兵庫県	561	42	39	14	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	664
奈良県	614	17	28	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	663
和歌山県	2,235	53	110	14	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2,421
鳥取県	249	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	258
島根県	694	16	34	4	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	751
岡山県	1,955	32	79	13	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2,089
広島県	2,295	32	75	25	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0	2,435
山口県	1,202	42	59	10	8	2	3	1	0	0	0	0	0	0	1,327
徳島県	1,986	60	79	18	5	3	1	1	1	0	0	0	0	0	2,154
香川県	2,300	56	91	22	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2,475
愛媛県	1,631	48	52	23	2	6	1	0	0	0	0	0	0	0	1,763
高知県	1,264	19	45	17	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,349
福岡県	3,017	78	167	44	12	7	6	1	0	0	0	0	0	0	3,332
佐賀県	1,045	25	62	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,147
長崎県	1,703	65	52	14	9	4	2	0	0	0	0	0	0	0	1,849
熊本県	1,657	49	83	22	8	1	5	0	0	0	0	0	0	0	1,825
大分県	2,385	39	67	33	9	1	2	2	0	0	0	0	0	0	2,538
宮崎県	1,994	34	76	16	8	4	2	0	0	0	0	0	0	0	2,134
鹿児島県	4,887	119	197	38	14	3	3	3	0	0	0	0	0	0	5,264
沖縄県	1,543	64	100	36	14	4	6	1	2	1	0	0	1	0	1,772
合 計	83,467	2,056	3,531	837	327	114	79	25	13	4	0	0	2	0	90,455

4. 浄化槽設置基数

(1)処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの) (令和5年度末現在)

都道府県名	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合 計
	腐敗型	ばっ気型	その他	小 計	散水ろ床	活性汚泥	その他	小 計	
北海道	428	2,618	127	3,173	40	288	57	385	3,558
青森県	540	4,695	5,720	10,955	0	35	217	252	11,207
岩手県	306	634	23	963	0	78	302	380	1,343
宮城県	614	3,000	103	3,717	0	52	169	221	3,938
秋田県	538	4,356	229	5,123	3	54	290	347	5,470
山形県	604	5,882	81	6,567	2	10	26	38	6,605
福島県	7,719	24,927	2,215	34,861	0	184	2	186	35,047
茨城県	517	2,247	150	2,914	0	0	0	0	2,914
栃木県	158	2,371	142	2,671	0	133	0	133	2,804
群馬県	4,224	20,765	734	25,723	1	116	2	119	25,842
埼玉県	2,264	10,820	32,753	45,837	0	3	1,701	1,704	47,541
千葉県	6,028	18,583	330	24,941	1	18	81	100	25,041
東京都	701	1,707	121	2,529	0	13	6	19	2,548
神奈川県	7,849	13,041	7,387	28,277	15	75	1,389	1,479	29,756
新潟県	3,503	18,060	2,240	23,803	4	84	129	217	24,020
富山県	1,686	5,305	5	6,996	0	23	0	23	7,019
石川県	527	4,135	2,684	7,346	1	0	86	87	7,433
福井県	498	3,669	2,444	6,611	2	35	2,023	2,060	8,671
山梨県	5,950	10,685	1,014	17,649	0	79	353	432	18,081
長野県	2,880	1,142	531	4,553	17	50	190	257	4,810
岐阜県	7,349	15,977	195	23,521	0	196	0	196	23,717
静岡県	15,882	22,329	1,119	39,330	14	74	168	256	39,586
愛知県	39,074	51,140	1,651	91,865	2	67	1,050	1,119	92,984
三重県	530	15,789	6,270	22,589	25	36	442	503	23,092
滋賀県	367	1,765	816	2,948	1	25	441	467	3,415
京都府	213	1,996	277	2,486	17	23	27	67	2,553
大阪府	2,931	17,503	2,041	22,475	21	98	28	147	22,622
兵庫県	1,845	9,071	1,005	11,921	7	143	758	908	12,829
奈良県	6,347	18,764	415	25,526	9	15	9	33	25,559
和歌山県	4,870	10,599	25,013	40,482	2	74	106	182	40,664
鳥取県	427	2,054	689	3,170	0	2	20	22	3,192
島根県	782	3,328	712	4,822	0	0	1	1	4,823
岡山県	1,426	12,960	498	14,884	4	103	10	117	15,001
広島県	3,064	11,523	3,573	18,160	2	274	937	1,213	19,373
山口県	8,191	6,640	157	14,988	0	188	39	227	15,215
徳島県	16,964	19,630	610	37,204	1	70	7	78	37,282
香川県	3,599	10,992	199	14,790	0	77	6	83	14,873
愛媛県	3,825	14,787	72	18,684	0	162	4	166	18,850
高知県	1,062	4,660	320	6,042	0	99	272	371	6,413
福岡県	1,151	3,309	9,530	13,990	1	7	328	336	14,326
佐賀県	1,434	2,295	304	4,033	0	12	1	13	4,046
長崎県	1,072	2,939	72	4,083	0	77	15	92	4,175
熊本県	5,248	7,550	174	12,972	6	57	7	70	13,042
大分県	5,550	16,200	100	21,850	1	95	7	103	21,953
宮崎県	2,070	5,648	5,433	13,151	0	0	541	541	13,692
鹿児島県	2,463	10,912	295	13,670	0	95	5	100	13,770
沖縄県	1,738	7,352	4,716	13,806	0	28	1,242	1,270	15,076
合 計	187,008	466,354	125,289	778,651	199	3,427	13,494	17,120	795,771

4. 浄化槽設置基數

(2)入槽区分別浄化槽全設置基數(旧構造基準のもの) (令和5年度末現在)

都道府県名	5～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合 計
北海道	2,216	1,002	189	75	51	22	2	1	0	0	0	0	3,558
青森県	7,997	2,587	385	126	73	19	8	7	3	1	0	1	11,207
岩手県	819	363	86	28	31	11	2	1	0	2	0	0	1,343
宮城県	3,089	680	107	24	27	5	4	0	1	1	1	0	3,938
秋田県	3,992	1,227	157	43	37	7	3	4	0	0	0	0	5,470
山形県	5,744	759	71	16	12	3	0	0	0	0	0	0	6,605
福島県	31,859	2,810	234	72	51	10	9	1	0	1	0	0	35,047
茨城県	2,221	611	57	17	8	0	0	0	0	0	0	0	2,914
栃木県	1,476	1,104	70	66	49	33	4	2	0	0	0	0	2,804
群馬県	24,024	1,570	104	59	59	15	9	2	0	0	0	0	25,842
埼玉県	44,736	2,448	225	79	44	8	1	0	0	0	0	0	47,541
千葉県	20,916	3,120	664	172	124	27	8	1	0	0	7	2	25,041
東京都	2,120	394	20	7	6	1	0	0	0	0	0	0	2,548
神奈川県	26,432	2,781	353	95	70	17	5	0	0	1	1	1	29,756
新潟県	21,529	2,204	135	60	39	20	18	12	2	1	0	0	24,020
富山県	6,222	708	47	22	13	4	2	0	0	1	0	0	7,019
石川県	6,606	735	55	22	10	4	0	0	0	1	0	0	7,433
福井県	7,584	915	97	26	20	18	5	4	1	1	0	0	8,671
山梨県	15,807	1,913	208	82	49	20	2	0	0	0	0	0	18,081
長野県	3,519	1,086	120	31	19	13	9	7	3	1	2	0	4,810
岐阜県	21,260	2,117	168	68	84	14	3	3	0	0	0	0	23,717
静岡県	37,098	2,229	156	51	38	9	3	1	0	1	0	0	39,586
愛知県	79,800	11,501	1,156	210	212	62	24	8	6	0	4	1	92,984
三重県	19,186	3,352	284	97	82	48	26	8	4	0	2	3	23,092
滋賀県	2,660	644	61	24	15	4	5	0	0	0	2	0	3,415
京都府	2,040	447	47	8	7	1	2	0	1	0	0	0	2,553
大阪府	19,127	3,049	218	98	93	25	6	3	1	0	2	0	22,622
兵庫県	9,692	2,452	425	162	78	11	4	4	1	0	0	0	12,829
奈良県	21,335	3,862	257	58	37	5	3	0	2	0	0	0	25,559
和歌山県	34,812	5,003	496	153	118	52	21	7	0	1	1	0	40,664
鳥取県	2,639	507	17	13	11	2	1	0	2	0	0	0	3,192
島根県	3,805	963	38	13	4	0	0	0	0	0	0	0	4,823
岡山県	12,707	2,031	123	58	59	17	4	0	1	0	1	0	15,001
広島県	16,701	2,257	248	80	65	13	4	3	1	1	0	0	19,373
山口県	11,801	3,076	242	50	33	6	6	0	1	0	0	0	15,215
徳島県	32,598	3,956	548	91	50	18	15	2	3	0	1	0	37,282
香川県	13,697	1,084	43	21	18	5	5	0	0	0	0	0	14,873
愛媛県	16,722	1,796	219	57	28	16	5	4	0	1	2	0	18,850
高知県	5,052	1,144	123	56	30	7	0	1	0	0	0	0	6,413
福岡県	9,988	3,546	475	152	121	26	11	5	0	0	2	0	14,326
佐賀県	2,859	1,048	99	28	7	1	2	1	1	0	0	0	4,046
長崎県	2,838	1,056	159	62	38	16	5	1	0	0	0	0	4,175
熊本県	11,677	1,237	78	27	17	4	2	0	0	0	0	0	13,042
大分県	18,425	3,176	252	51	35	9	3	2	0	0	0	0	21,953
宮崎県	12,747	843	64	16	13	4	5	0	0	0	0	0	13,692
鹿児島県	11,855	1,624	147	61	55	21	3	2	1	0	1	0	13,770
沖縄県	13,560	1,335	71	41	37	17	10	2	1	1	0	1	15,076
合 計	685,589	94,352	9,598	2,928	2,177	670	269	99	36	15	29	9	795,771

4. 浄化槽設置基數

(3)処理方式別浄化槽全設置基數(新構造基準のもの)。(令和5年度末現在)

都道府県名	単独処理浄化槽					合併処理浄化槽														合 計					
	分離接触 ばっ気	分離 ばっ気	散水 ろ床	その他	小計	構造例示型																			
						嫌気ろ床 接触ばっ気	回転板 接触	接触 ばっ気	散水 ろ床	長時間 ばっ気	標準 活性汚泥	接触 ばっ気・ろ過	凝集 分離	硝化液 循環	三次処理 脱窒・脱磷	大臣認定型									
																計	うち窒素又は 磷除去型 高度処理	うち窒素 及び 磷除去型 高度処理	うちBOD 除去型 高度処理						
北海道	11,194	2,610	66	452	14,322	2,679	19,577	24	142	1,419	12	163	1	11	3	0	1	2	33,611	18,405	190	492	58,506	72,828	
北海	49,459	6,542	1	117	56,119	690	62,13	5	2	678	0	32	0	1	0	0	0	0	40,442	2,020	1	32	48,193	104,312	
青森	2,317	244	0	31	2,592	1,232	15,908	0	3	924	3	99	0	1	0	0	0	0	36,485	26,963	8	1	55,345	57,937	
岩手	13,955	1,753	16	504	16,228	4,158	10,832	2	9	494	0	55	1	19	1	6	0	1	41,101	17,787	320	3	798	57,477	
宮城	20,122	891	9	184	21,206	556	10,703	1	1	921	5	58	0	0	1	0	0	0	31,766	14,308	1	18	972	66,190	
秋田	21,797	2,225	0	153	24,175	685	8,917	9	0	280	2	22	1	6	1	0	0	0	23,309	9,603	0	1	1,588	58,995	
山形	97,357	10,625	0	2,705	110,687	1,364	27,335	23	33	2,252	21	136	1	0	0	0	0	0	102,678	64,599	244	8	80	133,923	
福島	83,716	2,495	0	0	86,211	1,852	60,773	0	2	1,984	0	307	2	0	0	0	0	0	119,218	72,773	3,384	65	0	183,952	
茨城	33,418	12,716	19	532	46,685	2,119	28,548	0	0	1,268	1	66	1	0	0	0	0	0	81,733	41,361	68	10	0	113,732	
栃木	113,591	15,074	0	157	128,822	1,992	22,322	0	3	1,577	0	97	0	1	0	0	0	0	123,660	81,979	2	12	0	149,652	
群馬	58,040	5,252	31	113,361	176,684	23,996	14,352	40	0	703	0	138	3	0	0	0	0	0	79,277	40,748	11,495	231	131,042	426,235	
埼玉	107,780	15,806	4	39,257	162,847	2,322	30,607	3	30	4,488	9	881	0	5	3	0	0	15	2	198,653	103,865	336	167	20,160	257,178
千葉	4,529	1,110	3	25	5,667	335	2,331	13	42	127	0	26	0	0	1	0	0	1	5,855	4,895	37	39	0	8,731	
東京都	40,622	7,649	22	11,990	60,283	2,113	8,266	7	0	847	0	118	1	5	0	0	0	2	32,278	11,628	1,705	9	111	43,748	
神奈川県	94,567	4,824	12	83	99,486	601	9,056	4	2	1,605	66	88	6	0	0	0	0	1	41,822	19,473	22	166	7,019	159,756	
新潟	16,965	1,753	0	1	18,719	202	3,364	0	4	646	0	33	0	0	0	0	0	0	8,669	0	0	0	24	12,962	
山梨	16,384	2,706	3	76	19,169	1,181	6,608	6	2	831	1	84	2	0	0	0	0	2	12,653	6,618	1,564	65	2,267	23,637	
石川	9,543	2,356	6	146	12,051	2,356	202	1,881	13	2	400	1	14	0	0	0	0	0	11,512	5,696	17	1	30	14,055	
福井	40,659	7,798	21	5,011	53,489	1,349	8,203	40	10	1,359	0	72	0	0	0	0	0	1	38,332	16,457	274	483	2,064	51,430	
山梨	4,568	1,825	39	1,262	7,694	3,747	31,937	265	92	906	34	127	0	2	0	0	0	1	36,224	8,956	0	165	692	74,027	
長野	58,270	10,268	0	47	68,585	1,165	17,828	16	2	2,349	0	96	0	1	1	0	0	0	63,309	34,171	676	35	1	84,768	
岐阜	139,069	49,335	9,123	16,802	214,329	18,106	20,651	63	70	2,991	61	451	4	4	0	1	1	0	165,125	27,179	6	398	1,872	209,400	
静岡県	142,589	54,734	386	20,088	217,797	3,703	32,056	12	4	7,637	14	460	7	9	4	4	1	9	0	190,391	98,913	247	228	3,699	238,010
愛知	58,537	8,011	94	8,115	74,757	843	23,784	4	3	2,722	2	258	10	2	0	1	0	0	92,612	50,589	85	75	7,219	127,461	
三重	4,967	847	7	549	6,370	565	7,732	1	6	297	10	63	1	3	4	0	1	5	5,810	1,732	9	121	3,359	17,864	
滋賀	5,512	1,137	192	1,718	8,559	883	10,111	7	7	311	62	22	0	2	1	0	0	7	10,139	3,585	821	260	1,463	23,015	
京都	23,596	5,473	221	30,031	31,961	938	11,967	5	42	1,026	4	80	1	0	0	0	0	2	28,322	16,388	109	34	3,655	45,988	
大阪	19,206	2,589	37	403	22,235	1,250	25,087	12	232	797	20	111	0	2	5	0	1	28	16,539	10,240	12	1,257	1,037	45,122	
兵衛	32,910	5,408	90	71	38,479	139	7,229	11	9	1,789	0	76	0	3	0	6	0	0	24,667	13,407	18	42	254	34,190	
奈良	30,591	4,158	38	22,724	57,511	1,660	15,378	35	38	483	2	72	0	0	3	5	0	1	85,701	28,490	946	140	9,707	113,087	
和歌山	7,058	1,976	6	181	9,221	140	2,273	0	3	190	1	15	0	0	0	1	0	0	5,922	3,132	2	0	3,544	12,089	
鳥取	24,003	1,984	0	25,987	0	393	8,838	0	9	701	1	88	0	0	0	0	0	0	29,912	10,079	3,520	40	19	39,961	
島根	36,784	1,360	142	48	38,334	1,066	35,075	2	1	611	3	117	0	0	0	1	0	3	71,502	35,763	23	25	5,352	113,736	
岡山	42,979	4,727	114	1,316	49,136	1,959	27,173	1	4	1,259	1	148	1	4	1	0	0	1	70,801	31,269	99	82	5,396	106,752	
広島	27,808	7,078	18	159	35,063	1,023	20,463	0	43	451	1	126	1	1	0	0	0	0	50,212	21,419	19	13	0	72,321	
山口	60,989	24,970	0	423	86,382	849	12,322	2	129	1,837	1	44	0	0	2	1	0	0	66,591	34,233	5	14	61	81,842	
徳島	54,849	10,353	0	3	65,205	561	17,768	1	2	1,102	0	96	0	3	16	0	0	3	79,448	47,112	56	31	0	99,000	
香川	54,545	16,488	4	17	71,054	874	20,650	1	0	1,291	0	58	0	0	2	0	0	4	67,527	40,680	103	66	0	90,410	
愛媛	30,624	3,719	0	419	34,763	1,552	19,487	3	9	988	0	72	2	1	1	1	0	0	41,357	28,951	20	31	1,982	65,455	
高松	17,601	1,585	1	7,823	27,009	2,666	42,267	1	1	2,951	0	156	3	6	2	2	1	0	94,579	54,287	22	25	148	142,806	
福岡	10,695	1,591	3	88	12,377	1,167	10,250	0	4	788	1	79	1	0	0	0	0	0	30,057	20,345	19	298	31	42,377	
佐賀	8,039	841	2	179	9,061	1,160	17,221	3	3	1,257	0	84	0	2	1	0	0	0	47,566	33,959	14	4	9	67,306	
長崎	33,050	4,534	1	451	38,036	1,139	26,688	176	1	840	1	95	0	0	0	0	0	11	63,834	43,597	21	280	918	93,703	
熊本	33,180	8,374	3	5	41,562	1,452	19,913	73	2	1,381	12	163	0	0	0	0	0	0	68,500	36,100	2	85	0	91,496	
大分	34,998	9,421	10	1,048	45,477	592	19,017	3	6	944	0	54	1	1	0	0	0	0	45,634	38,976	28	17	18,402	84,655	
宮崎	72,834	15,153	1	8	87,996	1,715	53,467	0	19	2,170	0	121	0	0	0	1	0	0	164,844	89,731	7	3	4	222,340	
鹿児島	25,903	12,707	15	1,755	40,380	1,140	3,436	895	3	736	1	121	3	6	1	0	0	2	29,704	17,915	82	64	3,700	310,336	
沖縄	1,931,769	375,075	10,760	261,228	2,578,832	102,075	855,864	1,782	1,031	63,418	352	5,942	54	107	63	17	18	52	98	2,809,813	1,440,176	26,639	5,636	240,359	4,081,045
合 計																									

4. 浄化槽設置基数

(4)人槽区分別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの) (令和5年度末現在)

都道府県名	5～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合 計
北海道	66,045	4,180	1,009	786	293	279	143	49	23	13	3	4	1	72,828
青森県	95,587	6,138	1,351	728	239	182	44	26	11	3	2	1	0	104,312
岩手県	53,508	2,758	701	469	202	143	79	53	14	3	5	2	0	57,937
宮城県	68,704	3,624	652	372	130	126	61	20	10	1	3	2	0	73,705
秋田県	60,327	4,014	796	514	204	165	94	51	17	4	3	1	0	66,190
山形県	55,628	2,500	458	210	92	62	28	12	2	2	0	1	0	58,995
福島県	228,550	12,125	1,779	1,113	483	330	140	62	14	5	5	3	1	244,610
茨城県	253,215	12,294	1,969	1,392	536	401	143	149	46	9	5	4	0	270,163
栃木県	151,383	6,247	1,402	785	255	225	57	40	14	5	0	4	0	160,417
群馬県	261,209	13,723	1,860	860	353	285	106	52	16	4	4	2	0	278,474
埼玉県	407,754	13,056	2,324	1,590	623	479	222	145	18	8	4	9	3	426,235
千葉県	392,952	18,243	3,928	2,318	1,102	897	296	186	57	22	8	14	2	420,025
東京都	12,917	1,109	167	116	37	27	16	5	2	0	0	2	0	14,398
神奈川県	96,564	5,583	872	525	213	167	52	35	14	2	1	2	1	104,031
新潟県	149,179	7,973	1,142	646	304	246	124	94	30	4	6	7	1	159,756
富山県	28,307	2,383	443	258	120	84	57	25	0	2	2	0	0	31,681
石川県	38,393	2,829	675	398	196	147	112	41	6	4	2	3	0	42,806
福井県	23,755	1,724	267	166	81	62	30	16	5	0	0	0	0	26,106
山梨県	95,601	6,441	1,517	691	359	225	55	20	4	2	4	0	0	104,919
長野県	75,879	3,376	1,141	550	325	231	109	66	34	4	4	2	0	81,721
岐阜県	142,531	8,019	1,275	870	271	232	88	43	16	5	2	0	1	153,353
静岡県	395,201	22,274	3,147	1,546	688	456	214	119	44	12	12	15	1	423,729
愛知県	415,994	28,318	5,732	3,304	1,030	747	371	195	69	14	9	21	3	455,807
三重県	183,588	13,157	2,542	1,563	521	382	227	128	57	21	12	16	4	202,218
滋賀県	21,566	1,808	305	244	93	105	76	28	4	1	1	3	0	24,234
京都府	29,116	1,530	422	242	89	105	46	15	6	2	1	0	0	31,574
大阪府	68,659	5,369	1,001	602	145	138	42	20	6	3	2	1	1	75,989
兵庫県	60,960	4,319	809	578	212	234	140	65	31	4	2	1	2	67,357
奈良県	64,785	5,435	1,038	700	341	264	59	29	10	0	1	5	2	72,669
和歌山県	157,171	9,261	2,261	1,041	398	246	115	60	27	6	8	2	2	170,598
鳥取県	19,490	1,272	304	108	52	39	24	12	4	1	2	2	0	21,310
島根県	61,462	3,356	503	343	129	87	38	27	2	1	0	0	0	65,948
岡山県	143,703	6,524	814	606	168	165	38	32	11	4	2	3	0	152,070
広島県	146,005	7,181	1,274	737	274	236	90	67	14	3	5	2	0	155,888
山口県	100,917	4,772	742	456	175	165	67	64	13	5	3	5	0	107,384
徳島県	154,827	9,836	1,682	1,152	355	250	70	40	7	3	2	0	0	168,224
香川県	154,619	7,463	1,011	614	226	157	68	30	9	2	3	2	1	164,205
愛媛県	150,991	7,805	1,216	890	281	160	59	41	14	3	4	0	0	161,464
高知県	92,748	5,558	945	498	206	132	73	45	7	2	1	3	0	100,218
福岡県	153,141	11,041	2,630	1,596	644	437	178	101	31	8	4	3	1	169,815
佐賀県	49,500	3,721	654	428	205	138	56	32	13	4	2	1	0	54,754
長崎県	69,086	4,844	1,039	780	273	195	81	45	20	2	1	0	1	76,367
熊本県	123,919	5,516	1,085	662	238	189	64	38	19	8	0	1	0	131,739
大分県	122,619	7,295	1,602	891	302	208	73	51	9	5	1	1	1	133,058
宮崎県	124,007	4,255	858	494	227	161	85	37	4	2	0	2	0	130,132
鹿児島県	295,089	10,956	2,081	1,167	522	332	110	64	11	2	2	0	0	310,336
沖縄県	69,126	7,781	1,637	809	274	233	147	72	20	9	3	16	1	80,128
合 計	6,186,277	338,986	63,062	37,408	14,486	10,956	4,667	2,647	815	229	146	168	30	6,659,877

4. 浄化槽設置基數

(5)処理方式別浄化槽全設置基數 (令和5年度末現在)

都道府県名	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合計							
	旧構造基準		新構造基準		小計	旧構造基準		新構造基準		小計	旧構造基準		新構造基準			
	数	%	数	%		数	%	数	%		数	%	数	%		
北海道	3,173	4.2%	14,322	18.7%	17,495	22.9%	385	0.5%	58,506	76.6%	58,891	77.1%	72,828	95.3%	76,386	100.0%
北海	10,955	9.5%	56,119	48.6%	67,074	58.1%	252	0.2%	48,193	41.7%	48,445	41.9%	104,312	90.3%	115,519	100.0%
青森	963	1.6%	2,592	4.4%	3,555	6.0%	380	0.6%	55,345	93.4%	55,725	94.0%	57,937	97.7%	59,280	100.0%
岩手	3,717	4.8%	16,228	20.9%	19,945	25.7%	221	0.3%	57,477	74.0%	57,698	74.3%	73,705	94.9%	77,643	100.0%
宮城	5,123	7.1%	21,206	29.6%	26,329	36.7%	347	0.5%	44,984	62.8%	45,331	63.3%	66,190	92.4%	71,660	100.0%
秋田	6,567	10.0%	24,175	36.9%	30,742	46.9%	38	0.1%	34,820	53.1%	34,858	53.1%	58,995	89.9%	65,600	100.0%
山形	34,861	12.5%	110,687	39.6%	145,548	52.0%	186	0.1%	133,923	47.9%	134,109	48.0%	244,610	87.5%	279,657	100.0%
福島	2,914	1.1%	86,211	31.6%	89,125	32.6%	0	0.0%	183,952	67.4%	183,952	67.4%	270,163	98.9%	273,077	100.0%
茨城	2,671	1.6%	46,685	28.6%	49,356	30.2%	133	0.1%	113,732	69.7%	113,865	69.8%	160,417	98.3%	163,221	100.0%
群馬	25,723	8.5%	128,822	42.3%	154,545	50.8%	119	0.0%	149,652	49.2%	149,771	49.2%	278,474	91.5%	304,316	100.0%
埼玉	45,837	9.7%	176,684	37.3%	222,521	47.0%	1,704	0.4%	249,551	52.7%	251,255	53.0%	426,235	90.0%	473,776	100.0%
千葉	24,941	5.6%	162,847	36.6%	187,788	42.2%	100	0.0%	257,178	57.8%	257,278	57.8%	420,025	94.4%	445,066	100.0%
東京	2,529	14.9%	5,667	33.4%	8,196	48.4%	19	0.1%	8,731	51.5%	8,750	51.6%	14,398	85.0%	16,946	100.0%
都心	28,277	21.1%	60,283	45.1%	88,560	66.2%	1,479	1.1%	43,748	32.7%	45,227	33.8%	104,031	77.8%	133,787	100.0%
神奈川県	23,803	13.0%	99,486	54.1%	123,289	67.1%	217	0.1%	60,270	32.8%	60,487	32.9%	159,756	86.9%	183,776	100.0%
富山	6,996	18.1%	18,719	48.4%	25,715	66.4%	23	0.1%	12,962	33.5%	12,985	33.6%	31,681	81.9%	38,700	100.0%
石川	7,346	14.6%	19,169	38.2%	26,515	52.8%	87	0.2%	23,637	47.0%	23,724	47.2%	7,433	42.806	50,239	100.0%
福井	6,611	19.0%	12,051	34.7%	18,662	53.7%	2,060	5.9%	14,055	40.4%	16,115	46.3%	26,106	75.1%	34,777	100.0%
山梨	17,649	14.3%	53,489	43.5%	71,138	57.8%	432	0.4%	51,430	41.8%	51,862	42.2%	104,919	85.3%	123,000	100.0%
長野	4,553	5.3%	7,694	8.9%	12,247	14.2%	257	0.3%	74,027	85.5%	74,284	85.8%	81,721	94.4%	86,531	100.0%
岐阜	23,521	13.3%	68,585	38.7%	92,106	52.0%	196	0.1%	84,768	47.9%	84,964	48.0%	153,353	86.6%	177,070	100.0%
静岡	39,330	8.5%	214,329	46.3%	253,659	54.7%	256	0.1%	209,400	45.2%	209,656	45.3%	423,729	91.5%	463,315	100.0%
岡崎	91,865	16.7%	217,797	39.7%	309,662	56.4%	1,119	0.2%	238,010	43.4%	239,129	43.6%	455,807	83.1%	548,791	100.0%
愛知	22,589	10.0%	74,757	33.2%	97,346	43.2%	503	0.2%	127,461	56.6%	127,964	56.8%	202,218	89.8%	225,310	100.0%
三重	2,948	10.7%	6,370	23.0%	9,318	33.7%	467	1.7%	17,864	64.6%	18,331	66.3%	24,234	87.6%	27,649	100.0%
滋賀	2,486	7.3%	8,559	25.1%	11,045	32.4%	67	0.2%	23,015	67.4%	23,082	67.6%	31,574	92.5%	34,127	100.0%
京都	22,475	22.8%	30,031	30.5%	52,506	53.2%	147	0.1%	45,958	46.6%	46,105	46.8%	75,989	77.1%	98,611	100.0%
大阪	11,921	14.9%	22,235	27.7%	34,156	42.6%	908	1.1%	45,122	56.3%	46,030	57.4%	67,357	84.0%	80,186	100.0%
兵庫	25,526	26.0%	38,479	39.2%	64,005	65.2%	33	0.0%	34,190	34.8%	34,223	34.8%	72,669	74.0%	98,228	100.0%
奈良	40,482	19.2%	57,511	27.2%	97,993	46.4%	182	0.1%	113,087	53.5%	113,269	53.6%	170,598	80.8%	211,262	100.0%
和歌山	3,170	12.9%	9,221	37.6%	12,391	50.6%	22	0.1%	12,089	49.3%	12,111	49.4%	21,310	87.0%	24,502	100.0%
鳥取	4,822	6.8%	25,987	36.7%	30,809	43.5%	1	0.0%	39,961	56.5%	39,962	56.5%	65,948	93.2%	70,771	100.0%
島根	14,884	8.9%	38,334	22.9%	53,218	31.9%	117	0.1%	113,736	68.1%	113,853	68.1%	152,070	91.0%	167,071	100.0%
岡山	18,160	10.4%	49,136	28.0%	67,296	38.4%	1,213	0.7%	106,752	60.9%	107,965	61.6%	155,888	88.9%	175,261	100.0%
広島	14,988	12.2%	35,063	28.6%	50,051	40.8%	227	0.2%	72,321	59.0%	72,548	59.2%	107,384	87.6%	122,599	100.0%
山口	37,204	18.1%	86,382	42.0%	123,586	60.1%	78	0.0%	81,842	39.8%	81,920	39.9%	168,224	81.9%	205,506	100.0%
徳島	14,790	8.3%	65,205	36.4%	79,995	44.7%	83	0.0%	99,000	55.3%	99,083	55.3%	164,205	91.7%	179,078	100.0%
香川	18,684	10.4%	71,054	39.4%	89,738	49.8%	166	0.1%	90,410	50.1%	90,576	50.2%	161,464	89.5%	179,314	100.0%
愛媛	6,042	5.7%	34,763	32.6%	40,805	38.3%	371	0.3%	65,455	61.4%	65,826	61.7%	100,218	94.0%	106,631	100.0%
高知	13,990	7.6%	27,009	14.7%	40,999	22.3%	336	0.2%	142,806	77.6%	143,142	77.7%	169,815	92.2%	184,141	100.0%
福岡	4,033	6.9%	12,377	21.0%	16,410	27.9%	13	0.0%	42,377	72.1%	42,390	72.1%	54,754	93.1%	58,800	100.0%
佐賀	4,083	5.1%	9,061	11.3%	13,144	16.3%	92	0.1%	67,306	83.6%	67,398	83.7%	76,367	94.8%	80,542	100.0%
長崎	12,972	9.0%	38,036	26.3%	51,008	35.2%	70	0.0%	93,703	64.7%	93,773	64.7%	131,739	91.0%	144,781	100.0%
熊本	21,850	14.1%	41,562	26.8%	63,412	40.9%	103	0.1%	91,496	59.0%	91,599	59.1%	133,058	85.8%	155,011	100.0%
大分	13,151	9.1%	45,477	31.6%	58,628	40.8%	541	0.4%	84,655	58.9%	85,196	59.2%	130,132	90.5%	143,824	100.0%
宮崎	13,670	4.2%	87,996	27.2%	101,666	31.4%	100	0.0%	222,340	68.6%	222,440	68.6%	310,336	95.8%	324,106	100.0%
鹿児島	13,806	14.5%	40,380	42.4%	54,186	56.9%	1,270	1.3%	39,748	41.8%	41,018	43.1%	80,128	84.2%	95,204	100.0%
沖縄	778,651	10.4%	2,578,832	34.6%	3,357,483	45.0%	17,120	0.2%	4,081,045	54.7%	4,098,165	55.0%	6,659,877	89.3%	7,455,648	100.0%

(注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

4. 浄化槽設置基數

(6)人槽区分別浄化槽全設置基數 (令和5年度末現在)

都道府県名	5～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合 計	
													うち単独 処理浄化槽	うち合併 処理浄化槽
北海道	68,261	6,191	975	368	330	165	51	24	13	3	4	1	76,386	58,891
青森県	103,584	10,076	1,113	365	255	63	34	18	6	3	1	1	115,519	48,445
岩手県	54,327	3,822	555	230	174	90	55	15	3	7	2	0	59,280	55,725
宮城県	71,793	4,956	479	154	153	66	24	10	2	3	3	0	77,643	57,698
秋田県	64,319	6,037	671	247	202	101	54	21	4	3	3	0	71,660	45,331
山形県	61,372	3,717	281	108	74	31	12	2	2	0	1	0	65,600	34,858
福島県	260,409	16,714	1,347	555	381	150	71	15	5	6	3	1	279,657	134,109
茨城県	255,436	14,874	1,449	553	409	143	149	46	9	5	4	0	273,077	183,952
栃木県	152,859	8,753	855	321	274	90	44	16	5	0	4	0	163,221	113,865
群馬県	285,233	17,153	964	412	344	121	61	18	4	4	2	0	304,316	149,771
埼玉県	452,490	17,828	1,815	702	523	230	146	18	8	4	9	3	473,776	251,255
千葉県	413,868	25,291	2,982	1,274	1,021	323	194	58	22	8	21	4	445,066	187,788
東京都	15,037	1,670	136	44	33	17	5	2	0	0	2	0	16,946	8,750
神奈川県	122,996	9,236	878	308	237	69	40	14	2	2	3	2	133,787	88,560
新潟県	170,708	11,319	781	364	285	144	112	42	6	7	7	1	183,776	123,289
富山県	34,529	3,534	305	142	97	61	27	0	2	3	0	0	38,700	25,715
石川県	44,999	4,239	453	218	157	116	41	6	4	3	3	0	50,239	26,515
福井県	31,339	2,906	263	107	82	48	21	9	1	1	0	0	34,777	18,662
山梨県	111,408	9,871	899	441	274	75	22	4	2	4	0	0	123,000	71,138
長野県	79,398	5,603	670	356	250	122	75	41	7	5	4	0	86,531	12,247
岐阜県	163,791	11,411	1,038	339	316	102	46	19	5	2	0	1	177,070	92,106
静岡県	432,299	27,650	1,702	739	494	223	122	45	12	13	15	1	463,315	253,659
愛知県	495,794	45,551	4,460	1,240	959	433	219	77	20	9	25	4	548,791	309,662
三重県	202,774	19,051	1,847	618	464	275	154	65	25	12	18	7	225,310	97,346
滋賀県	24,226	2,757	305	117	120	80	33	4	1	1	5	0	27,649	9,318
京都府	31,156	2,399	289	97	112	47	17	6	3	1	0	0	34,127	11,045
大阪府	87,786	9,419	820	243	231	67	26	9	4	2	3	1	98,611	52,506
兵庫県	70,652	7,580	1,003	374	312	151	69	35	5	2	1	2	80,186	34,156
奈良県	86,120	10,335	957	399	301	64	32	10	2	1	5	2	98,228	64,005
和歌山県	191,983	16,525	1,537	551	364	167	81	34	6	9	3	2	211,262	97,993
鳥取県	22,129	2,083	125	65	50	26	13	4	3	2	2	0	24,502	12,111
島根県	65,267	4,822	381	142	91	38	27	2	1	0	0	0	70,771	30,809
岡山県	156,410	9,369	729	226	224	55	36	11	5	2	4	0	167,071	53,218
広島県	162,706	10,712	985	354	301	103	71	17	4	6	2	0	175,261	67,296
山口県	112,718	8,590	698	225	198	73	70	13	6	3	5	0	122,599	50,051
徳島県	187,425	15,474	1,700	446	300	88	55	9	6	2	1	0	205,506	123,586
香川県	168,316	9,558	657	247	175	73	35	9	2	3	2	1	179,078	79,995
愛媛県	167,713	10,817	1,109	338	188	75	46	18	3	5	2	0	180,314	89,738
高知県	97,800	7,647	621	262	162	80	45	8	2	1	3	0	106,631	40,805
福岡県	163,129	17,217	2,071	796	558	204	112	36	8	4	5	1	184,141	40,999
佐賀県	52,359	5,423	527	233	145	57	34	14	5	2	1	0	58,800	16,410
長崎県	71,924	6,939	939	335	233	97	50	21	2	1	0	1	80,542	13,144
熊本県	135,596	7,838	740	265	206	68	40	19	8	0	1	0	144,781	51,008
大分県	141,044	12,073	1,143	353	243	82	54	11	5	1	1	1	155,011	63,412
宮崎県	136,754	5,956	558	243	174	89	42	4	2	0	2	0	143,824	58,628
鹿児島県	306,944	14,661	1,314	583	387	131	67	13	3	2	1	0	324,106	101,666
沖縄県	82,686	10,753	880	315	270	164	82	22	10	4	16	2	95,204	54,186
合 計	6,871,866	496,400	47,006	17,414	13,133	5,337	2,916	914	265	161	197	39	7,455,648	3,357,483
														4,098,165

4. 浄化槽設置基數

(7)建築用途別浄化槽設置基數 (令和5年度末現在)

都道府県名	集会場施設 関係	住宅施設関係		宿泊施設 関係	医療施設 関係	店舗関係	娯楽施設 関係	駐車場関係	学校施設 関係	事務所関係	作業場関係	その他	合 計
		大家又は 設置者管理	入居者管理										
北海道	1,049	47,109	10,986	1,648	283	1,265	651	163	611	3,645	2,513	6,463	76,386
青森県	1,091	10,884	88,029	1,112	650	3,945	329	368	871	4,779	2,455	1,006	115,519
岩手県	737	49,440	2,752	639	178	971	188	163	454	1,841	1,389	528	59,280
宮城県	1,012	58,939	5,532	504	342	1,955	199	125	649	2,790	3,191	2,405	77,643
秋田県	703	42,399	11,877	590	357	2,011	226	280	351	2,902	1,508	8,456	71,660
山形県	810	49,282	5,820	570	216	2,104	167	118	301	2,970	2,287	955	65,600
福島県	2,362	246,863	21	1,582	943	6,846	590	567	1,099	8,576	5,884	4,324	279,657
茨城県	2,092	231,938	13,930	633	966	6,497	939	445	1,214	7,743	6,071	609	273,077
栃木県	957	102,918	0	455	324	2,218	199	153	408	2,196	2,732	50,661	163,221
群馬県	2,074	271,526	0	1,102	1,067	6,745	494	376	1,263	9,132	6,939	3,598	304,316
埼玉県	1,449	275,202	50,523	342	923	6,321	411	199	1,268	7,686	8,151	121,301	473,776
千葉県	1,807	130,453	20,128	671	607	4,061	1,031	150	1,358	6,927	3,199	274,674	445,066
東京都	195	13,939	48	443	76	633	78	16	116	595	381	426	16,946
神奈川県	992	28,597	87,417	1,121	363	4,717	418	198	488	3,904	4,224	1,348	133,787
新潟県	2,103	133,771	24,766	1,350	651	5,217	420	680	639	7,759	5,686	734	183,776
富山県	475	30,091	0	279	182	1,297	161	188	142	3,043	2,595	247	38,700
石川県	592	39,216	2,618	312	191	1,520	205	104	239	1,930	2,318	994	50,239
福井県	472	27,428	82	355	110	1,533	144	131	102	2,058	1,790	572	34,777
山梨県	1,275	89,765	7,335	2,377	539	4,721	499	115	670	3,256	2,843	9,605	123,000
長野県	534	43,751	29,448	1,975	156	1,317	399	118	175	1,951	1,290	5,417	86,531
岐阜県	850	5,386	144,489	670	693	7,110	832	30	558	7,701	3,035	5,716	177,070
静岡県	2,002	162,092	19,927	934	973	4,395	512	404	1,433	6,867	9,864	253,912	463,315
愛知県	3,377	388,716	76,373	1,056	2,963	25,289	1,078	1,174	2,915	17,057	23,129	5,664	548,791
三重県	2,669	182,353	10,512	1,524	1,332	8,289	768	383	1,142	7,048	5,020	4,270	225,310
滋賀県	243	6,590	6,741	1,668	109	1,085	248	44	118	1,500	1,186	8,117	27,649
京都府	214	11,116	4,741	180	61	640	152	48	90	519	790	15,576	34,127
大阪府	450	32,543	53,651	262	425	3,097	169	78	320	3,241	2,840	1,535	98,611
兵庫県	1,163	47,624	4,478	742	423	2,207	790	184	246	3,234	3,389	15,706	80,186
奈良県	851	76,452	8,614	613	658	4,187	330	104	833	2,226	1,053	2,307	98,228
和歌山県	1,525	131,540	23,869	1,158	1,158	7,206	386	320	1,051	6,227	2,304	34,518	211,262
鳥取県	233	17,967	1,229	199	137	966	130	60	91	1,148	1,016	1,326	24,502
島根県	765	62,718	0	357	636	1,444	162	18	494	2,417	1,334	426	70,771
岡山県	1,041	136,088	11,506	369	608	2,606	235	319	622	5,656	1,904	6,117	167,071
広島県	1,362	66,024	86,663	671	707	4,888	379	309	834	4,401	3,573	5,450	175,261
山口県	1,011	73,272	27,306	384	585	2,257	271	189	637	4,261	2,591	9,835	122,599
徳島県	1,091	176,534	1,519	454	1,331	10,430	255	183	1,121	4,811	3,425	4,352	205,506
香川県	1,848	162,816	0	413	785	4,349	256	259	688	5,061	2,295	308	179,078
愛媛県	1,942	151,750	8,404	344	831	4,487	258	353	921	5,643	2,885	2,496	180,314
高知県	868	88,306	3,855	437	468	2,770	150	155	710	3,345	1,284	4,283	106,631
福岡県	1,440	148,970	379	400	995	3,442	372	310	1,125	6,736	3,236	16,736	184,141
佐賀県	826	50,206	28	435	420	2,243	211	267	398	2,121	1,333	312	58,800
長崎県	833	68,989	416	810	579	2,435	168	84	860	2,572	1,104	1,692	80,542
熊本県	1,539	93,568	31,519	786	513	2,546	363	227	887	4,614	2,812	5,407	144,781
大分県	1,792	129,316	7,992	1,359	790	4,968	344	257	691	4,396	2,145	961	155,011
宮崎県	1,446	101,068	10,657	324	509	1,823	267	286	684	3,975	1,681	21,104	143,824
鹿児島県	2,820	295,418	193	1,207	1,275	5,408	522	580	2,227	7,491	4,049	2,916	324,106
沖縄県	802	54,488	25,683	1,771	395	4,325	281	238	1,081	3,030	2,089	1,021	95,204
合 計	57,784	4,845,421	932,056	37,587	29,483	190,786	17,637	11,520	35,195	212,981	158,812	926,386	7,455,648

注)一部自治体では建築用途別基數と処理方式別基數が一致しない場合がある。

4. 浄化槽設置基數

(8)浄化槽設置基數の推移 (全国)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人槽	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)
20	7,534,990 (6,066,922)	7,480,780 (6,083,458)	7,340,054 (6,098,795)	7,162,437 (6,025,052)	7,066,207 (6,004,392)	7,028,375 (6,014,594)	6,984,374 (6,036,702)	6,948,435 (6,047,384)	6,931,803 (6,054,789)	6,909,424 (6,077,197)	6,919,606 (6,112,971)	6,918,797 (6,132,036)	6,943,546 (6,169,229)	6,904,646 (6,140,430)	6,921,444 (6,174,626)	6,913,790 (6,182,265)	6,871,866 (6,186,277)
21 ~ 100	747,142 (510,199)	730,606 (506,074)	691,535 (495,735)	657,270 (480,207)	637,111 (473,461)	620,588 (465,127)	608,635 (482,011)	596,578 (455,869)	589,028 (451,366)	578,321 (448,186)	563,268 (439,747)	540,266 (422,995)	535,163 (419,899)	520,750 (409,203)	513,739 (405,571)	513,279 (408,476)	496,400 (402,048)
101 ~ 500	121,025 (79,123)	117,473 (78,958)	111,631 (77,733)	106,452 (75,982)	101,361 (73,629)	97,088 (71,416)	96,312 (71,116)	93,789 (70,070)	90,750 (68,212)	89,241 (68,031)	86,752 (66,824)	85,077 (65,775)	83,890 (64,709)	82,380 (63,965)	82,232 (64,254)	79,900 (63,064)	77,553 (62,850)
小 計	8,403,157 (6,656,244)	8,328,859 (6,668,490)	8,143,220 (6,672,263)	7,926,159 (6,581,241)	7,804,679 (6,551,482)	7,746,051 (6,551,137)	7,689,321 (6,569,829)	7,638,802 (6,573,323)	7,611,581 (6,574,367)	7,576,986 (6,593,414)	7,569,626 (6,619,542)	7,544,140 (6,620,806)	7,562,599 (6,653,837)	7,507,776 (6,613,598)	7,517,415 (6,644,451)	7,506,969 (6,653,805)	7,445,819 (6,651,175)
501 ~ 1,000	7,971 (5,996)	7,930 (6,108)	7,715 (6,076)	7,517 (5,988)	7,155 (5,776)	6,870 (5,615)	6,790 (5,545)	6,655 (5,512)	6,508 (5,429)	6,427 (5,432)	6,076 (5,122)	5,963 (5,045)	5,830 (4,907)	5,579 (4,696)	5,645 (4,777)	5,424 (4,624)	5,337 (4,667)
1,001 ~ 2,000	4,439 (3,499)	4,372 (3,499)	4,280 (3,484)	4,212 (3,465)	4,053 (3,374)	3,943 (3,313)	3,910 (3,297)	3,877 (3,312)	3,775 (3,266)	3,752 (3,287)	3,353 (2,913)	3,321 (2,903)	3,146 (2,759)	2,967 (2,598)	2,958 (2,592)	2,899 (2,574)	2,916 (2,647)
2,001 ~ 3,000	1,358 (1,082)	1,396 (1,112)	1,328 (1,085)	1,326 (1,092)	1,300 (1,084)	1,263 (1,066)	1,250 (1,057)	1,244 (1,079)	1,225 (1,068)	1,208 (1,058)	1,056 (919)	1,037 (904)	997 (858)	926 (791)	929 (793)	908 (794)	914 (815)
3,001 ~ 4,000	417 (329)	411 (326)	401 (317)	388 (311)	375 (301)	374 (305)	372 (305)	363 (302)	356 (296)	355 (299)	312 (253)	302 (252)	289 (235)	275 (224)	270 (221)	270 (231)	265 (229)
4,001 ~ 5,000	221 (186)	215 (182)	212 (182)	217 (186)	205 (175)	199 (171)	203 (177)	200 (175)	195 (173)	186 (167)	177 (157)	167 (149)	170 (146)	166 (143)	162 (139)	163 (146)	161 (146)
5,001 ~	321 (223)	312 (222)	315 (228)	296 (223)	291 (219)	286 (215)	293 (222)	282 (220)	275 (218)	262 (216)	256 (207)	260 (221)	255 (211)	258 (214)	236 (192)	231 (195)	236 (198)
小 計	14,727 (11,315)	14,636 (11,449)	14,251 (11,372)	13,956 (11,265)	13,379 (10,929)	12,935 (10,685)	12,818 (10,603)	12,621 (10,600)	12,334 (10,450)	12,190 (10,459)	11,230 (9,571)	11,050 (9,474)	10,687 (9,116)	10,171 (8,666)	10,200 (8,714)	9,895 (8,564)	9,829 (8,702)
合 計	8,417,884 (6,667,559)	8,343,495 (6,679,939)	8,157,471 (6,683,635)	7,940,115 (6,592,506)	7,818,058 (6,562,411)	7,758,986 (6,561,822)	7,702,139 (6,580,432)	7,651,423 (6,583,923)	7,623,915 (6,584,817)	7,589,176 (6,603,873)	7,580,856 (6,629,113)	7,555,190 (6,630,280)	7,573,286 (6,662,953)	7,517,947 (6,622,264)	7,527,615 (6,653,165)	7,516,864 (6,662,369)	7,455,648 (6,659,877)
内 単独処理	5,641,662 (3,916,080)	5,442,181 (3,803,133)	5,170,659 (3,723,893)	4,883,467 (3,559,629)	4,674,779 (3,441,912)	4,531,552 (3,356,153)	4,368,516 (3,266,792)	4,233,122 (3,184,853)	4,124,453 (3,103,889)	3,994,148 (3,026,019)	3,912,343 (2,976,362)	3,809,677 (2,901,011)	3,751,128 (2,858,378)	3,639,887 (2,761,146)	3,569,862 (2,713,041)	3,493,652 (2,657,607)	3,357,483 (2,578,832)
内 合併処理	2,776,222 (2,751,479)	2,901,314 (2,876,806)	2,986,812 (2,959,742)	3,056,648 (3,032,877)	3,143,279 (3,120,499)	3,227,434 (3,205,669)	3,333,623 (3,313,640)	3,418,301 (3,399,070)	3,499,462 (3,480,928)	3,595,028 (3,577,854)	3,668,513 (3,652,751)	3,745,513 (3,729,269)	3,822,158 (3,804,575)	3,878,060 (3,861,118)	3,957,753 (3,940,124)	4,023,212 (4,004,762)	4,098,165 (4,081,045)

注) 下段 () は、新構造基準適用のものを示す。

5. 浄化槽廃止基数

(1)浄化槽法第11条の3により廃止が確認された基数（令和5年度）

浄化槽法第11条の3により廃止が確認された基数												合計
都道府県名	単独処理浄化槽					合併処理浄化槽						
	集合処理施設 （下水、農集排等） への接続	浄化槽への 切り替え 単独から合併	家屋等の廃止	その他	小計	集合処理施設 （下水、農集排等） への接続	浄化槽への 切り替え 合併から合併	家屋等の廃止	その他	小計		
北海道	83	37	58	3	181	27	13	93	7	140	321	
青森県	126	32	44	5	207	134	12	35	31	212	419	
岩手県	24	7	14	7	52	211	13	37	9	270	322	
宮城県	91	23	33	7	154	142	19	26	3	190	344	
秋田県	169	20	40	5	234	172	10	54	6	242	476	
山形県	359	46	54	2	461	103	10	25	1	139	600	
福島県	495	258	100	9	862	421	54	96	22	593	1,455	
茨城県	640	322	83	263	1,308	762	54	46	237	1,099	2,407	
栃木県	470	518	45	13	1,046	398	36	35	9	478	1,524	
群馬県	610	720	266	103	1,699	486	29	55	69	639	2,338	
埼玉県	825	543	74	48	1,490	974	35	57	30	1,096	2,586	
千葉県	359	221	91	19	690	477	70	152	87	786	1,476	
東京都	48	8	20	10	86	73	8	9	9	99	185	
神奈川県	416	125	128	10	679	195	16	39	12	262	941	
新潟県	842	163	91	11	1,107	332	24	45	12	413	1,520	
富山県	364	46	62	0	472	211	5	23	5	244	716	
石川県	163	24	18	0	205	50	20	18	1	89	294	
福井県	150	13	25	8	196	140	7	22	6	175	371	
山梨県	265	27	10	9	311	190	11	11	3	215	526	
長野県	82	34	26	0	142	369	76	75	0	520	662	
岐阜県	476	205	181	11	873	384	27	100	6	517	1,390	
静岡県	1,089	1,454	417	31	2,991	601	27	92	38	758	3,749	
愛知県	2,016	657	325	31	3,029	1,775	36	109	17	1,937	4,966	
三重県	857	116	42	9	1,024	1,089	24	33	10	1,156	2,180	
滋賀県	151	1	32	0	184	107	4	25	0	136	320	
京都府	390	1	10	4	405	308	11	31	2	352	757	
大阪府	450	21	83	10	564	470	11	17	4	502	1,066	
兵庫県	244	44	54	4	346	226	66	29	4	325	671	
奈良県	359	25	22	7	413	228	9	18	6	261	674	
和歌山県	162	126	114	4	406	335	26	39	2	402	808	
鳥取県	305	59	25	6	395	220	3	10	5	238	633	
島根県	138	59	95	353	645	138	38	32	22	230	875	
岡山県	360	74	107	4	545	508	25	57	2	592	1,137	
広島県	444	154	130	49	777	367	62	46	30	505	1,282	
山口県	247	53	105	2	407	351	32	45	1	429	836	
徳島県	48	143	57	0	248	74	22	26	1	123	371	
香川県	137	421	32	0	590	66	9	69	0	144	734	
愛媛県	127	30	55	0	212	174	12	37	22	245	457	
高知県	183	32	14	5	234	57	7	20	4	88	322	
福岡県	201	75	56	11	343	734	35	53	16	838	1,181	
佐賀県	153	38	43	9	243	305	12	38	36	391	634	
長崎県	74	43	24	1	142	171	18	36	0	225	367	
熊本県	121	98	53	6	278	139	14	56	23	232	510	
大分県	224	452	27	0	703	234	44	38	12	328	1,031	
宮崎県	194	485	101	2	782	117	41	34	2	194	976	
鹿児島県	154	818	301	0	1,273	169	71	240	0	480	1,753	
沖縄県	43	4	14	25	86	15	3	9	23	50	136	
合 計	15,928	8,875	3,801	1,116	29,720	15,229	1,211	2,292	847	19,579	49,299	

注1)本調査は、平成17年の浄化槽法の改正により規定された廃止の届出（第11条の3）に係るものである。

注2)その他の具体的な内容として、破損・故障による撤去・建替、二重登録の解消、計画変更等がある。

5. 浄化槽廃止基數

(2)浄化槽法第11条の3以外の事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基數(令和5年度)

都道府県名	浄化槽法第11条の3の規定以外の事由により廃止と判断した基数（単独処理浄化槽）																			合計		
	集合処理施設（下水、農集排等）への接続					浄化槽への切り替え 単独から合併					家屋等の廃止					その他						
	台帳整理による	下水道等 部局からの 情報による	検査機関・ 業者からの 情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等 部局からの 情報による	検査機関・ 業者からの 情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等 部局からの 情報による	検査機関・ 業者からの 情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等 部局からの 情報による	検査機関・ 業者からの 情報による	その他			
北海道	43	10	1	0	54	0	0	0	2	2	8	5	0	1	14	119	0	0	0	119	189	
青森県	0	3	0	0	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
岩手県	1	0	2	0	3	0	0	0	0	0	2	0	4	0	6	36	0	2	7	45	54	
宮城県	0	7	4	0	11	0	0	6	0	6	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	18	
秋田県	1	21	0	0	22	4	0	0	0	4	23	0	0	0	23	34	0	0	24	58	107	
山形県	3	167	196	0	366	2	0	7	0	9	12	0	43	0	55	12	0	1	13	443		
福島県	3,448	0	0	0	3,448	180	0	0	0	180	804	16	0	0	804	18	0	0	18	4,450		
茨城県	112	1	0	0	113	142	0	0	0	142	28	0	0	0	44	473	0	0	473	772		
栃木県	10	1,241	0	0	1,251	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,251		
群馬県	1,033	0	212	0	1,245	3	0	91	0	94	1	0	143	0	144	0	0	705	2,188			
埼玉県	104	52	42	9	207	27	6	11	1	45	192	113	124	44	473	1,314	582	654	3,145	3,870		
千葉県	84	127	1	0	212	0	0	0	0	0	18	0	1	0	19	91,648	0	0	91,648	91,879		
東京都	0	1	0	1	2	0	1	0	0	1	0	0	0	8	8	3	0	0	3	14		
神奈川県	167	413	0	5	585	68	1	0	0	69	1,627	8	0	14	1,649	197	1	0	198	2,501		
新潟県	6	0	11	3	20	2	0	1	1	4	7	0	3	0	10	1	0	144	145	179		
富山県	10	0	0	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11		
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	9	0	0	0	0	9		
福井県	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	271	274	276		
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2		
長野県	3	2	2	0	7	0	2	0	0	2	3	0	5	0	8	0	0	0	0	17		
岐阜県	0	38	0	0	38	0	2	3	0	5	63	5	1	0	69	0	0	0	0	112		
静岡県	59	181	12	0	252	387	0	27	0	414	50	0	32	0	82	1,435	3	176	2,139	2,887		
愛知県	46	0	27	0	73	1	0	1	0	2	29	0	5	0	34	21,240	0	2	21,351	21,351		
三重県	0	17	0	1	18	1	0	0	0	1	14	0	0	1	15	0	0	20	20	54		
滋賀県	203	14	20	0	237	0	0	0	0	0	3	0	3	0	6	2	0	22	24	267		
京都府	8	72	0	0	80	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81		
大阪府	25	2,829	0	0	2,854	6	0	3	0	9	87	31	1	0	119	2,202	15	0	2,217	5,199		
兵庫県	0	154	19	1	174	1	0	9	0	10	10	0	4	0	14	2	2	103	116	314		
奈良県	0	5	2	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7		
和歌山県	7	121	0	0	128	0	0	0	0	0	0	7	110	0	117	3	0	0	1	4	249	
鳥取県	7	1	0	5	13	0	0	0	0	0	8	0	0	5	13	1	0	0	4	5	31	
島根県	0	16	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	2	0	0	2	32		
岡山県	28	10	45	0	83	16	0	3	1	20	46	0	47	1	94	24	0	0	3	27	224	
広島県	25	158	22	7	212	3	0	18	1	22	58	0	7	63	128	324	0	0	1	325	687	
山口県	35	55	157	22	269	116	1	3	3	123	61	2	8	1	72	43	0	0	1	44	508	
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川県	0	0	81	0	81	0	0	27	0	27	0	0	263	0	263	0	0	0	0	371		
愛媛県	0	166	0	0	166	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	167		
高知県	18	44	0	0	62	0	0	12	0	12	10	0	86	0	96	0	0	0	0	170		
福岡県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2		
佐賀県	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
長崎県	0	5	0	0	5	2	0	0	0	2	4	0	0	1	5	3	0	0	30	42		
熊本県	0	0	12	0	12	0	0	2	0	2	0	0	43	0	43	0	0	17	74	42		
大分県	83	104	0	3	190	57	1	1	2	61	194	0	7	0	201	135	0	0	0	135	587	
宮崎県	149	0	0	0	149	10	0	0	0	10	90	0	0	0	90	34	0	0	34	283		
鹿児島県	34	0	0	0	34	162	0	0	0	162	120	0	0	0	120	0	0	0	0	316		
沖縄県	1,103	0	0	0	1,103	4	0	0	0	4	0	0	5	0	5	1	0	0	1	1,113		
計	6,856	6,035	869	60	13,820	1,195	12	227	13	1,447	3,582	187	947	154	4,870	119,311	603	2,097	1,217	123,228	143,365	

5. 浄化槽廃止基数

(3)浄化槽法第11条の3以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数（令和5年度）

都道府県名	浄化槽法第11条の3の規定以外の事由により廃止と判断した基数（合併処理浄化槽）															合計					
	集合処理施設（下水、農集排等）への接続					浄化槽への切り替え 合併から合併					家屋等の廃止										
	台帳整理 による	下水道等部 局からの情 報による	検査機関・ 業者からの 情報による	その他	小計	台帳整理 による	下水道等部 局からの情 報による	検査機関・ 業者からの 情報による	その他	小計	台帳整理 による	下水道等部 局からの情 報による	検査機関・ 業者からの 情報による	その他	小計						
北海道	3	2	0	0	5	2	0	0	0	2	15	1	0	0	18	14	0	0	14	39	
青森県	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	763	0	0	763	766	
岩手県	1	0	19	3	23	0	0	1	1	2	4	0	14	0	18	73	0	8	133	176	
宮城県	0	14	8	0	22	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	24	0	
秋田県	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	29	0	0	0	30	16	0	0	16	49	
山形県	8	4	20	0	32	1	0	0	0	1	25	0	2	1	28	7	0	0	7	68	
福島県	246	0	0	0	246	40	0	0	0	40	199	0	0	0	199	57	0	0	57	542	
茨城県	126	0	0	0	126	15	0	0	0	15	13	5	0	0	18	633	0	0	633	792	
栃木県	7	2,544	0	0	2,551	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3	0	0	3	2,556	
群馬県	353	0	132	0	485	2	0	37	0	39	0	0	49	0	49	0	0	371	944	0	
埼玉県	121	63	50	9	243	8	3	3	1	15	74	56	56	9	195	465	75	233	819	1,272	
千葉県	28	87	1	0	116	0	0	2	0	2	0	0	3	0	3	10,889	1	0	10,890	11,011	
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4	8	0	0	8	12	
神奈川県	15	91	2	0	108	5	0	0	0	5	44	1	1	2	48	63	1	1	65	226	
新潟県	0	0	5	0	5	0	0	1	0	1	4	0	0	0	4	0	0	5	5	15	
富山県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	9	0	0	0	0	9	
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	153	153	
山梨県	0	0	2	0	2	0	0	1	0	1	0	0	2	0	2	3	0	4	8	13	
長野県	2	0	1	0	3	1	0	19	0	20	1	0	12	0	13	0	0	0	0	36	
岐阜県	0	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
静岡県	10	43	1	0	54	11	0	4	0	15	12	0	7	0	19	858	0	34	993	1,081	
愛知県	18	0	20	0	38	1	0	0	0	1	3	0	1	0	4	6,247	0	0	6,247	6,290	
三重県	0	50	0	0	50	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	11	11	64	
滋賀県	607	29	17	0	653	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	666	
京都府	7	9	0	0	16	1	0	0	0	1	1	1	0	0	2	1	0	0	1	20	
大阪府	7	154	0	0	161	1	0	1	0	2	15	0	0	0	15	369	2	5	376	554	
兵庫県	1	43	13	0	57	1	0	0	0	1	5	0	3	0	8	0	0	88	4	158	
奈良県	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
和歌山県	2	35	0	0	37	0	0	0	0	0	0	3	17	0	20	0	0	0	0	57	
鳥取県	4	1	0	1	6	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	5	5	12	
島根県	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	
岡山県	13	25	38	1	77	3	0	3	1	7	15	0	16	4	35	104	0	4	108	227	
広島県	3	109	3	2	117	3	0	1	0	4	11	0	2	1	14	62	0	0	197	197	
山口県	23	52	188	17	280	9	0	0	1	10	9	1	9	0	19	22	0	7	29	338	
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川県	0	0	30	0	30	0	0	11	0	11	0	0	74	0	74	0	0	0	0	115	
愛媛県	0	75	0	0	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	
高知県	2	16	0	0	18	0	0	2	0	2	5	0	22	0	27	0	0	7	7	54	
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
佐賀県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
長崎県	0	36	0	0	36	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	1	0	1	29	31	
熊本県	0	0	11	0	11	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	0	5	0	27	
大分県	52	41	1	0	94	9	1	0	0	10	133	0	4	0	137	184	0	0	184	425	
宮崎県	41	0	0	0	41	0	0	0	0	0	11	0	0	0	11	6	0	0	6	58	
鹿児島県	22	0	0	0	22	24	0	0	0	24	40	0	0	0	40	0	0	0	0	86	
沖縄県	155	0	1	0	156	0	0	1	0	1	0	0	3	0	3	0	0	1	0	161	
合 計	1,879	3,537	563	34	6,013	138	5	87	4	234	685	69	311	25	1,090	20,849	79	920	268	22,116	29,453

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数（令和5年度）

1)浄化槽法第5条第2項、浄化槽法第12条第1項、浄化槽法第12条第2項関連

都道府県名			法第5条 第2項 改善勧告	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項					
				助言・指導					勧告					改善命令					使用停 止命令
設置者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者			
北海道	50	466	76	0	4	46	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0		
青森県	0	345	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
岩手県	0	245	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宮城県	0	198	297	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	0	0	0	0		
秋田県	0	254	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
山形県	0	1,130	116	0	0	0	154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福島県	0	322	1	0	4	0	12	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0		
茨城県	0	7,284	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
栃木県	0	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
群馬県	0	4,382	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
埼玉県	0	611	5,194	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
千葉県	0	1,831	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東京都	0	555	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
神奈川県	0	85	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
新潟県	0	1,233	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
富山県	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
石川県	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福井県	0	795	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
山梨県	0	321	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
長野県	0	408	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
岐阜県	0	531	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
静岡県	0	476	266	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
愛知県	0	3,164	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
三重県	0	480	59	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
滋賀県	0	95	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
京都府	8	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
大阪府	0	538	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
兵庫県	1	318	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
奈良県	0	693	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
和歌山県	8	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
鳥取県	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
島根県	0	285	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
岡山県	0	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
広島県	0	2,587	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
山口県	0	2,613	1,733	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
徳島県	0	5,195	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
香川県	0	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
愛媛県	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
高知県	0	539	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福岡県	0	146	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
佐賀県	0	1,000	734	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
長崎県	0	2,132	82	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
熊本県	9	703	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
大分県	0	506	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宮崎県	0	3,912	1,719	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
鹿児島県	2	1,157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
沖縄県	0	384	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	78	48,526	10,716	4	24	46	169	0	0	0	0	80	0	0	0	0	0		
保健所設置市等計	0	12,219	1,328	21	62	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
合計	78	60,745	12,044	25	86	46	169	0	0	0	0	81	0	0	0	0	0		

注)東京都は特別区を除いた件数

(保健所設置市等)

保健所設置市名			法第5条 第2項 改善勧告	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項						
				助言・指導					勧告					改善命令					使用停 止命令	
				管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者		管理者
札幌市	幌 館 市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	市	市	0	8	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	市	市	0	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八戸市	市	市	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市	市	市	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形市	市	市	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島市	市	市	0	179	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	市	市	0	24	21	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	市	市	0	252	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸市	市	市	0	744	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	市	市	0	93	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高崎市	市	市	0	760	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	市	市	0	321	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川越市	市	市	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川口市	市	市	0	70	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越谷市	市	市	0	386	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千代田市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	市	市	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	市	市	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	市	市	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	市	市	0	275	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜相模原市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	市	市	0	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新富山	市	市	0	279	279	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	市	市	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	市	市	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井市	市	市	0	216	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府市	市	市	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松本市	市	市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	市	市	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	市	市	0	809	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田	市	市	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	市	市	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮市	市	市	0	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	市	市	0	788	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四日市市	市	市	0	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
京都市	市	市	0	283	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	市	市	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大塚市	市	市	0	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	市	市	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
枚方市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾市	市	市	0	10	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大阪	市	市	0	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸市	市	市	0	286	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫路市	市	市	0	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	市	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	市	市	0	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(保健所設置市等)

保健所設置市名	法第5条 第2項 改善勧告	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項					
		助言・指導					勧告					改善命令					使用停 止命令
	設置者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者
広島市	0	701	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉市	0	250	5	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	0	198	339	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関市	0	666	335	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	319	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	0	561	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本市	0	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市	0	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	893	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	343	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	12,219	1,328	21	62	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数（令和5年度）

2)浄化槽法第7条の2、第12条の2関係

都道府県名	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	助言・指導	勧告	改善命令	助言・指導	勧告	改善命令
北海道	245	0	0	690	0	0
青森県	4	0	0	35	0	0
岩手県	104	0	0	285	0	1
宮城県	0	0	0	171	32	0
秋田県	0	0	0	40	0	0
山形県	0	0	0	3,425	17	0
福島県	116	6	0	1,227	138	0
茨城県	116	0	0	32,092	0	0
栃木県	24	0	0	1,332	0	0
群馬県	1,197	0	0	2,288	0	0
埼玉県	446	0	0	2,031	11	0
千葉県	169	0	0	5,823	0	0
東京都	6	0	0	1,895	0	0
神奈川県	90	0	0	12	0	0
新潟県	66	0	0	469	0	0
富山県	2	0	0	166	0	0
石川県	3	0	0	53	0	0
福井県	6	0	0	84	0	83
山梨県	73	0	0	772	0	0
長野県	2	0	0	415	0	0
岐阜県	23	0	0	3,931	0	0
静岡県	93	0	0	93	0	0
愛知県	413	0	0	7,854	0	0
三重県	11	0	0	245	0	0
滋賀県	0	0	0	32	0	0
京都府	0	0	0	3,729	0	0
大阪府	32	0	0	864	0	0
兵庫県	4	0	0	2,084	0	0
奈良県	1	0	0	374	0	0
和歌山県	4	0	0	1,441	0	0
鳥取県	0	0	0	5,697	0	0
島根県	1	0	0	201	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	11,370	0	0
山口県	129	0	0	45,066	0	0
徳島県	44	0	0	79,648	0	0
香川県	0	0	0	35	0	0
愛媛県	0	0	0	718	0	0
高知県	13	0	0	3,286	0	0
福岡県	38	0	0	29	0	0
佐賀県	5	0	0	2,333	0	0
長崎県	12	0	0	226	0	0
熊本県	6	0	0	4,396	51	0
大分県	24	0	0	2,457	0	0
宮崎県	55	0	0	33,020	0	0
鹿児島県	25	0	0	3,200	0	0
沖縄県	0	0	0	8	0	0
小計	3,602	6	0	265,642	249	84
保健所設置市等計	1,326	0	0	58,086	0	0
合計	4,928	6	0	323,728	249	84

注) 東京都は特別区を除いた件数

(保健所設置市等)

保健所設置市名	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	助言・指導	勧告	改善命令	助言・指導	勧告	改善命令
札幌市	0	0	0	45	0	0
函館市	0	0	0	93	0	0
小樽市	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	263	0	0
青森市	0	0	0	2	0	0
八戸市	2	0	0	55	0	0
盛岡市	0	0	0	26	0	0
仙台市	21	0	0	3	0	0
秋田市	0	0	0	163	0	0
山形市	0	0	0	880	0	0
福島市	50	0	0	280	0	0
郡山市	174	0	0	0	0	0
いわき市	39	0	0	213	0	0
水戸市	30	0	0	2,264	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0
前橋市	0	0	0	0	0	0
高崎市	0	0	0	0	0	0
さいたま市	126	0	0	3,136	0	0
川越市	212	0	0	544	0	0
川口市	381	0	0	1,974	0	0
越谷市	0	0	0	0	0	0
千代田市	0	0	0	130	0	0
船橋市	58	0	0	140	0	0
柏市	14	0	0	49	0	0
八王子市	2	0	0	13	0	0
町田市	10	0	0	780	0	0
横浜市	0	0	0	506	0	0
川崎市	33	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0
新潟市	52	0	0	1,738	0	0
富山市	0	0	0	47	0	0
金沢市	0	0	0	0	0	0
福井市	0	0	0	24	0	0
甲府市	0	0	0	2,635	0	0
長野市	0	0	0	0	0	0
松本市	0	0	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	866	0	0
静岡市	0	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	0
名古屋	0	0	0	618	0	0
豊橋市	0	0	0	21	0	0
岡崎市	38	0	0	225	0	0
一宮市	0	0	0	4	0	0
豊田市	0	0	0	0	0	0
四日市市	22	0	0	7,100	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	279	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0
堺市	0	0	0	77	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0	0	0
八尾市	0	0	0	347	0	0
寝屋川市	0	0	0	7	0	0
東大阪市	0	0	0	1,517	0	0
神戸市	0	0	0	250	0	0
姫路市	0	0	0	85	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0
明石市	0	0	0	256	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	0	0	45	0	0
和歌山市	0	0	0	891	0	0
鳥取市	3	0	0	1,338	0	0
松江市	0	0	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0	0	0
広島市	0	0	0	1,694	0	0
呉市	30	0	0	388	0	0
福山市	0	0	0	5,318	0	0
下関市	0	0	0	3,911	0	0
高松市	0	0	0	15,149	0	0
松山市	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0
福岡市	3	0	0	6	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	9	0	0
佐世保市	4	0	0	46	0	0
熊本市	0	0	0	79	0	0
大分市	0	0	0	179	0	0
宮崎市	19	0	0	1,115	0	0
鹿児島市	3	0	0	260	0	0
那覇市	0	0	0	2	0	0
特別区	0	0	0	1	0	0
小計	1,326	0	0	58,086	0	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数（令和5年度）

3)浄化槽法第53条又は条例関係

都道府県名	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
北海道	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	13	0	0	1
岩手県	149	26	0	0	0	11	2	0	0	0
宮城県	13	183	0	14	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	49	0	0	0	199	14	0	0	0
山形県	247	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	69	12	0	12	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	419	0	0	0	268	0	0	0	0
栃木県	0	58	0	77	1	0	2	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	39	0	0	0
埼玉県	372	0	0	0	0	293	22	0	0	0
千葉県	1	0	0	0	0	266	54	0	0	0
東京都	139	93	0	0	0	34	21	0	0	0
神奈川県	15	0	0	0	0	211	28	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	395	0	12	0	0	0	0	0	0
福井県	22	0	0	0	0	0	2	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	79	45	0	0	0
長野県	110	0	0	0	0	867	24	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	155	5	0	0	0
静岡県	0	1	0	0	0	1,156	66	0	2	0
愛知県	0	312	0	0	0	2,110	35	0	0	0
三重県	1	0	0	0	0	187	67	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
大阪府	130	0	0	0	0	231	5	0	0	0
兵庫県	0	0	0	0	0	43	19	0	0	0
奈良県	5	3	0	0	0	56	19	0	0	0
和歌山県	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	2	31	0	16	0	12	6	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	107	3	0	0	0
広島県	2,940	1,447	0	1,731	0	1	21	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0	0	9	0	1	0
徳島県	0	769	0	0	0	0	35	0	0	0
香川県	0	74	0	0	0	678	45	20	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	1	30	0	0	0
福岡県	1	0	0	436	0	424	9	0	5	0
佐賀県	61	200	0	0	0	44	7	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	393	50	0	36	0
熊本県	0	28	0	0	0	0	4	0	0	0
大分県	5	0	0	0	0	6	8	0	0	0
宮崎県	0	166	0	162	0	6	6	0	0	0
鹿児島県	99	150	0	1	2	39	13	0	0	0
沖縄県	11	1	0	0	0	41	51	0	0	0
小計	4,426	4,417	0	2,461	4	7,922	786	20	44	1
保健所設置市等計	1,859	3,954	0	3,251	3,269	4,491	142	0	63	0
合 計	6,285	8,371	0	5,712	3,273	12,413	928	20	107	1

注) 東京都は特別区を除いた件数

保健所設置市名	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
札幌市	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
八戸市	0	27	0	5	0	0	3	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	27	0	0	0	0	38	7	0	0	0
秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形市	3	15	0	1	1	8	0	0	0	0
福島市	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	93	75	0	0	0	4	24	0	0	0
高崎市	0	106	0	0	0	5	12	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0
川越市	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0
川口市	0	112	0	0	0	41	0	0	0	0
越谷市	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	110	82	0	24	12	0	8	0	0	0
横浜市	211	0	0	2,793	2,621	47	0	0	0	0
川崎市	125	858	0	0	0	291	5	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	102	66	0	0	270	279	2	0	0	0
富山市	0	0	0	0	0	4	0	0	7	0
金沢市	0	395	0	12	0	0	0	0	0	0
福井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松本市	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	257	2	0	2	0
静岡市	60	183	0	0	0	22	10	0	0	0
浜松市	0	69	0	6	0	11	14	0	0	0
名古屋	0	67	0	48	12	795	14	0	10	0
豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0
四日市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0	167	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0
八尾市	9	14	0	0	0	1	0	0	0	0
寝屋川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
神戸市	0	67	0	11	0	0	3	0	0	0
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山市	0	0	0	0	353	0	0	0	0	0
鳥取市	0	12	0	4	0	0	0	0	0	0
松江市	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
岡山市	96	0	0	0	0	86	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0	0	966	1	0	0	0
広島市	0	646	0	0	0	1,070	5	0	22	0
呉市	0	228	0	156	0	0	5	0	7	0
福山市	0	0	0	0	0	8	2	0	0	0
下関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	640	259	0	0	0	122	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	43	0	23	0	0	8	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	277	31	0	0	0	89	1	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0
佐世保市	0	60	0	60	0	0	2	0	6	0
熊本市	0	416	0	108	0	18	1	0	9	0
大分市	53	47	0	0	0	7	0	0	0	0
宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	2	0	0	0	0	22	0	0	0	0
特別区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1,859	3,954	0	3,251	3,269	4,491	142	0	63	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)特定既存単独処理浄化槽の措置に係る情報（令和5年度）

4)特定既存単独処理浄化槽の基数と行政処分等の件数（浄化槽法附則第11条）

都道府県名		特定既存単独処理浄化槽の基数	管理者				市町村への行政処分の移譲の有無
			浄化槽法附則第11条				
			助言・指導	勧告	改善命令		
北海道	0	0	0	0	0	有	
青森県	0	0	0	0	0	無	
岩手県	0	0	0	0	0	無	
宮城県	0	0	0	0	0	有	
秋田県	0	0	0	0	0	有	
山形県	0	0	0	0	0	有	
福島県	0	0	0	0	0	有	
茨城県	0	0	0	0	0	無	
栃木県	0	0	0	0	0	無	
群馬県	0	0	0	0	0	無	
埼玉県	0	0	0	0	0	有	
千葉県	0	0	0	0	0	無	
東京都	0	0	0	0	0	無	
神奈川県	0	0	0	0	0	無	
新潟県	0	0	0	0	0	無	
富山県	0	0	0	0	0	有	
石川県	0	0	0	0	0	無	
福井県	0	0	0	0	0	無	
山梨県	7	8	0	0	0	有	
長野県	24	3	0	0	0	無	
岐阜県	0	0	0	0	0	無	
静岡県	0	0	0	0	0	有	
愛知県	0	0	0	0	0	無	
三重県	0	0	0	0	0	有	
滋賀県	0	0	0	0	0	有	
京都府	0	0	0	0	0	無	
大阪府	0	0	0	0	0	有	
兵庫県	0	0	0	0	0	無	
奈良県	0	0	0	0	0	無	
和歌山県	0	0	0	0	0	有	
鳥取県	0	0	0	0	0	無	
島根県	0	0	0	0	0	無	
岡山県	0	0	0	0	0	無	
広島県	0	0	0	0	0	無	
山口県	0	0	0	0	0	有	
徳島県	0	0	0	0	0	無	
香川県	0	0	0	0	0	有	
愛媛県	0	0	0	0	0	有	
高知県	0	0	0	0	0	無	
福岡県	0	0	0	0	0	無	
佐賀県	0	0	0	0	0	無	
長崎県	0	0	0	0	0	無	
熊本県	0	0	0	0	0	無	
大分県	0	0	0	0	0	有	
宮崎県	0	0	0	0	0	無	
鹿児島県	380	380	0	0	0	有	
沖縄県	0	0	0	0	0	無	
小計	411	391	0	0	0		
保健所設置市等計	25	0	0	0	0		
合計	436	391	0	0	0		

注）東京都は特別区を除いた件数

（保健所設置市等）

保健所設置市名	特定既存単独処理浄化槽の基数	管理者			
		浄化槽法附則第11条			
		助言・指導	勧告	改善命令	
札幌市	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0
小樽市	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0	0
八戸市	0	0	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	0
秋田市	0	0	0	0	0
山形市	0	0	0	0	0
福島市	0	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0	0
いわき市	0	0	0	0	0
水戸市	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0
前橋市	0	0	0	0	0
高崎市	0	0	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0	0
川越市	0	0	0	0	0
川口市	0	0	0	0	0
越谷市	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0
町田市	0	0	0	0	0
横浜市	0	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0
横須賀市	0	0	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0
新潟市	0	0	0	0	0
富山市	0	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0	0
福井市	0	0	0	0	0
甲府市	0	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0	0
松本市	0	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0
静岡市	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0
名古屋	0	0	0	0	0
豊橋市	0	0	0	0	0
岡崎市	0	0	0	0	0
一宮市	0	0	0	0	0
豊田市	0	0	0	0	0
四日市市	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0	0
八尾市	0	0	0	0	0
寝屋川市	0	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0	0
神戸市	0	0	0	0	0
姫路市	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0
明石市	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0
奈良市	0	0	0	0	0
和歌山市	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0
松江市	0	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0	0
広島市	0	0	0	0	0
呉市	0	0	0	0	0
福山市	0	0	0	0	0
下関市	0	0	0	0	0
高松市	0	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	0	0
佐世保市	0	0	0	0	0
熊本市	0	0	0	0	0
大分市	0	0	0	0	0
宮崎市	0	0	0	0	0
鹿児島市	20	0	0	0	0
那覇市	0	0	0	0	0
特別区	5	0	0	0	0
小計	25	0	0	0	0

6. 行政処分等の件数及び相拠

(2) 行政処分等を行った根拠 (令和5年度)

都道府県名	浄化槽法 第12条 第1項				浄化槽法 第12条 第2項				浄化槽法 第53条又は条例関係			
	指定検査機関から報告された検査結果		その他		指定検査機関から報告された検査結果		その他		指定検査機関から報告された検査結果		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
北海道	590	0	0	0	7	0	0	0	1	0	0	0
青森県	345	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
岩手県	270	0	0	0	0	0	0	0	172	8	0	3
宮城県	495	0	0	0	54	0	0	0	196	0	0	14
秋田県	351	0	1	0	0	0	0	0	49	0	56	157
山形県	1,246	154	0	0	0	0	0	0	247	0	0	0
福島県	327	12	0	0	17	0	0	0	93	0	0	0
茨城県	7,284	0	0	0	0	0	0	0	0	0	268	0
栃木県	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136	2
群馬県	4,354	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	39
埼玉県	5,476	1	315	0	0	0	0	0	370	0	93	2
千葉県	1,751	0	45	0	0	0	0	0	0	22	138	160
東京都	541	0	0	0	0	0	0	0	76	0	55	156
神奈川県	66	0	18	0	0	0	0	0	0	102	0	15
新潟県	1,252	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	137
富山県	13	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4
石川県	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	795	0	0	0	0	0	0	0	22	0	0	407
山梨県	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
長野県	363	0	8	0	0	0	0	0	0	4	74	46
岐阜県	531	0	17	0	0	0	0	0	110	570	210	111
静岡県	613	0	0	0	0	0	0	0	0	155	0	5
愛知県	2	0	110	0	0	0	0	0	0	11	1	1,037
三重県	455	1	82	0	0	0	0	0	0	312	2,143	0
滋賀県	97	0	1	0	1	0	0	0	0	3	178	73
京都府	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	245	0	286	0	0	0	0	0	0	0	0	3
兵庫県	318	0	0	0	0	0	0	0	104	69	23	144
奈良県	682	0	19	0	0	0	0	0	0	7	41	14
和歌山県	105	0	4	0	0	0	0	0	34	0	47	28
鳥取県	22	0	0	0	0	0	0	0	35	6	0	12
島根県	282	0	3	0	0	0	0	0	0	4	0	0
岡山県	158	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	2,587	0	0	0	0	0	0	0	4,842	1	88	3
山口県	4,346	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	21
徳島県	5,195	0	0	0	0	0	0	0	769	0	35	0
香川県	150	0	0	0	0	0	0	0	74	591	82	0
愛媛県	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70
高知県	539	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	173	0	99	0	0	0	0	0	0	0	0	31
佐賀県	1,734	0	0	0	0	0	0	0	211	0	2	39
長崎県	2,224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	7
熊本県	702	1	0	0	0	0	0	0	321	0	108	50
大分県	506	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
宮崎県	5,630	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14
鹿児島県	1,157	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	3
沖縄県	329	0	62	0	0	0	0	0	105	0	43	9
小計	54,726	169	3,466	0	79	0	0	0	2	0	7	85
保健所設置市等計	11,160	0	560	0	1,124	0	0	0	7,512	2,304	314	3,918
合計	65,886	169	4,026	0	79	0	0	0	2,912	1,866	6,683	4,751
									10,424	4,170	6,997	4,393
												2,738
												2,355
												4,906

(保健所設置市等)

保健所設置市名	浄化槽法第12条第1項				浄化槽法第12条第2項				浄化槽法第53条又は条例関係			
	指定検査機関から報告された検査結果		その他		指定検査機関から報告された検査結果		その他		指定検査機関から報告された検査結果		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴取	⑥立入検査	⑤報告の徴取	⑥立入検査	⑤報告の徴取	⑥立入検査
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	50	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
八戸市	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	3
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	45
秋田市	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形市	0	0	0	0	0	0	0	13	1	0	7	7
福島市	179	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	252	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸市	744	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	93	0	24	0	0	0	0	93	4	75	24	0
高崎市	752	0	8	0	0	0	0	0	0	0	17	0
さいたま市	321	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0
川越市	4	0	12	0	0	0	0	0	0	0	19	10
越谷市	301	0	13	0	0	0	0	0	0	0	112	41
千葉市	0	0	386	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	0	0	80	0	0	0	0	110	7	0	118	1
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	110	0	6	0	0	0	0	0	0	5,625	47	0
相模原市	0	0	165	0	0	0	0	0	0	983	296	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新富市	270	0	0	0	0	0	0	270	0	0	168	281
金沢市	47	0	4	0	0	0	0	0	0	0	11	0
福井市	216	0	4	0	0	0	0	0	0	0	407	0
甲府市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松本市	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	233	0	24	0	4
静岡市	0	0	22	0	0	0	0	243	0	0	0	32
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	25
名古屋市	17	0	792	0	0	0	0	12	0	0	115	819
豊田市長	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市長	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎市	788	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	281	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4

(保健所設置市等)

保健所設置市 名	浄化槽法 第12条 第1項				浄化槽法 第12条 第2項				浄化槽法 第53条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴取	⑥立入検査	⑤報告の徴取	⑥立入検査	⑤報告の徴取	⑥立入検査
大阪府	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	167
中野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹上町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	18
枚方市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
八尾市	44	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	1
川口市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
大田区	286	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	3
神戸市	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石巻市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	56	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0	353	0	0	0	0	0
和歌山市	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0
鳥取市	35	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
松江市	397	0	0	0	0	0	0	0	96	83	0	0	0	3
岡山県	493	0	0	0	0	0	0	0	966	0	0	0	0	1
広島市	701	0	0	0	0	0	0	0	646	409	0	0	0	688
呉市	250	0	12	0	0	0	0	0	0	0	12	384	0	0
福山市	537	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
下関市	1,001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	0	0	0	0	0	0	0	0	899	122	0	0	0	0
山形市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	8
北相模市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	308	90
米原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
留米市	318	0	1	0	0	0	0	0	0	9	0	17	0	4
佐世保市	615	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	120	0
熊本市	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	524	28
大分県	223	0	0	0	0	0	0	0	53	0	0	0	47	7
宮崎県	893	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	343	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別区	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	22
小計	11,160	0	560	0	1,910	0	0	0	2,912	1,866	6,683	475	2,738	2,355

7. 浄化槽関係業者数（令和5年度末現在）

都道府県名	保守点検業				浄化槽清掃業				浄化槽汚泥収集運搬業				浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士 登録人数
	総登録 件数	内訳		その他の業 と兼業	浄化槽法 第35条 許可業者	浄化槽法第 7条に基づく 許可業者		うち廃掃法第6 条の2に基づく 委託業者	浄化槽法第7 条に基づく 許可業者	廃掃法第6条 の2に基づく 委託業者	総数	内訳			うち 浄化槽法に基 づく工事業者	設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数			
		保守点検 専業	清掃業 と兼業			うち廃掃法第 7条に基づく 許可業者	うち廃掃法第 6条の2に基づく 委託業者					うち 土木工事業者	うち 建築工事業者	うち 管工事業者						
北海道	394	185	207	2	482	363	91	247	88	830	42	621	256	747	227	169	959			
北海 道	129	33	78	18	90	90	10	122	11	389	19	292	116	357	91	55	536			
青森 県	142	7	54	81	102	92	18	103	18	504	49	377	174	410	165	136	475			
岩手 県	157	74	64	19	97	96	0	96	0	553	39	419	178	455	83	704	704			
宮城 県	83	4	69	10	90	90	18	80	6	451	28	291	121	392	150	112	378			
秋田 県	83	1	62	20	133	107	7	96	11	427	48	303	122	364	42	39	378			
山形 県	215	34	64	117	86	86	6	1	0	710	55	494	196	627	150	42	766			
福島 県	483	169	129	185	230	230	24	217	23	949	79	589	231	816	236	236	1,209			
茨城 県	249	19	71	159	93	93	7	83	14	333	75	161	71	251	159	159	754			
栃木 県	221	62	76	83	147	147	29	151	24	929	147	486	225	735	176	176	923			
群馬 県	473	267	133	73	151	151	0	151	0	1,042	71	627	206	934	352	352	1,367			
埼玉 県	424	0	142	282	147	147	0	147	0	1,253	126	586	243	1,081	585	585	1,526			
千葉 県	105	9	32	64	48	46	12	43	13	292	7	154	73	239	13	13	274			
東京 都	184	47	30	107	46	46	4	50	6	540	13	340	99	512	78	78	410			
神奈 川 県	114	27	87	0	93	73	55	86	63	815	28	587	235	753	291	291	632			
新潟 県	57	0	20	37	18	18	2	18	2	199	4	156	64	193	45	45	176			
富山 県	77	5	20	52	35	35	3	35	3	133	2	110	56	126	156	156	216			
石川 県	26	5	19	2	25	25	5	25	5	311	8	183	97	292	53	53	144			
福井 県	127	0	32	95	80	79	13	81	8	356	42	258	80	341	105	4	312			
山梨 県	222	24	50	148	130	118	30	130	30	685	27	504	265	607	243	163	639			
長野 県	149	40	46	63	90	81	17	85	17	485	52	324	147	469	164	164	969			
岐阜 県	262	55	81	126	104	103	12	89	5	775	93	459	130	660	367	226	1,078			
静岡 県	300	54	94	152	153	153	31	162	24	563	49	385	190	592	592	592	1,354			
愛知 県	258	51	86	121	115	115	0	120	0	487	35	378	164	427	438	293	954			
三重 県	55	17	29	9	29	29	6	29	6	180	2	138	86	162	117	103	214			
滋賀 県	98	9	53	36	46	45	7	54	7	427	13	323	172	368	71	41	288			
京都 府	230	28	106	96	159	159	0	160	0	125	4	93	51	378	87	34	378			
大阪 府	190	59	83	48	166	159	30	158	31	405	18	255	107	375	104	56	562			
兵庫 県	138	28	37	73	43	40	11	36	63	332	33	285	117	285	95	95	562			
奈良 県	265	95	54	116	94	93	25	92	25	517	55	357	199	440	223	131	587			
和歌 山 県	56	17	14	25	33	29	6	26	9	206	7	174	106	179	41	11	130			
鳥取 県	46	6	33	7	51	46	16	46	20	439	8	326	164	399	61	61	311			
島根 県	38	2	34	2	38	38	0	38	0	553	35	420	252	455	68	68	327			
岡山 県	109	35	74	0	110	110	0	96	2	725	62	482	244	601	158	69	589			
広島 県	116	29	79	8	82	82	0	83	0	625	59	327	168	497	150	150	507			
山口 県	129	28	52	49	101	96	13	94	13	307	42	201	106	233	161	161	511			
徳島 県	128	37	43	48	47	47	0	47	0	437	61	239	108	340	104	99	380			
香川 県	209	64	59	86	79	74	21	79	19	427	61	257	85	350	94	94	632			
愛媛 県	123	25	69	29	113	83	14	56	0	339	32	221	103	287	74	73	303			
高知 県	188	32	103	53	156	151	30	105	26	742	40	500	198	632	339	339	845			
福岡 県	41	13	27	1	49	49	9	43	10	391	25	292	136	340	91	91	370			
佐賀 県	151	0	64	87	81	81	0	81	0	682	89	488	280	526	123	108	421			
長崎 県	100	32	61	7	78	78	19	77	17	825	88	591	235	689	126	111	526			
熊本 県	109	15	38	56	41	36	14	36	12	589	116	360	156	441	138	119	502			
大分 県	65	11	21	33	23	23	5	23	5	422	91	266	74	315	115	115	452			
宮崎 県	76	9	67	0	82	80	17	79	17	1,150	190	839	397	901	143	143	842			
鹿児島 県	135	11	52	72	123	125	25	137	25	161	12	130	53	147	300	239	252			
沖縄 県	7,729	1,774	2,998	2,957	4,609	4,337	662	4,086	678	25,017	2,281	16,618	7,336	21,375	7,944	6,733	27,258			
小計	4,400	1,251	818	2,331	1,697	1,638	79	1,665	25						1,476	1,351	14,558			
保健所設置市等計	12,129	3,025	3,816	5,288	6,306	5,975	741	5,751	703	25,017	2,281	16,618	7,336	21,375	9,420	8,084	41,816			

注：浄化槽工事業者のうち、土木工事業者、建築工事業者、管工事業者にはそれぞれ兼業するものも含まれるため、内訳の合計とこれらの総数とは一致しない。

(保健所設置市等)

保健所設置市名	保守点検業			浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業				浄化槽工事業				技術管理者		浄化槽管理士
	総登録 件数	保守点検 専業	内訳 清掃業 と兼業	その他の業 と兼業	浄化槽法 第35条 許可業者	うち廃掃法第 7条に基づく 許可業者	うち廃掃法第 6条の2に基づく 委託業者	廃掃法第7 条に基づく 許可業者	廃掃法第6条 の2に基づく 委託業者	総数	うち 浄化槽法に基 づく工事業者	うち 土木工事業者	うち 建築工事業者	うち 管工事業者	設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数	
札幌市	29	14	15	0	22	1	0	1	0	0	0	0	0	0	10	10	66
函館市	25	0	8	17	8	6	2	6	2	0	0	0	0	0	8	8	56
小樽市	8	6	2	0	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	16
旭川市	17	3	13	1	14	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13	13	53
青森市	37	3	16	18	16	16	0	16	0	0	0	0	0	0	29	29	148
八戸市	26	0	5	21	5	5	0	5	0	0	0	0	0	0	20	15	191
盛岡市	49	0	4	45	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	6	6	152
仙台市	65	29	18	18	21	18	0	19	0	0	0	0	0	0	25	25	141
秋田市	22	1	6	15	6	6	0	6	0	0	0	0	0	0	32	32	53
山形市	25	0	8	17	10	10	0	10	0	0	0	0	0	0	6	6	92
福島市	53	13	22	18	17	17	17	17	0	0	0	0	0	0	32	20	174
郡山市	83	38	15	30	17	17	0	17	0	0	0	0	0	0	36	36	194
いわき市	44	43	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	39	31	208
水戸市	177	95	6	76	9	9	0	9	0	0	0	0	0	0	22	21	535
宇都宮市	98	0	11	87	12	11	0	11	0	0	0	0	0	0	20	20	276
前橋市	89	25	5	59	5	5	0	5	0	0	0	0	0	0	19	19	337
高崎市	56	12	16	28	12	12	0	12	0	0	0	0	0	0	15	15	313
さいたま市	168	0	20	148	23	23	0	23	0	0	0	0	0	0	31	1	566
川越市	115	10	5	100	7	7	0	7	0	0	0	0	0	0	18	18	487
川口市	108	16	7	85	15	15	0	15	0	0	0	0	0	0	4	4	419
越谷市	112	0	9	103	14	14	0	14	0	0	0	0	0	0	13	13	486
千葉市	125	0	8	117	8	8	0	8	0	0	0	0	0	0	16	16	574
船橋市	135	0	4	131	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	20	20	624
柏市	123	116	7	0	8	8	0	8	0	0	0	0	0	0	9	9	496
八王子市	60	4	11	45	11	11	0	11	0	0	0	0	0	0	8	8	135
町田市	53	17	2	34	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	5	5	136
横濱市	0	0	0	0	18	18	0	18	0	0	0	0	0	0	24	17	0
川崎市	78	30	9	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	177
相模原市	51	45	6	0	6	6	0	6	0	0	0	0	0	0	10	7	104
横須賀市	34	6	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	65
藤沢市	28	0	1	27	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	65
茅ヶ崎市	49	49	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	129
茅ヶ崎市	57	2	23	32	23	23	0	23	0	0	0	0	0	0	35	35	199
新富市	43	0	9	34	9	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	48	118
金沢市	32	1	1	30	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	17	0	69
福井市	4	2	2	0	3	3	0	3	1	0	0	0	0	0	27	27	74
甲府市	46	3	7	36	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	134
長野市	48	0	7	41	10	8	0	10	1	0	0	0	0	0	6	6	128
松本市	20	20	0	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	55
岐阜市	44	8	3	33	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	11	11	162
静岡市	47	8	16	23	16	16	0	16	0	0	0	0	0	0	27	26	221
浜松市	69	26	6	37	6	6	0	6	0	0	0	0	0	0	37	37	233
名古屋市	73	69	4	0	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	27	22	330
豊田市	70	65	5	0	9	9	0	9	0	0	0	0	0	0	41	3	266
岡崎市	77	23	18	36	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	33	33	291
一宮市	124	25	6	93	6	6	0	6	0	0	0	0	0	0	29	29	405
豊田市	104	11	8	85	8	8	0	8	0	0	0	0	0	0	65	65	391
四日市市	76	76	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	31	31	342
大津市	12	0	5	7	5	5	0	5	0	0	0	0	0	0	7	7	41
京都市	51	36	15	0	16	16	0	16	0	0	0	0	0	0	3	3	63

(保健所設置市等)

保健所設置市名	保守点検業			浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業		浄化槽工事業				技術管理者		浄化槽管理士 登録人数
	総登録 件数	内訳		浄化槽法 第35条 許可業者	浄化槽汚泥収集運搬業		浄化槽法第7 条に基づく 許可業者	廃掃法第6条 の2に基づく 委託業者	総数	内訳			設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数	
		保守点検 専業	清掃業 と兼業		その他の業 と兼業	うち 浄化槽法に基 づく工事業者				うち 土木工事業者	うち 建築工事業者	うち 管工事業者			
大阪市	0	0	0	38	27	0	0	27	0		0	0	0	0	
堺市	101	10	32	24	24	0	0	24	0		8	8	0	0	180
豊中市	13	9	4	0	7	0	0	7	0		0	0	0	0	31
吹田市	24	0	12	17	17	0	0	17	0		2	2	2	2	62
高槻市	48	0	17	17	17	0	0	17	0		2	2	2	2	104
枚方市	45	37	8	8	8	0	0	8	0		7	0	0	0	97
八尾市	37	5	6	6	6	0	0	6	0		2	2	2	2	67
川崎市	35	7	10	12	12	0	0	11	0		0	0	0	0	71
東大阪市	51	15	15	16	16	0	0	16	0		4	4	2	2	95
神戸市	46	12	11	11	11	0	0	11	0		34	34	95	34	95
姫路市	44	0	20	20	20	0	0	20	0		13	10	129	10	129
尼崎市	15	9	6	6	6	0	0	6	0		1	1	18	1	18
明石市	20	16	4	5	5	0	0	5	0		3	3	58	3	58
西宮市	15	0	5	5	5	0	0	5	0		3	3	34	3	34
奈良市	4	0	1	5	5	0	0	5	0		10	10	5	10	5
和歌山市	97	35	12	22	22	0	0	22	0		79	79	184	79	184
鳥取市	18	14	4	4	4	4	4	4	4		9	9	70	9	70
松江市	17	1	11	11	11	0	0	11	1		8	8	55	8	55
岡山市	10	2	5	12	12	0	0	12	0		32	32	146	32	146
倉敷市	9	4	5	18	18	0	0	18	0		22	22	96	22	96
広島市	49	0	31	31	31	0	0	31	0		9	9	175	9	175
呉市	19	6	13	13	13	0	0	13	0		7	7	60	7	60
福山市	33	2	13	14	14	0	0	14	0		29	29	149	29	149
下関市	28	7	21	21	21	0	0	21	0		15	15	87	15	87
高松市	71	11	7	7	7	0	0	7	0		21	20	169	21	169
山形市	73	11	6	14	14	0	0	14	0		42	42	233	42	233
知念市	43	23	20	23	21	0	0	21	0		47	47	103	47	103
北九州市	16	4	12	12	12	0	0	12	0		6	6	41	6	41
福岡市	30	7	2	2	2	0	0	2	0		7	0	60	7	60
久留米市	26	18	8	9	9	0	0	9	0		18	18	68	18	68
長崎市	29	21	8	9	9	0	0	9	0	22	18	50	22	50	
佐世保市	23	0	6	6	6	0	6	6	6	27	27	71	27	71	
熊本市	34	13	9	9	9	0	0	9	0	10	10	133	10	133	
大分市	47	2	14	14	14	0	0	14	0	17	17	187	17	187	
宮崎県	27	0	3	3	3	0	0	3	0	23	23	100	23	100	
鹿児島市	17	0	15	15	15	0	0	15	0	23	23	241	23	241	
那覇市	0	0	0	5	5	0	0	5	0	2	2	0	2	0	
特別区	44	0	44	793	793	44	8	810	8	0	0	44	0	44	
小計	4,400	1,251	818	1,697	1,638	79	25	1,665	8	1,476	1,351	14,558	1,476	14,558	

8. 浄化槽法第7条検査関係

(1)浄化槽法第7条検査結果 (令和5年度)

都道府県名	検査対象件数				実施数				受検率				適正				検査結果 おおむね適正				不適正			
	全数		うち合併		全数		うち合併		全数		うち合併		全数		うち合併		全数		うち合併		全数		うち合併	
	比率		比率		比率		比率		比率		比率		比率		比率		比率		比率		比率		比率	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
北海道	600	100%	600	100%	1,231	100%	1,231	100%	934	75.9%	934	75.9%	122	9.9%	122	9.9%	175	14.2%	175	14.2%	31	2.7%	31	2.7%
青森県	1,100	100%	1,100	100%	1,161	100%	1,161	100%	744	64.1%	744	64.1%	386	33.2%	386	33.2%	386	33.2%	386	33.2%	10	1.0%	10	1.0%
岩手県	1,048	100%	1,048	100%	1,026	97.9%	1,026	97.9%	639	62.3%	639	62.3%	377	36.7%	377	36.7%	228	19.6%	228	19.6%	19	1.6%	19	1.6%
宮城県	1,165	100%	1,165	100%	1,165	100%	1,165	100%	918	78.8%	918	78.8%	228	19.6%	228	19.6%	11	0.9%	11	0.9%	11	0.9%	11	0.9%
秋田県	683	100%	683	100%	502	73.5%	502	73.5%	392	57.4%	392	57.4%	99	14.5%	99	14.5%	11	1.6%	11	1.6%	11	1.6%	11	1.6%
山形県	419	100%	419	100%	485	116%	485	116%	248	59.2%	248	59.2%	226	54.2%	226	54.2%	11	2.6%	11	2.6%	11	2.6%	11	2.6%
福島県	3,171	100%	3,171	100%	2,796	88.2%	2,796	88.2%	1,893	59.7%	1,893	59.7%	789	24.9%	789	24.9%	124	3.9%	124	3.9%	124	3.9%	124	3.9%
茨城県	4,186	100%	4,186	100%	4,110	98.2%	4,110	98.2%	2,257	54.2%	2,257	54.2%	1,251	30.4%	1,251	30.4%	602	14.6%	602	14.6%	602	14.6%	602	14.6%
栃木県	2,311	100%	2,311	100%	2,311	100%	2,311	100%	1,790	77.5%	1,790	77.5%	417	18.0%	417	18.0%	104	4.5%	104	4.5%	104	4.5%	104	4.5%
群馬県	4,236	100%	4,236	100%	4,275	101%	4,275	101%	2,609	61.6%	2,609	61.6%	1,386	32.4%	1,386	32.4%	280	6.5%	280	6.5%	280	6.5%	280	6.5%
埼玉県	5,836	100%	5,836	100%	5,198	89.1%	5,198	89.1%	2,473	42.5%	2,473	42.5%	2,568	44.0%	2,568	44.0%	157	2.7%	157	2.7%	157	2.7%	157	2.7%
千葉県	6,222	100%	6,222	100%	4,858	78.1%	4,858	78.1%	3,054	49.1%	3,054	49.1%	1,239	19.9%	1,239	19.9%	565	9.1%	565	9.1%	565	9.1%	565	9.1%
東京都	139	100%	139	100%	122	87.8%	122	87.8%	86	62.6%	86	62.6%	12	8.6%	12	8.6%	24	17.3%	24	17.3%	24	17.3%	24	17.3%
神奈川県	929	100%	929	100%	689	74.2%	689	74.2%	468	50.4%	468	50.4%	200	21.5%	200	21.5%	21	2.3%	21	2.3%	21	2.3%	21	2.3%
新潟県	1,362	100%	1,362	100%	1,235	90.7%	1,235	90.7%	935	68.6%	935	68.6%	247	18.1%	247	18.1%	53	3.9%	53	3.9%	53	3.9%	53	3.9%
富山県	201	100%	201	100%	201	100%	201	100%	152	75.6%	152	75.6%	46	22.9%	46	22.9%	3	1.5%	3	1.5%	3	1.5%	3	1.5%
石川県	340	100%	340	100%	340	100%	340	100%	269	79.1%	269	79.1%	18	5.3%	18	5.3%	53	15.6%	53	15.6%	53	15.6%	53	15.6%
福井県	207	100%	207	100%	207	100%	207	100%	152	73.4%	152	73.4%	43	20.8%	43	20.8%	12	5.8%	12	5.8%	12	5.8%	12	5.8%
梨県	1,255	100%	1,255	100%	1,213	96.7%	1,213	96.7%	667	53.2%	667	53.2%	530	42.2%	530	42.2%	16	1.3%	16	1.3%	16	1.3%	16	1.3%
長野県	1,218	100%	1,218	100%	1,589	130%	1,589	130%	968	79.6%	968	79.6%	527	43.3%	527	43.3%	94	7.7%	94	7.7%	94	7.7%	94	7.7%
岐阜県	1,651	100%	1,651	100%	1,651	100%	1,651	100%	1,334	80.8%	1,334	80.8%	0	0.0%	0	0.0%	317	19.2%	317	19.2%	317	19.2%	317	19.2%
静岡県	5,853	100%	5,853	100%	5,507	94.1%	5,507	94.1%	4,614	78.8%	4,614	78.8%	591	10.1%	591	10.1%	302	5.2%	302	5.2%	302	5.2%	302	5.2%
愛知県	6,783	100%	6,783	100%	6,186	91.2%	6,186	91.2%	3,688	54.4%	3,688	54.4%	1,294	19.1%	1,294	19.1%	1,204	17.7%	1,204	17.7%	1,204	17.7%	1,204	17.7%
三重県	2,299	100%	2,299	100%	2,291	99.7%	2,291	99.7%	1,527	66.4%	1,527	66.4%	404	17.6%	404	17.6%	360	15.7%	360	15.7%	360	15.7%	360	15.7%
滋賀県	237	100%	237	100%	237	100%	237	100%	146	61.6%	146	61.6%	89	37.5%	89	37.5%	2	0.8%	2	0.8%	2	0.8%	2	0.8%
京都府	275	100%	275	100%	215	78.3%	215	78.3%	171	62.2%	171	62.2%	42	15.3%	42	15.3%	2	0.7%	2	0.7%	2	0.7%	2	0.7%
大阪府	810	100%	810	100%	766	94.6%	766	94.6%	497	61.4%	497	61.4%	167	20.6%	167	20.6%	102	12.6%	102	12.6%	102	12.6%	102	12.6%
兵庫県	385	100%	385	100%	732	190%	732	190%	302	78.4%	302	78.4%	265	69.0%	265	69.0%	165	42.7%	165	42.7%	165	42.7%	165	42.7%
奈良県	573	100%	573	100%	573	100%	573	100%	259	45.2%	259	45.2%	295	51.5%	295	51.5%	19	3.3%	19	3.3%	19	3.3%	19	3.3%
和歌山県	2,240	100%	2,240	100%	2,616	117%	2,616	117%	2,193	98.3%	2,193	98.3%	402	18.4%	402	18.4%	21	0.9%	21	0.9%	21	0.9%	21	0.9%
鳥取県	263	100%	263	100%	208	79.1%	208	79.1%	143	54.4%	143	54.4%	62	23.6%	62	23.6%	3	1.1%	3	1.1%	3	1.1%	3	1.1%
島根県	880	100%	880	100%	880	100%	880	100%	605	68.8%	605	68.8%	251	28.5%	251	28.5%	24	2.7%	24	2.7%	24	2.7%	24	2.7%
岡山県	2,165	100%	2,165	100%	2,165	100%	2,165	100%	1,747	80.7%	1,747	80.7%	412	19.0%	412	19.0%	6	0.3%	6	0.3%	6	0.3%	6	0.3%
広島県	2,980	100%	2,980	100%	2,980	100%	2,980	100%	2,010	67.4%	2,010	67.4%	758	25.4%	758	25.4%	212	7.1%	212	7.1%	212	7.1%	212	7.1%
山口県	1,390	100%	1,390	100%	1,256	90.4%	1,256	90.4%	879	63.2%	879	63.2%	260	18.7%	260	18.7%	117	8.4%	117	8.4%	117	8.4%	117	8.4%
徳島県	2,254	100%	2,254	100%	2,254	100%	2,254	100%	1,466	65.0%	1,466	65.0%	645	28.6%	645	28.6%	143	6.3%	143	6.3%	143	6.3%	143	6.3%
香川県	2,623	100%	2,623	100%	2,623	100%	2,623	100%	2,043	77.9%	2,043	77.9%	473	18.0%	473	18.0%	107	4.1%	107	4.1%	107	4.1%	107	4.1%
愛媛県	2,223	100%	2,223	100%	2,223	100%	2,223	100%	1,831	82.4%	1,831	82.4%	361	16.2%	361	16.2%	31	1.4%	31	1.4%	31	1.4%	31	1.4%
高知県	1,462	100%	1,462	100%	1,485	102%	1,485	102%	932	63.8%	932	63.8%	403	27.5%	403	27.5%	150	10.1%	150	10.1%	150	10.1%	150	10.1%
福岡県	3,631	100%	3,631	100%	3,631	100%	3,631	100%	2,089	57.5%	2,089	57.5%	1,205	33.2%	1,205	33.2%	337	9.3%	337	9.3%	337	9.3%	337	9.3%
佐賀県	1,239	100%	1,239	100%	1,239	100%	1,239	100%	1,017	82.1%	1,017	82.1%	167	13.5%	167	13.5%	55	4.4%	55	4.4%	55	4.4%	55	4.4%
長崎県	1,784	100%	1,784	100%	1,802	101%	1,802	101%	1,335	74.9%	1,335	74.9%	451	25.3%	451	25.3%	16	0.9%	16	0.9%	16	0.9%	16	0.9%
熊本県	1,861	100%	1,861	100%	1,861	100%	1,861	100%	1,358	73.0%	1,358	73.0%	488	26.2%	488	26.2%	15	0.8%	15	0.8%	15	0.8%	15	0.8%
大分県	2,756	100%	2,756	100%	2,756	100%	2,756	100%	2,072	75.2%	2,072	75.2%	479	17.4%	479	17.4%	205	7.4%	205	7.4%	205	7.4%	205	7.4%
宮崎県	2,216	100%	2,216	100%	2,216	100%	2,216	100%	1,231	55.6%	1,231	55.6%	643	29.0%	643	29.0%	342	15.4%	342	15.4%	342	15.4%	342	15.4%
鹿児島県	5,154	100%	5,154	100%	5,147	99.9%	5,147	99.9%	4,868	94.6%	4,868	94.6%	152	3.0%	152	3.0%	127	2.5%	127	2.5%	127	2.5%	127	2.5%
沖縄県	1,387	100%	1,387	100%	1,387	100%	1,387	100%	488	35.2%	488	35.2%	624	45.0%	624	45.0%	275	19.8%	275	19.8%	275	19.8%	275	19.8%
合 計	94,002	94,001	94,001	94,001	91,601	97.4%	91,598	97.4%	62,483	66.6%	62,480	66.6%	22,094	23.5%	22,094	23.5%	7,024	7.5%	7,024	7.5%	7,024	7.5%	7,024	7.5%

注1)検査対象件数における全数とうち合併の差分は、住宅竣工後未入居等によるものである。

注2)漏れ処理の関係上、合計や受検率が合わない場合がある。

注3)※は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

8. 浄化槽法第7条検査関係

(2) 不適正の内容と件数(7条検査) (令和5年度末現在)

	項 目	件数			
		7条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
不適正の主な原因	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目 ^{*1} が不可	0	4,306	0	68
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目 ^{*2} が不可	0	4,203	0	38
	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	0	1,190	0	15
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	0	888	0	15
	・ その他	0	265	0	4
問題のあった検査項目へ複数回答可	〔外観検査〕				
	(設置状況)				
	・ 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況	0	8	0	0
	01. 水平の状況	0	5	0	0
	02. 浮上または沈下の状況	0	0	0	0
	03. 破損又は変形の状況	0	3	0	0
	・ 漏水の状況	0	118	0	2
	04. 漏水の状況	0	116	0	2
	05. 溢流の状況	0	2	0	0
	・ 浄化槽上部の状況	0	448	0	3
	06. 上部スラブの打設の有無	0	182	0	1
	07. 嵩上げの状況	0	205	0	1
	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	0	69	0	1
	・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況	0	113	0	6
	09. 雨水の流入状況	0	57	0	2
	10. 土砂の流入状況	0	8	0	0
	11. その他の特殊な排水の流入状況	0	50	0	4
	・ 内部設備の固定状況	0	150	0	4
	12. スクリーン設備の固定状況	0	0	0	0
	13. ポンプ設備の固定状況	0	23	0	1
	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況	0	15	0	1
	15. ばっ気装置の固定状況	0	12	0	0
	16. 攪拌装置の固定状況	0	2	0	0
	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	0	4	0	0
	18. 循環装置の固定状況	0	7	0	0
	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	0	3	0	0
	20. 膜モジュールの固定状況	0	5	0	0
	21. 消毒設備の固定状況	0	49	0	0
	22. 越流ぜきの固定状況	0	8	0	0
	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	0	2	0	0
	24. その他の内部設備の固定状況	0	22	0	2
	・ 設置に係るその他の状況	0	650	0	9
	25. 設置場所の状況	0	12	0	0
	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	0	439	0	6
	27. 送風機の設置状況	0	113	0	1
	28. 増改築等の状況	0	100	0	4
	(設備の稼働状況)				
	・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	0	107	0	11
	29. ポンプの稼働状況	0	11	0	4
	30. 送風機の稼働状況	0	100	0	8
	31. 駆動装置の稼働状況	0	0	0	0
	・ ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	0	76	0	5
	32. ばっ気装置の稼働状況	0	73	0	5
	33. 攪拌装置の稼働状況	0	11	0	0
	・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況	0	76	0	3
	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	0	32	0	2
	35. 循環装置の稼働状況	0	47	0	2
	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	0	29	0	2
	・ 膜モジュールの稼働状況	0	0	0	0
	37. 膜モジュールの稼働状況	0	0	0	0
	・ 制御装置及び調整装置の稼働状況	0	36	0	1
	38. 制御装置の稼働状況	0	6	0	1
	39. 調整装置の稼働状況	0	31	0	0
	・ 生物膜又は活性汚泥の状況	0	318	0	5
	40. 生物膜の状況	0	317	0	5
	41. 活性汚泥の状況	0	1	0	0
	・ 設備の稼働に係るその他の状況	0	12	0	0
	42. その他の設備の稼働状況	0	12	0	0
	(水の流れ方の状況)				
	・ 管渠、柵及び各単位装置間の水流の状況	0	162	0	3
	43. 流入管渠(路)の水流の状況	0	54	0	1
	44. 放流管渠(路)の水流の状況	0	99	0	1
	45. 各単位装置間の水流の状況	0	25	0	1

項目	件数	7条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
・ 越流ぜきにおける越流状況	0	1	0	0	0
46. 越流ぜきにおける越流状況	0	1	0	0	0
・ 各単位装置内の水位及び水流の状況	0	133	0	5	5
47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	0	3	0	0	0
48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	0	0	0	0	0
49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	0	46	0	0	0
50. ばっ気槽の水流の状況	0	0	0	0	0
51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	0	55	0	1	1
52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	0	35	0	1	1
53. 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	0	0	0	1	1
54. 沈殿槽及び処理水槽の水位及び水流の状況	0	12	0	1	1
55. その他の単位装置の水位及び水流の状況	0	44	0	2	2
・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	0	61	0	6	6
56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0	0
57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	1	1
58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気床槽の汚泥の堆積状況または成状況	0	16	0	1	1
59. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	4	0	0	0
60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	3	0	1	1
61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	24	0	1	1
62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	19	0	1	1
63. 消泡ポンプ槽及び水中ブロー槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0	0
64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	1	1
65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	2	0	0	0
・ 水の流れ方に係るその他の状況	0	7	0	0	0
66. 汚泥の流出状況	0	7	0	0	0
(使用の状況)					
・ 特殊な排水等の流入状況	0	73	0	3	3
67. 油脂類の流入状況	0	34	0	2	2
68. 処理対象以外の排水の流入状況	0	42	0	1	1
・ 異物の流入状況	0	14	0	0	0
69. 異物の流入状況	0	14	0	0	0
・ 使用に係るその他の状況	0	56	0	1	1
70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	0	56	0	1	1
(悪臭の発生状況)					
・ 悪臭の発生状況	0	12	0	1	1
71. 悪臭の発生状況	0	3	0	1	1
72. 悪臭防止措置の実施状況	0	9	0	0	0
(消毒の実施状況)					
・ 消毒の実施状況	0	3,149	1	51	51
73. 消毒剤の有無	0	1,277	1	42	42
74. 処理水と消毒剤の接触状況	0	1,982	0	11	11
(カ、ハエ等の発生状況)					
・ カ、ハエ等の発生状況	0	6	0	0	0
75. カ、ハエ等の発生状況	0	6	0	0	0
・ その他	0	0	0	0	0
〔水質検査〕					
・ 水素イオン濃度	0	6	0	0	0
・ 活性汚泥沈殿率	0	0	0	0	0
・ 溶存酸素量	0	59	0	5	5
・ 透視度	0	1,320	0	23	23
・ 塩化物イオン濃度	0	-	0	-	-
・ 残留塩素濃度	0	2,118	0	23	23
・ 生物化学的酸素要求量	0	1,728	0	26	26
・ その他	0	2	0	0	0
〔書類検査〕					
(保守点検記録(使用開始直前の記録を含む))					
・ 記録の有無	0	3,296	0	33	33
・ 記録の内容	0	177	0	0	0
・ 保守点検の回数	0	1,800	0	20	20
(清掃記録)					
・ 記録の有無	-	-	-	-	-
・ 記録の内容	-	-	-	-	-
・ 清掃の回数	-	-	-	-	-
・ その他	-	-	-	-	-

注1) 「設置状況」、「消毒の実施状況」、「水の流れ方の状況の一部(消毒槽・放水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況、汚泥の流出状況)」を指す。

注2) 「保守点検の記録の有無」、「保守点検の回数」、「清掃の記録の有無」、「清掃の回数」を指す。

9. 浄化槽法第11条検査関係

(1)浄化槽法第11条検査結果 (令和5年度)

都道府県名	検査対象件数		実施数		受検率	検査結果			
						適正		おおむね適正	
						比率		比率	
						件数	比率	件数	比率
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数
北海道	76,386	58,891	59,251	49,719	77.6%	84.4%	45,303	38,399	77.2%
青森県	113,504	46,627	54,519	36,918	48.0%	79.2%	36,768	24,001	67.4%
岩手県	57,799	54,244	52,620	49,646	91.0%	91.5%	35,930	33,741	68.3%
宮城県	75,120	53,683	69,152	53,307	92.1%	99.3%	57,134	43,636	82.6%
秋田県	70,273	44,201	44,377	35,099	63.1%	79.4%	37,492	29,072	84.5%
山形県	63,837	34,014	50,106	29,661	78.5%	87.2%	28,205	15,567	56.3%
福島県	266,340	124,857	93,932	88,486	35.3%	70.9%	72,900	69,832	77.6%
茨城県	257,293	171,864	128,902	106,567	50.1%	62.0%	90,702	76,786	70.4%
栃木県	160,222	110,866	120,888	82,979	75.5%	74.8%	115,869	78,582	95.8%
群馬県	298,220	143,675	239,505	123,039	80.3%	85.6%	97,195	55,395	40.6%
埼玉県	480,749	238,716	110,762	92,142	24.0%	38.6%	51,998	43,822	46.9%
千葉県	420,932	238,407	76,370	67,320	18.1%	28.2%	49,066	43,437	64.2%
東京都	16,742	8,546	5,037	4,230	30.1%	49.5%	3,758	3,193	74.6%
神奈川県	132,298	43,812	23,299	14,529	17.6%	33.2%	17,012	10,750	73.0%
新潟県	176,034	57,556	123,981	46,099	70.4%	80.1%	111,627	40,197	90.0%
富山県	36,635	12,542	15,545	9,454	42.4%	75.4%	14,431	8,753	92.8%
石川県	50,239	23,724	20,986	13,490	41.8%	56.9%	17,381	11,041	82.8%
福井県	34,316	15,856	19,399	12,012	56.5%	75.8%	11,984	7,520	61.8%
山梨県	121,325	50,187	22,404	19,735	18.5%	39.3%	16,142	14,440	72.0%
長野県	84,271	72,105	63,721	59,808	75.6%	82.9%	14,396	13,527	22.6%
岐阜県	160,386	79,435	154,831	78,543	96.5%	98.9%	146,388	74,688	94.5%
静岡県	453,680	201,043	171,084	127,242	37.7%	63.3%	118,452	90,875	69.2%
愛知県	538,335	229,133	151,896	129,672	28.2%	56.6%	104,329	87,933	68.7%
三重県	204,238	114,829	82,234	65,370	40.3%	56.9%	56,340	46,312	68.5%
滋賀県	25,923	17,030	14,591	11,227	56.3%	65.9%	8,535	6,662	58.5%
京都府	33,698	22,653	16,960	14,794	50.3%	65.3%	13,151	11,562	77.5%
大阪府	97,440	44,934	15,185	12,109	15.6%	28.9%	11,623	9,469	76.5%
兵庫県	78,197	44,619	52,150	37,011	66.7%	82.9%	14,224	11,080	27.3%
奈良県	97,565	33,560	21,115	17,501	21.6%	52.1%	12,611	10,824	59.7%
和歌山県	204,720	108,396	89,540	70,971	43.7%	65.5%	72,461	57,478	80.9%
鳥取県	23,160	11,455	13,898	8,570	60.0%	74.8%	7,806	4,719	56.2%
島根県	67,452	38,295	55,602	36,258	82.4%	94.7%	33,767	22,136	67.0%
岡山県	161,627	109,632	149,934	104,593	92.8%	95.4%	104,776	71,965	68.8%
広島県	165,996	101,799	124,026	82,983	74.7%	81.5%	77,792	52,092	62.7%
山口県	107,461	64,711	61,710	41,502	57.4%	64.1%	41,301	27,728	66.9%
徳島県	151,418	69,720	94,458	50,123	62.4%	71.9%	40,399	23,535	42.8%
香川県	160,609	90,687	91,343	59,795	56.9%	63.9%	76,731	48,821	84.0%
愛媛県	177,547	87,887	68,119	65,510	38.4%	74.5%	57,706	55,537	84.7%
高知県	104,551	63,746	60,563	46,311	57.9%	72.6%	31,673	26,169	52.3%
福岡県	177,316	136,964	134,365	116,544	75.8%	85.1%	98,628	87,320	73.4%
佐賀県	56,291	40,342	46,248	37,073	82.2%	91.9%	37,329	30,447	80.7%
長崎県	76,541	63,945	67,464	57,976	88.1%	90.7%	44,682	38,617	66.2%
熊本県	139,523	90,738	95,897	72,390	68.7%	79.8%	73,635	55,766	76.8%
大分県	151,164	87,752	68,007	61,775	45.0%	70.4%	46,563	42,594	68.5%
宮崎県	136,525	80,282	80,918	57,377	59.3%	71.5%	47,458	33,941	58.6%
鹿児島県	281,815	198,385	148,310	105,474	52.6%	53.2%	142,665	102,751	96.2%
沖縄県	93,276	39,133	9,579	8,866	10.3%	22.7%	6,141	5,729	64.6%
合計	7,098,989	3,875,478	3,534,783	2,571,800	49.8%	66.4%	2,452,459	1,798,441	69.4%
不適正									
件数							913,569	668,268	168,755
比率							25.8%	26.0%	4.8%
うち合併							282	105,091	3.2%
比率							3.5%	4.1%	4.1%

(注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

9. 浄化槽法第11条検査関係

(2)不適正の内容と件数(11条検査) (令和5年度)

	項 目	件数			
		11条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
不適正の主な原因	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※ ¹ が不可	32,099	39,603	954	2,707
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※ ² が不可	37,228	56,958	557	1,605
	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	7,793	18,635	283	1,228
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	1,178	2,208	31	100
	・ その他	3,824	7,078	86	306
問題のあった検査項目へ複数回答可	〔外観検査〕 (設置状況)				
	・ 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況	1,376	513	62	74
	01. 水平の状況	13	20	1	1
	02. 浮上または沈下の状況	13	13	1	4
	03. 破損又は変形の状況	1,355	483	60	69
	・ 漏水の状況	6,426	3,178	281	339
	04. 漏水の状況	6,359	3,054	277	320
	05. 溢流の状況	72	134	4	19
	・ 浄化槽上部の状況	2,333	2,141	159	701
	06. 上部スラブの打設の有無	93	69	10	3
	07. 嵩上げの状況	148	301	8	7
	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	2,126	1,795	149	694
	・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況	235	272	17	38
	09. 雨水の流入状況	78	148	8	17
	10. 土砂の流入状況	89	40	6	12
	11. その他の特殊な排水の流入状況	78	95	4	12
	・ 内部設備の固定状況	5,769	9,234	259	1,065
	12. スクリーン設備の固定状況	0	13	0	58
	13. ポンプ設備の固定状況	54	126	9	61
	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況	558	6,423	15	328
	15. ばっ気装置の固定状況	376	317	19	226
	16. 攪拌装置の固定状況	6	6	0	45
	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	3	65	3	93
	18. 循環装置の固定状況	5	59	0	3
	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	89	86	2	22
	20. 膜モジュールの固定状況	1	5	0	8
	21. 消毒設備の固定状況	2,540	1,067	46	46
	22. 越流ぜきの固定状況	86	113	10	32
	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	2,191	1,363	63	244
	24. その他の内部設備の固定状況	296	150	110	74
	・ 設置に係るその他の状況	2,679	5,181	121	220
	25. 設置場所の状況	13	46	1	8
	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	1,800	2,523	91	113
	27. 送風機の設置状況	834	2,041	30	93
	28. 増改築等の状況	58	708	1	11
	(設備の稼働状況)				
	・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	8,640	17,855	288	1,648
	29. ポンプの稼働状況	283	1,765	72	764
	30. 送風機の稼働状況	8,364	16,761	227	912
	31. 駆動装置の稼働状況	17	6	2	229
	・ ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	2,815	6,540	127	441
	32. ばっ気装置の稼働状況	2,813	6,486	126	356
	33. 攪拌装置の稼働状況	3	143	1	122
	・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況	685	4,072	36	304
	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	67	2,236	14	248
	35. 循環装置の稼働状況	10	2,196	1	60
	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	644	2,495	24	147
	・ 膜モジュールの稼働状況	0	9	0	3
	37. 膜モジュールの稼働状況	0	9	0	3
	・ 制御装置及び調整装置の稼働状況	12	2,504	9	303
	38. 制御装置の稼働状況	11	1,757	9	201
	39. 調整装置の稼働状況	1	1,097	0	130
	・ 生物膜又は活性汚泥の状況	1,405	4,206	88	259
	40. 生物膜の状況	1,161	4,166	50	235
	41. 活性汚泥の状況	249	40	38	25
	・ 設備の稼働に係るその他の状況	339	1,295	16	140
	42. その他の設備の稼働状況	339	1,295	16	140
	(水の流れ方の状況)				
	・ 管渠、枴及び各単位装置間の水流の状況	3,525	2,623	169	263
	43. 流入管渠(路)の水流の状況	482	565	57	72
	44. 放流管渠(路)の水流の状況	1,808	1,118	58	35
	45. 各単位装置間の水流の状況	1,579	1,289	69	177

	項 目	件数			
		11条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
問題のあった検査項目へ複数回答可	・ 越流ぜきにおける越流状況	818	460	38	74
	46. 越流ぜきにおける越流状況	818	460	38	74
	・ 各単位装置内の水位及び水流の状況	4,064	7,602	273	671
	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	82	377	23	116
	48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	0	26	0	93
	49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	6	1,651	0	60
	50. ばっ気槽の水流の状況	757	134	67	36
	51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	1,844	2,093	58	201
	52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	0	3,245	0	119
	53. 平面酸化床及び散ろ床の水流の状況	342	6	73	5
	54. 沈殿槽及び処理水槽の水位及び水流の状況	1,301	1,105	69	124
	55. その他の単位装置の水位及び水流の状況	1,395	1,281	70	166
	・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	2,153	2,294	75	96
	56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	2	0	2
	57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	2
	58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気床槽の汚泥の堆積状況または成状況	415	1,158	6	21
	59. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	200	116	4	7
	60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	118	0	3
	61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	940	746	28	28
	62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	904	457	43	23
	63. 消泡ポンプ槽及び水中ブロウ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	2	1
	64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	4	16	0	9
	65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	52	50	0	8
	・ 水の流れ方に係るその他の状況	829	161	21	9
	66. 汚泥の流出状況	829	161	21	9
	(使用の状況)				
	・ 特殊な排水等の流入状況	235	938	11	77
	67. 油脂類の流入状況	6	425	1	62
	68. 処理対象以外の排水の流入状況	231	565	11	21
	・ 異物の流入状況	31	110	0	12
	69. 異物の流入状況	31	110	0	12
	・ 使用に係るその他の状況	365	1,081	16	38
	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	365	1,081	16	38
	(悪臭の発生状況)				
	・ 悪臭の発生状況	47	111	4	11
	71. 悪臭の発生状況	25	87	0	6
	72. 悪臭防止措置の実施状況	24	31	4	5
	(消毒の実施状況)				
	・ 消毒の実施状況	15,937	19,470	249	611
	73. 消毒剤の有無	14,289	17,616	192	511
	74. 処理水と消毒剤の接触状況	3,056	3,936	69	139
	(力、ハエ等の発生状況)				
	・ 力、ハエ等の発生状況	55	108	9	4
	75. 力、ハエ等の発生状況	55	108	9	4
	・ その他	111	11	0	0
	[水質検査]				
	・ 水素イオン濃度	518	295	40	22
	・ 活性汚泥沈殿率	-	-	-	-
	・ 溶存酸素量	4,876	7,207	143	335
	・ 透視度	3,663	19,856	103	715
	・ 塩化物イオン濃度	-	-	-	-
	・ 残留塩素濃度	12,871	14,738	220	444
	・ 生物化学的酸素要求量	9,336	27,703	299	813
	・ その他	73	31	4	34
	[書類検査]				
	(保守点検記録(使用開始直前の記録を含む))				
	・ 記録の有無	19,862	13,487	129	206
	・ 記録の内容	818	1,062	7	1
	・ 保守点検の回数	5,010	5,692	111	288
	(清掃記録)				
	・ 記録の有無	15,047	31,827	193	900
	・ 記録の内容	733	992	4	0
	・ 清掃の回数	18,101	29,477	1,020	3,529
	・ その他	198	132	15	0

注1) 「設置状況」、「消毒の実施状況」、「水の流れ方の状況の一部(消毒槽・放水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況・汚泥の流出状況)」を指す。

注2) 「保守点検の記録の有無」、「保守点検の回数」、「清掃の記録の有無」、「清掃の回数」を指す。

10. 浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果（令和5年度）

(1) 浄化槽法第7条検査におけるBOD検査結果

① 処理性能がBOD20mg/L以下のもの（第7条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	6,722	28,650	35,372	39.2%
$5 < x \leq 10$	3,233	18,971	22,204	24.6%
$10 < x \leq 15$	1,265	9,168	10,433	11.5%
$15 < x \leq 20$	766	6,887	7,653	8.5%
$20 < x \leq 30$	810	5,561	6,371	7.1%
$30 < x \leq 40$	330	2,723	3,053	3.4%
$40 < x \leq 50$	174	1,424	1,598	1.8%
$50 < x \leq 60$	109	858	967	1.1%
$60 < x \leq 90$	165	1,252	1,417	1.6%
$90 < x \leq 120$	87	529	616	0.7%
$120 < x \leq 160$	40	251	291	0.3%
$160 < x$	35	337	372	0.4%
合計	13,736	76,611	90,347	100.0%
平均値	10.8	13.5	13.1	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	117	500	617	46.9%
$5 < x \leq 10$	49	238	287	21.8%
$10 < x \leq 15$	16	105	121	9.2%
$15 < x \leq 20$	4	106	110	8.4%
$20 < x \leq 30$	12	56	68	5.2%
$30 < x \leq 40$	4	27	31	2.4%
$40 < x \leq 50$	3	21	24	1.8%
$50 < x \leq 60$	2	14	16	1.2%
$60 < x \leq 90$	1	11	12	0.9%
$90 < x \leq 120$	1	11	12	0.9%
$120 < x \leq 160$	1	4	5	0.4%
$160 < x$	1	11	12	0.9%
合計	211	1,104	1,315	100.0%
平均値	9.9	13.2	12.7	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

(2) 浄化槽法第11条検査におけるBOD検査結果

① 処理性能がBOD20mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	155,556	644,517	800,073	39.2%
$5 < x \leq 10$	66,599	455,176	521,775	25.6%
$10 < x \leq 15$	28,291	232,516	260,807	12.8%
$15 < x \leq 20$	16,940	142,289	159,229	7.8%
$20 < x \leq 30$	13,714	135,906	149,620	7.3%
$30 < x \leq 40$	3,611	56,877	60,488	3.0%
$40 < x \leq 50$	1,898	29,440	31,338	1.5%
$50 < x \leq 60$	1,469	16,318	17,787	0.9%
$60 < x \leq 90$	1,320	21,405	22,725	1.1%
$90 < x \leq 120$	436	7,538	7,974	0.4%
$120 < x \leq 160$	324	3,485	3,809	0.2%
$160 < x$	238	3,703	3,941	0.2%
合計	290,396	1,749,170	2,039,566	100.0%
平均値	8.3	12.3	11.7	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	4,959	20,926	25,885	53.1%
$5 < x \leq 10$	1,500	8,588	10,088	20.7%
$10 < x \leq 15$	610	3,902	4,512	9.3%
$15 < x \leq 20$	291	2,432	2,723	5.6%
$20 < x \leq 30$	300	2,185	2,485	5.1%
$30 < x \leq 40$	99	996	1,095	2.2%
$40 < x \leq 50$	57	519	576	1.2%
$50 < x \leq 60$	38	305	343	0.7%
$60 < x \leq 90$	45	490	535	1.1%
$90 < x \leq 120$	20	183	203	0.4%
$120 < x \leq 160$	7	95	102	0.2%
$160 < x$	11	191	202	0.4%
合計	7,937	40,812	48,749	100.0%
平均値	7.6	10.7	10.2	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

② 処理性能がBOD30mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	1	466	467	76.8%
$5 < x \leq 10$	0	76	76	12.5%
$10 < x \leq 15$	0	21	21	3.5%
$15 < x \leq 20$	1	17	18	3.0%
$20 < x \leq 30$	0	15	15	2.5%
$30 < x \leq 40$	0	5	5	0.8%
$40 < x \leq 50$	0	2	2	0.3%
$50 < x \leq 60$	0	1	1	0.2%
$60 < x \leq 90$	0	1	1	0.2%
$90 < x \leq 120$	0	0	0	0.0%
$120 < x \leq 160$	0	1	1	0.2%
$160 < x$	0	1	1	0.2%
合計	2	606	608	100.0%
平均値	10.0	5.6	5.6	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	554	3,086	3,640	55.8%
$5 < x \leq 10$	137	1,140	1,277	19.6%
$10 < x \leq 15$	50	517	567	8.7%
$15 < x \leq 20$	30	310	340	5.2%
$20 < x \leq 30$	34	342	376	5.8%
$30 < x \leq 40$	5	126	131	2.0%
$40 < x \leq 50$	5	49	54	0.8%
$50 < x \leq 60$	0	38	38	0.6%
$60 < x \leq 90$	3	52	55	0.8%
$90 < x \leq 120$	0	18	18	0.3%
$120 < x \leq 160$	1	7	8	0.1%
$160 < x$	1	14	15	0.2%
合計	820	5,699	6,519	100.0%
平均値	6.5	9.5	9.2	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

③ 処理性能がBOD60mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	0	264	264	47.5%
$5 < x \leq 10$	0	128	128	23.0%
$10 < x \leq 15$	1	51	52	9.4%
$15 < x \leq 20$	0	24	24	4.3%
$20 < x \leq 30$	0	39	39	7.0%
$30 < x \leq 40$	0	26	26	4.7%
$40 < x \leq 50$	0	8	8	1.4%
$50 < x \leq 60$	0	1	1	0.2%
$60 < x \leq 90$	0	6	6	1.1%
$90 < x \leq 120$	0	4	4	0.7%
$120 < x \leq 160$	0	4	4	0.7%
$160 < x$	0	0	0	0.0%
合計	1	555	556	100.0%
平均値	12.5	11.5	11.5	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	1,408	4,487	5,895	47.8%
$5 < x \leq 10$	428	2,114	2,542	20.6%
$10 < x \leq 15$	181	1,051	1,232	10.0%
$15 < x \leq 20$	99	664	763	6.2%
$20 < x \leq 30$	93	740	833	6.8%
$30 < x \leq 40$	37	362	399	3.2%
$40 < x \leq 50$	19	176	195	1.6%
$50 < x \leq 60$	7	123	130	1.1%
$60 < x \leq 90$	7	169	176	1.4%
$90 < x \leq 120$	5	76	81	0.7%
$120 < x \leq 160$	0	38	38	0.3%
$160 < x$	3	42	45	0.4%
合計	2,287	10,042	12,329	100.0%
平均値	7.5	13.0	12.0	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

11. 指定検査機関関係

(1) 指定検査機関の検査体制(令和6年4月現在)

都道府県名	指定検査機関名	検査員数	うち環境衛生指導員	うち旧廃掃法講習会修了者	検査補助員等数
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会	46	0	0	0
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター	19	0	0	0
岩手県	(公社)岩手県浄化槽協会	24	0	2	0
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター	42	0	0	0
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	25	0	0	0
山形県	一般財団法人山形県理化学分析センター	8	0	0	0
	公益社団法人山形県水質保全協会	16	0	0	0
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	27	0	0	2
茨城県	(公社)茨城県水質保全協会	41	0	3	1
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	5	0	0	689
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	41	0	4	1
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	53	0	0	0
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	35	0	0	5
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	22	0	0	2
	一般財団法人千葉県環境財団	12	0	0	0
東京都	公益財団法人東京都環境公社	6	0	0	4
	一般財団法人日本環境衛生センター	4	0	0	1
神奈川県	公益社団法人神奈川県生活水保全協会	6	0	0	0
	一般社団法人神奈川県保健協会	5	0	0	1
	一般財団法人下越総合健康開発センター	9	0	0	2
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	22	0	0	0
	一般財団法人新潟県環境分析センター	23	0	0	1
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	11	0	0	0
	一般財団法人上越環境科学センター	11	0	0	0
	一般社団法人県央研究所	4	0	4	1
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	9	0	0	0
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会	10	0	0	0
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	12	0	3	0
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	9	0	0	1
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	31	0	0	0
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター	53	0	0	0
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	69	0	0	13
	一般社団法人愛知県浄化槽協会	46	0	0	0
愛知県	一般財団法人中部微生物研究所	20	0	0	2
	一般社団法人愛知県薬剤師会	25	0	0	0
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	26	0	0	0
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	7	0	1	0
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	11	1	8	2
	一般社団法人京都微生物研究所	8	0	0	3
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	10	0	1	0
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	22	0	0	0
奈良県	一般社団法人 奈良県環境保全協会	14	0	0	0
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター	42	0	0	0
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	18	0	0	8
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター	27	0	0	0
	一般社団法人岡山環境検査センター	13	0	0	1
岡山県	公益社団法人倉敷環境検査センター	8	0	0	0
	公益財団法人岡山県健康づくり財団	16	0	0	1
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター	27	0	0	1
	公益社団法人広島県浄化槽協会	23	0	0	206
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	21	0	1	0
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	38	0	0	0
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	31	0	0	5
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	30	0	0	0
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター	31	0	0	3
	一般財団法人福岡県浄化槽協会	22	0	0	886
福岡県	公益財団法人北九州市環境整備協会	8	0	0	0
	一般財団法人有明環境整備公社	3	0	0	0
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	17	0	0	1
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	26	0	0	6
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	32	0	0	1
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	43	0	0	0
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	25	0	0	1
鹿児島県	公益社団法人鹿児島県環境保全協会	54	0	0	9
沖縄県	公益社団法人 沖縄県環境整備協会	5	0	0	3
合 計	65法人	1,459	1	27	1,863

11. 指定検査機関関係

(2)水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況（令和6年4月現在）

ア 7条検査

（単位：検査料金体系数）

人槽区分	料金区分	1～10,000	10,001～15,000	15,001～20,000	20,001～25,000	25,001～30,000	30,001～35,000	35,001～40,000	40,001～	平均 (円)
単 独 処 理 浄 化 槽	5 ～ 10	30	25	0	0	0	0	0	0	10,063
	11 ～ 20	21	33	1	0	0	0	0	0	10,850
	21 ～ 50	9	36	10	0	0	0	0	0	12,816
	51 ～ 100	4	30	12	6	0	0	0	0	14,975
	101 ～ 200	0	17	27	8	0	0	0	0	17,158
	201 ～ 300	0	17	17	17	0	1	0	0	18,395
	301 ～ 400	0	13	14	19	5	1	0	0	20,278
	401 ～ 500	0	13	14	19	5	1	0	0	20,278
	501 ～ 1,000	0	3	10	10	17	7	3	0	25,170
	1,001 ～ 2,000	0	3	8	11	17	8	3	0	25,770
	2,001 ～ 3,000	0	3	6	12	10	14	5	0	26,986
	3,001 ～ 4,000	0	3	6	11	11	14	5	0	27,146
	4,001 ～ 5,000	0	3	6	11	11	14	5	0	27,206
	5,001 ～ 10,000	0	3	6	9	12	15	5	0	27,416
	10,001 ～	0	3	6	9	12	15	5	0	27,456
合 併 処 理 浄 化 槽	5 ～ 10	34	29	0	0	0	0	0	0	10,220
	11 ～ 20	22	40	1	0	0	0	0	0	11,091
	21 ～ 50	8	42	13	0	0	0	0	0	13,150
	51 ～ 100	5	33	18	7	0	0	0	0	15,356
	101 ～ 200	0	17	34	10	2	0	0	0	17,764
	201 ～ 300	0	15	26	19	2	1	0	0	18,777
	301 ～ 400	0	12	19	24	6	1	1	0	20,896
	401 ～ 500	0	12	19	24	6	1	1	0	20,896
	501 ～ 1,000	0	3	12	15	21	8	3	1	25,414
	1,001 ～ 2,000	0	3	10	10	27	8	4	1	26,257
	2,001 ～ 3,000	0	3	7	12	20	14	6	1	27,238
	3,001 ～ 4,000	0	3	7	12	19	15	6	1	27,397
	4,001 ～ 5,000	0	3	7	12	19	15	6	1	27,444
	5,001 ～ 10,000	0	3	7	12	18	15	7	1	27,754
	10,001 ～	0	3	7	12	18	15	7	1	27,785

注1)大阪府は、人槽区分が他都道府県と異なるため、集計対象外としている。また、検査料金を「0」と記入している人槽区分については、集計対象外としている。
 注2)複数の指定検査機関がある都道府県の場合、その都道府県の検査料金体系数は料金体系のパターン数とした。(例：検査料金体系が同一である場合は1、全て異なる場合は指定機関の数と同一。)
 注3)人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体系数は同一とはならない。

11. 指定検査機関関係

(2)水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況（令和6年4月現在）

イ 11条検査

（単位：検査料金体系数）

人槽区分	料金区分	1～10,000	10,001～15,000	15,001～20,000	20,001～25,000	25,001～30,000	30,001～35,000	35,001～40,000	40,001～	平均 (円)
単 独 処 理 浄 化 槽	5 ～ 10	64	0	0	0	0	0	0	0	4,955
	11 ～ 20	63	0	0	0	0	0	0	0	5,749
	21 ～ 50	62	1	0	0	0	0	0	0	8,032
	51 ～ 100	38	25	0	0	0	0	0	0	9,730
	101 ～ 200	14	43	6	0	0	0	0	0	12,180
	201 ～ 300	13	36	13	1	0	0	0	0	13,012
	301 ～ 400	7	26	22	7	1	0	0	0	15,146
	401 ～ 500	7	26	22	7	1	0	0	0	15,146
	501 ～ 1,000	6	7	29	9	7	2	1	1	19,368
	1,001 ～ 2,000	6	5	26	12	9	2	1	1	20,181
	2,001 ～ 3,000	6	4	19	18	10	3	1	1	20,975
	3,001 ～ 4,000	6	4	17	19	10	3	1	1	21,138
	4,001 ～ 5,000	6	4	17	19	10	3	1	1	21,188
	5,001 ～ 10,000	6	4	15	18	12	3	1	1	21,481
	10,001 ～	6	4	15	18	12	3	1	1	21,514
合 併 処 理 浄 化 槽	5 ～ 10	64	0	0	0	0	0	0	0	5,147
	11 ～ 20	62	1	0	0	0	0	0	0	6,087
	21 ～ 50	57	6	0	0	0	0	0	0	8,487
	51 ～ 100	35	27	1	0	0	0	0	0	10,378
	101 ～ 200	11	36	16	0	0	0	0	0	12,921
	201 ～ 300	10	29	23	0	1	0	0	0	13,801
	301 ～ 400	5	21	26	9	2	0	0	0	16,028
	401 ～ 500	5	21	26	9	2	0	0	0	16,028
	501 ～ 1,000	4	6	28	11	10	2	1	1	20,290
	1,001 ～ 2,000	4	5	22	14	14	2	1	1	21,139
	2,001 ～ 3,000	4	4	14	21	15	3	1	1	21,920
	3,001 ～ 4,000	4	4	14	19	17	3	1	1	22,126
	4,001 ～ 5,000	4	4	14	19	17	3	1	1	22,174
	5,001 ～ 10,000	4	4	14	19	16	4	1	1	22,443
	10,001 ～	4	4	14	19	15	5	1	1	22,523

注1) 大阪府は、人槽区分が他都道府県と異なるため、集計対象外としている。また、検査料金を「0」と記入している人槽区分については、集計対象外としている。

注2) 複数の指定検査機関がある都道府県の場合、その都道府県の検査料金体系数は料金体系のパターン数とした。(例：検査料金体系が同一である場合は1、全て異なる場合は指定機関の数と同一。)

注3) 人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体系数は同一とはならない。

11. 指定検査機関関係

(3)BOD検査導入状況一覧 (令和6年4月現在)

都道府県	検査機関名	BOD検査 導入済み	対 象			導入時期	検討中	予定 なし
			人 槽	実施時期	種類 (合併と単独)			
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H21.4		
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター	○	501人槽以上			R5.6		
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H17.9一部導入 H18.4全面導入		
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター	○	全て	毎年	合併及び単独	H10.4		
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	○	全て	年に1回	合併及び単独	H22.12		
山形県	一般財団法人山形県理化学分析センター	○	全て	毎年	合併及び単独	H18.4		
	公益社団法人山形県水質保全協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H18.4		
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H17.4		
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	○	50人以下	効率化検査 対象のみ毎	合併及び単独	H15.4		
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	全ての浄化槽	毎年	合併及び単独	H16.4		
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	○	全ての浄化槽	毎年	合併及び単独	H9.8		
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	○	全て	毎年	合併及び単独	合併: H23.10 単独: H31.4		
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併及び単独	合併: H23.10 単独: H31.4		
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	○	10人以下	5年に4回	合併及び単独	H18.1		
	一般財団法人千葉県環境財団	○	10人以下	5年に4回	合併及び単独	H30.7		
東京都	公益財団法人東京都環境公社	○	200人以下	5年に4回	合併及び単独	H30.4		
神奈川県	一般財団法人日本環境衛生センター							○
	公益社団法人神奈川県生活水保全協会							○
	一般社団法人神奈川県保健協会							○
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	○	20人以下	1年に1回	合併及び単独	H18.2		
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	○	20人以下	1年に1回	合併及び単独	H18.2		
	一般財団法人新潟県環境分析センター	○	20人以下	1年に1回	合併及び単独	H18.2		
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	○	20人以下	1年に1回	合併及び単独	H18.2		
	一般財団法人上越環境科学センター	○	20人以下	1年に1回	合併及び単独	H18.2		
	一般社団法人県央研究所	○	20人以下	1年に1回	合併及び単独	H18.2		
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H20.4		
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会	○	1:透視度が単独 で10以下、合併 で20以下の際 に測定 2:人槽が36人 槽以上 3:人槽が21人 槽以上	毎年	合併及び単独	1:H19.4月 2:H23.4月 3:H25.4月		
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	○	全槽	毎年	合併及び単独	H26.4		
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	○	10人以下	最長3年1~4 回	合併のみ	H24.4		
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H30.4		
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター	○	101人以上	毎年	合併及び単独	H14.4		
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	○	全て	毎年	合併及び単独	H18.4		
	一般社団法人愛知県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H21.4		
愛知県	一般財団法人中部微生物研究所							○
	一般社団法人愛知県薬剤師会							○
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	○	全て	毎年	合併及び単独	H19.4		
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	○	10人以下(効 率化検査対 象のみ)	毎年	合併及び単独	H21.4		
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	○	全入槽	5年に1回	合併及び単独	H19.4		
	一般社団法人京都微生物研究所	○	全入槽	5年に1回	合併及び単独	H19.4		
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	○	全入槽	毎年	合併及び単独	H16.7		
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	○	全て	毎年	合併及び単独	H13.10		
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会							○
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター	○	全て	毎年	合併及び単独	H13.11		
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	○	全槽	毎年	合併及び単独	H13.4		
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター	○	51人以上	毎年	合併及び単独	R2.4		
	一般社団法人岡山環境検査センター	○	無制限	毎年	合併及び単独	S61.4		
岡山県	公益社団法人倉敷環境検査センター	○	全て	1年に1回	合併及び単独	S61.4		
	公益財団法人岡山県健康づくり財団	○	全て	1年に1回	合併及び単独	S61.4		
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター	○	全て	毎年	合併及び単独	H19.4		
	公益社団法人広島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併及び単独	H19.4		
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H20.10		
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	○	全て	1年に1回	合併及び単独	H18.9		
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	○	全浄化槽	1年に1回	合併及び単独	H16.4		
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H12.4		
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター	○	21人以上	毎年	合併及び単独	H12.5		
	一般財団法人福岡県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H10.4		
福岡県	公益財団法人北九州市環境整備協会							○
	一般財団法人有明環境整備公社	○	全て	毎年	合併及び単独	H10.4		
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	○	全て	5年に4回	合併及び単独	H14.4		
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H17.4		
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H26.4		
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	○	全入槽	毎年	合併及び単独	H19.4.1		
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	○	5人以上	毎年	合併及び単独	H22.4		
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H17.4		
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会	○	501人以上	年1回	合併のみ	H30.5		

11. 指定検査機関関係

(4)効率化検査導入状況一覧（令和6年4月現在）

都道府県	検査機関名	効率化検査 導入済み	対 象			導入時期	採水員 等	検討中	予定 なし
			人 槽	実施時期	種類 (合併と単独)				
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会								○
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター							○	
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H17.9一部導入 H18.4全面導入			
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター	○	全て	毎年	合併及び単独	R6.4			
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団								○
山形県	一般財団法人山形県理化学分析センター	○	全て	毎年	合併及び単独	H18.4			
	公益社団法人山形県水質保全協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H18.4			
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H17.4	○		
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	○	50人以下	5年に4回	合併及び単独	H15.4	○		
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	全ての浄化槽	毎年	合併及び単独	H16.4	○		
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	○	50人以下	10年に9回	合併及び単独	H17.4	○		
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	○	10人以下	5年に4回	合併及び単独	合併:H23.10 単独:H31.4	○		
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併及び単独	合併:H23.10 単独:H31.4	○		
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	○	10人以下	5年に4回	合併及び単独	H18.1	○		
	一般財団法人千葉県環境財団	○	10人以下	5年に4回	合併及び単独	H30.7	○		
東京都	公益財団法人東京都環境公社	○	200人以下	5年に4回	合併及び単独	H30.4	○		
	一般財団法人日本環境衛生センター								○
神奈川県	公益社団法人神奈川県生活水保全協会								○
	一般社団法人神奈川県保健協会								○
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	○	20人以下	1年に1回	合併及び単独	H18.2	○		
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	○	20人以下	1年に1回	合併及び単独	H18.2	○		
	一般財団法人新潟県環境分析センター	○	20人以下	1年に1回	合併及び単独	H18.2	○		
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	○	20人以下	1年に1回	合併及び単独	H18.2	○		
	一般財団法人上越環境科学センター	○	20人以下	1年に1回	合併及び単独	H18.2	○		
	一般社団法人県央研究所	○	20人以下	1年に1回	合併及び単独	H18.2	○		
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併及び単独	H20.4	○		
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会								○
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所							○	
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	○	10人以下	最長5年に4回	合併及び単独	H29.10	○		
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	○	20人以下	毎年	合併及び単独	H30.4			
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター								○
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	○	10人以下	前年度のBOD の判定が「良」 又は「可」と なった場合	合併及び単独	H31.4			
愛知県	一般社団法人愛知県浄化槽協会	○	200人以下	5年に4回	合併及び単独	H15.4	○		
	一般財団法人中部微生物研究所	○	200人以下	5年に4回	合併及び単独	H15.4	○		
	一般社団法人愛知県薬剤師会							○	
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	○	全て	毎年	合併及び単独	H19.4			
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	○	10人以下	毎年	合併及び単独	H21.4	○		
	公益社団法人京都保健衛生協会	○	全人槽	5年に1回	合併及び単独	H19.4			
京都府	一般社団法人京都微生物研究所								○
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	○	10人以下	5年に4回	合併及び単独	H25.9	○		
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター								○
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会								○
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター								○
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	○	10人以下	毎年	合併及び単独	H21.4			
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター								○
岡山県	一般社団法人岡山環境検査センター								○
	公益社団法人倉敷環境検査センター								○
	公益財団法人岡山県健康づくり財団								○
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター								○
	公益社団法人広島県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併及び単独	H19.4	○		
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併及び単独	H20.10			
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	○	10人以下	1年に1回	合併及び単独	H18.9	○		
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併及び単独	H16.4	○		
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併及び単独	H12.4			
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター							○	
	一般財団法人福岡県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併及び単独	H10.4	○		
福岡県	公益財団法人北九州市環境整備協会								○
	一般財団法人有明環境整備公社								○
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	○	全て	5年に4回	合併及び単独	H14.4			
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	○	全て	5年に4回	合併及び単独	H17.4			
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併及び単独	H13.4			
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会							○	
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	○	20人以下	5年に4回	合併及び単独	H22.4	○		
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	○	10人以下	毎年	合併及び単独	R2.4	○		
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会							○	

12. 国庫助成による浄化槽整備実績

※「国庫助成」は循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び東日本大震災復興交付金によるもの。

都 道 府 県 名	令和5年度 国庫助成による新設基数								
		市町村設置型					個人設置型		
			うち単独転換					うち単独転換	
			うち撤去費 助成あり	うち宅内配管 工事費助成あり				うち撤去費 助成あり	うち宅内配管 工事費助成あり
北 海 道	437	48	0	0	0	389	25	16	14
青 森 県	343	35	3	2	1	308	45	20	17
岩 手 県	752	181	0	0	0	571	6	6	5
宮 城 県	669	333	0	0	0	336	24	9	12
秋 田 県	458	40	0	0	0	418	24	17	17
山 形 県	263	85	18	8	11	178	52	3	41
福 島 県	1,105	59	2	1	1	1,046	278	238	237
茨 城 県	2,166	136	76	57	53	2,030	757	709	588
栃 木 県	1,243	0	0	0	0	1,243	527	381	399
群 馬 県	1,318	93	48	0	18	1,225	715	162	624
埼 玉 県	759	172	43	26	34	587	533	506	504
千 葉 県	854	22	8	8	8	832	475	448	431
東 京 都	57	51	12	7	6	6	2	2	2
神 奈 川 県	221	71	27	26	0	150	133	123	132
新 潟 県	332	36	2	0	1	296	210	93	131
富 山 県	85	1	0	0	0	84	41	22	29
石 川 県	92	66	35	17	17	26	20	20	7
福 井 県	80	0	0	0	0	80	26	13	17
山 梨 県	406	14	4	0	0	392	51	19	29
長 野 県	770	22	0	0	0	748	14	4	1
岐 阜 県	921	18	1	0	0	903	233	192	177
静 岡 県	3,125	12	12	0	0	3,113	1,445	521	1,226
愛 知 県	1,138	0	0	0	0	1,138	659	502	558
三 重 県	1,048	197	29	15	22	851	106	84	98
滋 賀 県	80	0	0	0	0	80	5	0	0
京 都 府	166	86	1	0	0	80	3	2	2
大 阪 府	75	35	3	0	2	40	6	2	2
兵 庫 県	267	6	0	0	0	261	32	28	9
奈 良 県	153	2	0	0	0	151	38	9	17
和 歌 山 県	1,691	1	1	1	1	1,690	143	101	118
鳥 取 県	117	7	0	0	0	110	91	1	4
島 根 県	533	132	2	0	0	401	26	10	15
岡 山 県	1,586	22	2	2	2	1,564	79	30	65
広 島 県	698	133	19	0	0	565	104	51	60
山 口 県	578	1	0	0	0	577	73	51	58
徳 島 県	770	124	33	13	26	646	205	128	157
香 川 県	1,381	0	0	0	0	1,381	485	452	467
愛 媛 県	762	77	6	4	4	685	97	23	79
高 知 県	722	30	0	0	0	692	30	12	5
福 岡 県	2,159	175	2	0	0	1,984	212	177	190
佐 賀 県	913	689	21	7	0	224	3	0	1
長 崎 県	1,548	2	0	0	0	1,546	65	58	61
熊 本 県	1,115	141	10	0	0	974	131	65	88
大 分 県	1,262	49	15	0	0	1,213	682	523	667
宮 崎 県	1,018	183	39	0	0	835	497	409	430
鹿 児 島 県	2,387	52	12	1	1	2,335	956	896	886
沖 縄 県	66	0	0	0	0	66	11	0	0
合 計	38,689	3,639	486	195	208	35,050	10,375	7,138	8,677

13. 浄化槽設置整備事業の実施状況

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村数	令和5年度事業実施市町村名	市町村数	都道府県名	市町村数	令和6年度事業新規実施市町村名
北海道	87	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、江別市、紋別市、三笠市、伊達市、北広島市、北斗市、当別町、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、八雲町、最上町、厚沢部町、乙部町、今金町、蘭越町、二セコ町、京極町、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、南幌町、由仁町、長沼町、月形町、浦臼町、新十津川町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、剣淵町、下川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、浜頓別町、礼文町、斜里町、小清水町、釧路町、佐呂間町、雄武町、大空町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、新ひだか町、新得町、中札内村、池田町、雄勝町、足寄町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、羅臼町		北海道	6	美瑛市、奥尻町、黒松内町、雨竜町、中富良野町、滝上町
青森県	29	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、板柳町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、佐井村、三戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村		青森県	0	
岩手県	27	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、矢巾町、平泉町、盛岡市、山田町、大槌町、山形町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町		岩手県	0	
宮城県	23	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、涌谷町、美里町、南三陸町		宮城県	0	
秋田県	15	横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、三穂町、八峰町、五城目町、美郷町、羽後町、能代市		秋田県	0	
山形県	29	山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、飯豊町、庄内町、遊佐町		山形県	1	大蔵村
福島県	51	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村		福島県	0	
茨城県	41	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎町、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉢田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町		茨城県	0	
栃木県	25	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市目町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須川町		栃木県	0	
群馬県	27	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎町、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、甘楽町、中之条町、長野原町、草津町、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、坂倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町		群馬県	0	
埼玉県	49	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越生市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越前市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、長瀬町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町		埼玉県	0	
千葉県	50	千葉市、鎌子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、笑町、神崎町、多古町、夷定町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町		千葉県	0	
東京都	7	町田市、あきる野市、檜原村、大島町、神津島村、三宅村、御蔵島村		東京都	0	
神奈川県	25	相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町		神奈川県	0	
新潟県	23	新潟市、長岡市、長岡市、三糸市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町、津南町、関川村		新潟県	0	
富山県	13	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町		富山県	0	
石川県	4	金沢市、小松市、加賀市、穴水町		石川県	0	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、津幡町、志賀町、宝達志水町、中能登町、能登町
福井県	13	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、永平寺町、南越前町、越前町、高浜町、おおい町		福井県	0	
山梨県	19	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎町、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町		山梨県	0	
長野県	59	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、佐久市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、荒木村、矢龍村、秦草村、菅木村、豊丘村、大庭村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町、生坂村、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、小川村、飯綱町		長野県	0	
岐阜県	39	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、真白川村、御嵩町		岐阜県	0	

13. 浄化槽設置整備事業の実施状況

都道府県名	市町村数	令和5年度事業実施市町村名
静岡県	34	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、小山市、吉田町、川根本町、森町
愛知県	44	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、東海市、知多市、和立市、尾張旭市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	21	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、菟野町、明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町
滋賀県	15	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、甲賀市、野洲市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、甲良町、多賀町
京都府	16	京都市、福知山市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
大阪府	14	貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、泉南市、阪南市、島本町、能勢町、熊取町、岬町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	29	神戸市、姫路市、洲本市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町
奈良県	24	奈良市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、山添村、平群町、斑鳩町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	29	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	14	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、日野町
島根県	9	浜田市、出雲市、益田市、玉田市、安来市、江津市、川本町、津和野町、吉賀町
岡山県	20	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、久米南町、美咲町、吉備中央町
広島県	18	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
山口県	16	下関市、宇門市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、布田施町、平生町
徳島県	22	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町
香川県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	16	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、愛南町
高知県	33	高知市、室戸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、橘原町、日高村、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	48	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	12	唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、基山町、みやき町、玄海町、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県	19	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町
熊本県	35	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、五名市、山鹿市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、玉東町、大津町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、水川町、戸北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
大分県	16	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	39	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、宇検村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、与論町
沖縄県	21	浦添市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、南大東村、竹富町、うるま市、宮古島市、読谷村、中城村、糸満市、豊見城市、西原町、南風原町、北中城村
合 計	1,262	

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村数	令和6年度事業新規実施市町村名
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	0	
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	1	新温泉町
奈良県	0	
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	2	和気町、西栗倉村
広島県	1	坂町
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	0	
佐賀県	0	
長崎県	0	
熊本県	1	水俣市
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合 計	21	

14. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

(令和5年度末現在)						
補助制度の有無			補助割合		その他	
都道府県名	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	補助対象額	その他
北海道						
青森県	青森県浄化槽整備費補助金	国の対象と同じ	国の基準額と補助対象経費費支出額とを、人槽区分別に比較して少ない方の額を算定。算定額の合計額と総事業費から交付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。	補助基本額の6分の1以内の額	3分の1以内(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業又は汚水処理施設造成に向けた浄化槽整備加速化事業を実施する場合にあっては、4分の1以内) 宅内配管工事費及び撤去費対象	
岩手県	浄化槽設置整備事業費補助	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	国の補助対象基準額と同じ	国の補助基準額の1/3	左記内容に加えて、市町村が国基準額以上の助成を行う場合に県補助金を加算。 (上限額:5人槽5万円・6人槽以上6万5千円)
宮城県	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件: 市町村で補助(個人設置型)する浄化槽を対象とし、かつ、リフォームによる単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換のみを対象とする(建て替えや新築に伴う転換は対象外)。	・その他 浄化槽本体設置工事費から国基準額相当額を控除した額を対象とする。	国の補助基準額の1/3 (浄化槽本体設置工事費-国交付金基準額)×1/3 と上限額(5人槽16万円・6人槽以上20万円) のいずれか低い額		
山形県	山形県浄化槽整備促進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件: ①住宅及び共同住宅など、接続される建築の用途が住宅施設関係であるもの。ただし、併用住宅(店舗兼住宅など)にあっては、住宅部分の床面積が、延床面積の2分の1以上の場合に限る。 ②合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り便所を使用していた建物(増築等の場合において、既存の建物の一部又は全部が使用される場合も含む。)に接続するもの。ただし、合併処理浄化槽を使用していた建物に接続するものについては、東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に交換する場合に限る。 ③処理対象人員が50人以下であるものに限る。	浄化槽設置費、宅内配管工事費、既設浄化槽の改築費について は国の補助対象基準額と同じ(一部独自措置あり)。 撤去費については、単独処理浄化槽40,000円、くみ取り便槽30,000円で交付率を算しない。	1/3 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合は、補助基本額×1/4		
福島県	福島県浄化槽設置整備事業					
茨城県	茨城県浄化槽設置事業費等補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件: ・湖沼流域により通常型、N型、高度N型、NP型の対象指定 ・50人槽以下	・通常型、N型、高度N型:国と同額 ・NP型:国の基準額+上乗せ額	・通常型、N型、高度N型:1/3 ・NP型:国の基準額×1/3+以下の割合 (新築)自己負担額が、通常型の自己負担額と同額になるよう上乗せ ・転換)自己負担額が、通常型の自己負担額の1/2になるよう上乗せ ・単独撤去費 (通常事業)1/3 (環境配慮)1/4 ・宅内配管補助 (通常事業)1/3		
栃木県	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	国の対象に加えて、条件あり	国の補助基準額と同じ	環境配慮・防災まちづくり推進事業について、事業達成した市町村は4分の1を補助(財政力指数等)による調整あり)		市町村基準額が国基準額を超過する場合、超過分(上限10万円)の1/2を上乗せ補助。 ただし、国の撤去費の助成を受ける場合はその額を差し引いた額の1/2。
群馬県	群馬県浄化槽整備事業費補助金	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	国の補助対象基準額と同じ	・環境配慮型(国補助1/2)補助率1/4 ・通常型(国補助1/3)補助率1/3		・環境保全特別転換地帯指定事業(県が条例指定額の最長や河川環境基準が非達成となつていても地点の水質改善を目的に指定した地区が対象) ・指定地の保護や河川環境基準が非達成となつていても地点の水質改善を目的に指定した地区(対象) 左記の補助割合「①+②の合計額」+「市町村の上乗せ補助金の1/2×補助基数」と「50万円×補助基数」のうちいずれか少ない額
埼玉県	埼玉県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件: 埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域。 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換	国の補助対象基準額と同じ (高度処理型の基準額は採用していない)	「①+②の合計額」で20万円×補助基数のうち、いずれか少ない額 浄化槽処理促進区域外の浄化槽整備については、「①+②の合計額」で10万円×補助基数のうち、いずれか少ない額		設置補助のほか、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換補助がある。 <補助対象額> 単独転換 撤去費 :180千円/基 配管工事費 :200千円/基 汲み取り便槽 撤去費 :100千円/基 配管工事費 :200千円/基 <補助割合> 1/2
千葉県	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件: ①住宅関係施設(人員算定基準の建築用途)に設置される、処理対象人員50人以下の浄化槽であること。 ②閉鎖性水域環境においては、高度処理型であること。 ③新設の場合は、T-Ni0mg/L以下又はT-P1mg/L以下の処理性能を持つ高度処理型(閉鎖性水域環境対象)又はBOD除去の高度処理型(全域対象)であること。	・国の基準額と同じ ・T-Ni0mg/L以下の高度処理型については、上乗せ補助(200千円/基 補助割合1/2)を実施	1/3		

14. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
大阪府	有り	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・50人槽以下。ただし当分の間は、戸別の浄化槽については10人槽以下、共同浄化槽については50人槽以下を対象とする。住宅用のみ対象	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額の1/3	
兵庫県	無し		国の対象に加えて、条件あり 条件： ・＜浄化槽要件（個人単位、全て該当）＞ ・処理対象人員が50人以下 ・住宅面積1/2以上 ・販売目的又は賃貸目的住宅対象外 ・事業計画区域（7年以内）対象外 ＜総額要件（市町村単位、いずれか該当）＞ ・対象経費の総額が4,000千円以上 ・受益戸数10戸以上 ・受益人数30人以上 ※ただし、過疎地域及び大和川流域を除く	国の補助対象基準額と同じ	通常型・基準額の1/3 環境配慮型・基準額の1/4	
奈良県	有り	奈良県浄化槽設置整備事業補助	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・補助対象人員が10人以下であること。ただし、処理対象人員が11人以上50人以下については、専用住宅、併用住宅、飲食店及び民営等に限定する。	国の補助対象基準額と同じ	1/3	所要額、財政力指数により調整有り。
和歌山県	有り	和歌山県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・処理対象人員が50人以下 ・汲取便所又は単独浄化槽からの転換に係る設置 ・浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村等	国の補助対象基準額と同じ	1/3(市町村が上乗せ補助する場合はその額の1/2を加算)	
鳥取県	有り	鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・処理対象人員が50人以下 ・浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村等	国の補助対象基準額と同じ		
島根県	無し		国の対象に加えて、条件あり	国の補助対象基準額と同じ		
岡山県	有り	岡山県浄化槽設置促進事業	国の対象に加えて、条件あり 専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	補助基準額と実支出額のいずれか少ない方の額の3分の1ただし、政令市は補助対象外、中核市は調整係数(0.7)を乗じる。	
広島県	有り	広島県小型浄化槽設置整備事業補助金	10人槽以下、くみ取り・単独槽からの転換に限定	5人槽：332,000円 6～7人槽：414,000円 8～10人槽：548,000円 ※豪雪地帯には上乗せあり。	1/3	(※豪雪地帯の補助対象額を改定)
山口県	無し		国の対象に加えて、条件あり	国の補助対象基準額と同じ		
徳島県	有り	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・新設は補助対象外。 ・10人槽以下	国の補助対象基準額と同じ	1/3以内(環境配慮型の場合は1/4以内)	令和5年度から令和8年度までの間に、木造住宅耐震化促進事業に基づく耐震改修にあわせて合併処理浄化槽の整備を行う者に対し、最大50,000円を上乗せ補助。
香川県	有り	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 専用住宅（販売、賃貸及び寄居を目的とする住宅を除く。）に設置する50人槽以下の浄化槽	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか低い額	1/3(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に該当する場合は1/4)	
愛媛県	有り	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・新設を除き、10人槽以下に限る ・10人槽以下	国の補助対象基準額と同じ	1/3(離島地域は1/4)	・財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定
高知県	有り	高知県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・10人槽以下の一般住宅用	国の補助対象基準額と同じ	1/3(環境配慮型事業又は離島地域は1/4)	
福岡県	有り	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・50人槽以内	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
佐賀県	有り	佐賀県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	1/3	

14. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

都道府県名		補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	(令和5年度末現在)	
長 崎 県	有	有	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件: 50人槽以下の浄化槽に限る	国の補助対象基準額と同じ	補助率:本土地区及び離島地区(1/3) ・設置される浄化槽によって、下記の補正係数に乗じる。 (1) 浄化槽(通常型) 補正係数 0.9 (2) 高度処理型浄化槽(国庫補助の対象となる地域に整備するものに限る。) 補正係数 1.0	その他	
熊 本 県	有	有	熊本県浄化槽整備事業等補助金	国の対象に加えて条件あり 条件: 住宅の新築、既存住宅の延床面積が2倍を超える増改築は対象外 ・国の対象に加えて、条件あり	国の補助対象基準額と同じ	1/3以内、国費補助が1/20の場合は1/4以内		
大 分 県	有	有	大分県浄化槽設置整備事業	条件: 集合処理区域(予定含む)を除く ・転換かつ50人槽以下の浄化槽に限る ・11人槽～50人槽の浄化槽を設置する建物は、居住部分の床面積が50%以上 (設置費用の上乗せ補助実施) 国の対象に加えて、条件あり	・国の補助対象基準額と同じ (県補助対象:設置費用、撤去費用、宅内配管工事費) ・設置費用の上乗せ補助は最大で20万円/基	・国の補助対象経費から国庫補助相当額を控除した額の1/2 ・上乗せは補助は、県、市町村それぞれ1/2負担		
宮 崎 県	有	有	宮崎県浄化槽整備促進事業補助金	条件: 共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家 住宅、又は民営等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽 屋、又は対象に加えて、条件あり	国の補助対象基準額と同じ	単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換を伴う場合:補助基準額の3分の1 転換を伴わない場合:0 ※いずれも財政力指数による減額調整あり		
鹿 児 島 県	有	有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	条件: 専用住宅で既設住宅の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を10人槽以下の条件処理浄化槽に転換する場合	国の補助対象基準額と同じ	本土:1/3、離島・奄美1/4	特になし	
沖 縄 県	無	無						

15. 公共浄化槽等整備推進事業の実施状況

都道府県名	市町村数	令和5年度事業実施市町村名
北海道	5	北斗市、福島町、島牧村、厚真町、標茶町
青森県	7	十和田市(PFI)、平内町、外ヶ浜町、大鰐町、横浜町、東通村、五戸町
岩手県	9	宮古市、八幡平市、奥州市、奥州市、葛巻町、岩手町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、一戸町
宮城県	9	仙台市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、大郷町、大衡村、加美町
秋田県	3	秋田市、能代市、東成瀬村
山形県	9	鶴岡市、寒河江市、村山市、長井市、最上町(PFI)、大蔵村、高島町、白鷹町、飯豊町
福島県	6	会津若松市、白河市、西会津町、金山町、三春町、小野町
茨城県	3	常陸大田市、行方市、大子町
栃木県	1	鹿沼市
群馬県	8	伊勢崎市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、榛恋村、東妻美町、昭和村
埼玉県	13	秩父市、滑川市、嵐山町(PFI)、小川町、吉見町、鳩山町、さきかわけ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、寄居町
千葉県	3	芝山町、睦沢町、長柄町
東京都	5	八王子市、青梅市、奥多摩町、八丈町、大島町(PFI)
神奈川県	2	相模原市、山北町
新潟県	5	新潟市、長岡市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市
富山県	1	立山町
石川県	5	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、能登町
福井県	0	
甲斐市、甲州市	2	
長野県	6	長野市、伊那市、南木曽町、木祖村、筑北村、栄村
長野県	2	飯山市、埴田市、埴田市、埴田市、埴田市、埴田市
岐阜県	1	岐阜市
静岡県	0	静岡市
愛知県	0	愛知県
三重県	0	三重県
滋賀県	0	滋賀県
京都府	4	舞鶴市、綾部市、大台町、南伊勢町、紀宝町
大阪府	5	茨木市、富田林市(PFI)、河内長野市、和泉市(PFI)、柏原市(PFI)
兵庫県	1	神戸市
奈良県	1	黒滝村
和歌山県	1	白浜町
鳥取県	2	南郷町、日南町
島根県	6	大田市、安芸市、雲南市、飯南町、美郷町、邑南町
岡山県	3	新見市、新庄村、奈義町
広島県	4	広島市、三原市、佐原市、安芸高田市
山口県	1	岩国市
徳島県	2	三好市(PFI)、更みよし町(PFI)
香川県	0	
愛媛県	5	八幡浜市、久万高原町、伊方町、鬼北町、愛南町(PFI)
高知県	1	津野町
福岡県	6	久留米市、筑後市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町
佐賀県	9	佐賀市、唐津市(PFI)、武雄市、小城市、神埼市、みやま町、江北町
長崎県	1	諫津町
熊本県	8	八代市、玉名市、菊池市、菊池市、和木町、南小国町、苓北町
大分県	2	佐伯市、竹田市
宮崎県	3	宮崎市(PFI)、日南市、綾町
鹿児島県	5	いちき串木野市、姶良市、東串良町、龍郷町、知名町
沖縄県	0	
合計	180	

都道府県名	市町村数	令和6年度事業新規実施市町村名
北海道	0	
青森県	0	
岩手県	0	
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	0	
福島県	1	福島市
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	0	
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	0	
石川県	1	志賀町
福井県	0	
山梨県	0	
長野県	0	
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	1	豊橋市
三重県	0	
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	0	
奈良県	1	黒滝村
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	2	松江市、奥出雲町
岡山県	1	新庄村
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	1	上島町
佐賀県	0	
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	1	川南町
鹿児島県	0	
沖縄県	1	名護市
合計	11	

都道府県名	市町村数	令和4年度以前に事業を実施した市町村
北海道	11	上ノ国町、茅渚町、黒松内町、留寿都村、妹背牛町、和寒町、中川町、豊浦町、釧路町、本別町、利尻町
青森県	2	平川市、鯉ヶ沢町
岩手県	5	盛岡市、花巻市、遠野市、二戸市、洋野町
宮城県	1	色麻町
秋田県	3	秋田市、能代市、東成瀬村
山形県	4	酒田市、上山町
福島県	2	須賀川市、鶴城町、三島町、会津美里町
茨城県	3	日立市、常陸大宮市、桜川市
栃木県	2	日光市、大田原市
群馬県	8	太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、みどり市、中之条町、長野原町、高山村
埼玉県	0	
千葉県	0	
東京都	7	八王子市、青梅市、奥多摩町、八丈町、大島町(PFI)、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	0	
新潟県	2	阿賀野市(PFI)、出雲崎町
富山県	2	砺波市、小矢部市
石川県	1	志賀町
福井県	5	福井市、大野市、越前市、美浜町、おおい町
山梨県	6	甲府市、山梨市、北杜市、市川三郷町、身延町、道志村
長野県	6	松本市、安曇野市、桑阜村、木曽町、生坂村、信濃町
岐阜県	1	七宗町
静岡県	1	掛川市
愛知県	2	
三重県	0	名張市、伊賀市
滋賀県	0	
京都府	3	井手町、宇治田原町、京丹波町
大阪府	4	高槻市(H24 浄化槽市町村整備推進事業 循環型社会形成推進交付金) 枚方市(H18 浄化槽市町村整備推進事業 汚水処理施設整備交付金) 地域再生基盤強化交付金) 大東市(H18 浄化槽市町村整備推進事業 汚水処理施設整備交付金) 地域再生基盤強化交付金) 豊能町(H10 個別排水処理施設整備事業(旧自治体所管))
兵庫県	2	養父市、佐用町
奈良県	4	田原市、天川村、大淀町、黒滝村
和歌山県	5	御坊市、田辺市、高野町、有田川町、日高町
鳥取県	3	鳥取市、北条町、伯耆町、
島根県	4	浜田市、出雲市、海士町、隠岐の島町
岡山県	5	高梁市、真庭市、美作市、勝安町、西栗倉村
広島県	2	三次市、東広島市
山口県	2	宇布市、萩市
徳島県	0	
香川県	3	高松市、三豊市、まんのう町
愛媛県	3	今治市、西予市、内子町
高知県	1	土佐町
福岡県	1	須恵町
佐賀県	0	
長崎県	5	長崎市、諫早市、西海市、雲仙市、小値賀町
熊本県	8	山鹿市、宇土市、天草市、小国町、南阿蘇村、嘉島町、山都町、芦北町
大分県	3	臼杵市、豊後大野市、国東市
宮崎県	1	延岡市
鹿児島県	10	阿久根市、出水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、さつま町、長島町、南種子町、龍郷町
沖縄県	0	
合計	143	

(令和5年度末現在)

16. 公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北海道	無し					
青森県	無し					
岩手県	有り	下水道事業債償還基金費補助	国の対象と同じ	公共浄化槽等整備推進事業に要する経費のうち、事務費を除く経費	補助対象額の80分の85に相当する額以内の額(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業又は汚水処理施設撤廃に向けた浄化槽整備加速化事業を実施する場合にあっては、60分の6以内)	
宮城県	無し					
秋田県	無し					
山形県	有り	山形県浄化槽整備促進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・市町村で整備(市町村設置型)する浄化槽を対象とし、かつ、リフォームによる単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換のみを対象とする(建て替えや新築に伴う転換は対象外)。 国の対象に加えて条件あり 条件： ・処理対象人員が50人以下であるもの。ただし、共同浄化槽を除く。	・その他 ・上限額を限度に、設置分担金納付者に対し補助	・市町村設置型 ・市町村補助額と上限額(5人槽6万円・6人槽以上10万円のいずれか低い額)	
福島県	有り	福島県公共浄化槽等整備推進支援事業	国の対象に加えて条件あり 条件： ・排水先を周辺に求めることが困難な地域での、河川や排水路等までの配水管等敷設事業	国の補助対象基準額と同じ(一部独自措置あり)	7.5/100 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合には、補助割合を5/100とする。 ・下水道事業債から交付税措置分を除いた市町村実負担分の9/10 ・単独撤去費(通常事業)1/3 (環境配慮)1/4 ・宅内配管補助(通常事業)1/3 (環境配慮)1/4	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に關しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
茨城県	有り	茨城県公共浄化槽等整備推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・50人槽以下の窒素及びりん除去型浄化槽のみ	国の補助対象基準額と同じ		
栃木県	有り	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	排水先を周辺に求めることが困難な地域での、河川や排水路等までの配水管等敷設事業	事業費又は限度額(240千円)の少ない方の額		
群馬県	有り	群馬県浄化槽整備事業費補助金	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	国の補助対象基準額と同じ	・環境配慮型(国庫補助1/2) 補助率1/5 ・通常型(国庫補助1/3) 補助率1/4	市町村基準額が国基準額を超過する場合、超過分(上限10万円)の1/2を上乗せ補助。ただし、国の撤去費の助成を受ける場合はその額を差し引いた額の1/2。
埼玉県	有り	埼玉県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域。 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換	国の補助対象基準額と同じ	①市町村が補助する配管費及び処分費(国庫補助額相当分を除いた費用) ②浄化槽(基壇)に当たっては比較したくない少ない額 ③①・②に基数を乗じた額と150万円×補助基数のうち、いずれか少ない額	左記補助額の範囲内で、浄化槽本体、配管費、処分費のいずれに充当してもよい。
千葉県	有り	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり(共同浄化槽については新設可) 条件： ①住宅関係施設(人員算定基準の建築用途)に設置される、処理対象人員50人以下(共同浄化槽については100人以下)の浄化槽であること。 ②附随性水域流域においては、高度処理型であること。 ③単独処理浄化槽又は汲取便所からの転換であること。	国の補助対象基準額と同じ	4/30 設置補助のほかに、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換補助がある。 単独転換 撤去費 : 180千円/基 汲取転換 撤去費 : 100千円/基 配管工事費 : 200千円/基 ＜補助割合＞ 1/2	
東京都	有り	東京都浄化槽設置整備事業補助金	国の対象と同じである	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額に係わる地方債充当額から交付税措置相当分を控除した1/2	補助金の交付を受けた市町村は、原則として当該補助金を当該事業に係る地方債の償還のための減価基金に積み立てなければならない。
神奈川県	有り	神奈川県水環境保全・再生市町村補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ①ダム集水域 ②ダム下流域 ・既設単独処理浄化槽(及び汲み取り式便槽)から合併処理浄化槽への転換 ・専用住宅に設置されるもの(集合住宅及び店舗併用は対象外)	国の補助対象基準額と同じ 本体設置費 基準額×17/20 付帯工事費 人槽に応じて設定 高度処理費 人槽に応じて設定(ダム集水域のみ)		増加処理人口：新たに追加整備された区域内の住民基本台帳に基づく居住人口 ・接続整備正・浄化槽事業10 算出した補助金額は算定基準年以降8年間で分割する。算定基準年から5年目までの各年度の補助金は1/14とし、6年目以降の各年度の補助金は3/14とする。
新潟県	無し					
富山県	無し					
石川県	有り	石川県生活排水処理施設整備事業費補助金	国の対象と同じ	単位基準額：増加処理人口に対して、49,000円を後年度補助。	増加処理人口×単位基準額×補正係数	
福井県	無し					
山梨県	無し					
岐阜県	有り	岐阜県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： ・50人槽以上は対象外 国の対象に加えて、条件あり 条件： ・50人槽以下	国の補助対象基準額に準ずる	120分の17以内 (環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を実施する場合にあっては、109分の1以内)	
静岡県	有り	生活排水改善対策推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・50人槽以下	国の補助対象基準額から国庫交付額及び個人負担額を減じた額	補助対象額の4分の1以内 (市町の財政力指数に応じて補正有)	補助対象額には、特別加算額(単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の撤去費・転換に伴う宅内配管工事費)も含む。
愛知県	有り	愛知県浄化槽設置費補助金交付要綱	国の対象から、市町村が所有する公的施設の浄化槽を除く。	その他	設置費(8,600)、単独処理浄化槽からの転換による宅内配管工事費(1/5)、単独処理浄化槽撤去費(1/5)、及び取り便槽からの転換による宅内配管工事費(1/5)、及び取り便槽撤去費(1/5)	

16. 公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

(令和5年度末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
三重県	有り	三重県公共浄化槽等整備促進事業補助金	国の対象に加えて、高度処理型浄化槽設置の条件あり 条件: 100人槽以下の「壁業又はりん除去型」、「壁業及びりん除去型」,ただし、当分の間は、戸別の浄化槽については10人槽以下、共同浄化槽については、50人槽以下を対象とする。住宅用のみを対象とする。	補助基準額 (国)の公共浄化槽等整備推進事業に係る起債の元金の償還に要する総額から、起債の償還に係る地方交付税を除いた額 (2)総額の割合に準拠して浄化槽の撤去費用上限120,000円 (3)総額の割合に準拠して浄化槽の撤去費用上限90,000円 (4)総額の割合に準拠して浄化槽の撤去費用上限60,000円	(1)1/2 (2)1/3(※) (3)1/3(※) (4)1/3(※) (※)ただし、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、汚水処理施設撤収に向けた浄化槽整備加速化事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備事業は1/4	
滋賀県	無し					
京都府	有り	京都府生活排水処理対策費補助金	10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽 国の対象に加えて条件あり	基準額(国庫交付金の基準額に準じる)と対象経費を比較して少ない方	事業費の9%(3%×3年間)	
大阪府	有り	大阪府浄化槽整備事業費補助金	条件: 100人槽以下の「壁業又はりん除去型」、「壁業及びりん除去型」,ただし、当分の間は、戸別の浄化槽については10人槽以下、共同浄化槽については、50人槽以下を対象とする。住宅用のみを対象とする。	国の対象基準額と同じ	補助対象額の25/1000	
兵庫県	無し					
奈良県	無し					
和歌山県	有り	和歌山県浄化槽市町村整備推進事業支援交付金	国の対象と同じ 条件: ・処理対象人員が50人以下 ・起債償還のための基金造成を実施 ※年度内整備戸数の要件は無し	起債総額から、交付税算定額を控除した額。	1/2	
鳥取県	有り	鳥取県浄化槽設置推進基金造成事業費補助金	条件: ・処理対象人員が50人以下 ・起債償還のための基金造成を実施 ※年度内整備戸数の要件は無し	国の補助対象基準額と同じ	1/20(ただし、整備事業年度に基金に積み立てた額を上限とする)	
鳥根県	有り	鳥根県生活排水処理普及促進交付金	汚水処理施設整備交付金事業、循環型社会形成促進交付金事業、公共浄化槽等整備促進事業の対象浄化槽	地方債充当額－(地方債充当額×控除率(※)) (※)控除率＝下水道事業債0.45、道県債0.70、辺地債0.80、下水道事業債(臨時措置分)1.0	補助対象額×1/2	
岡山県	無し					
広島県	有り	広島県公共浄化槽等整備推進事業費償還費補助金	国の対象と同じ	市町村の起債元金の償還額(交付税措置分を除く)	1/3	
山口県	無し					
徳島県	有り	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件: ・51人槽以上の浄化槽については住宅施設部分(排住住宅)にあっては、住宅施設部分の人槽)に限る。	国の補助対象基準額と同じ	1/10	令和5年度から令和8年度までの間に、木造住宅耐震化促進事業に基づく耐震改修にあわせて合併処理浄化槽の整備を行う者に対し、最大10,000円を上乗せ補助。
香川県	有り	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件: ・専用住宅(販売、賃貸及び寄宿を目的とする住宅を除く。)に設置する50人槽以下で市町村が助成する浄化槽 国の対象に加えて条件あり 新築を除き、10人槽以下に限る	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか低い額	1/10	
愛媛県	有り	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件: ・50人槽以下に限る	国の補助対象基準と同じ	1/10	・財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定
高知県	無し					
福岡県	有り	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件: 50人槽以内	基本的に国は国の補助対象基準額と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。6人槽、8人槽、11～15人槽、21～25人槽、31～40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	0.075	
佐賀県	有り	佐賀県公共浄化槽等整備推進事業交付金	国の対象と同じ	・先導的整備交付金 ・国庫補助対象事業額に係る対象費(起債額(公費負担分)から、交付税措置額を除いた額)	1/2以内	市町長が地方自治体第241条第1項の規定に基づき設置した減価基金に交付金を交付するものとし、市時は、下水道事業債の償還時に基金を取り崩し、当該償還財源に充当するものとする。
長崎県	有り	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件: 50人槽以下の浄化槽に限る	国の補助対象基準額と同じ	1/2以内	令和8年度までに開始した事業を補助対象とし、5年間で補助期間とする。ただし、その補助期間の最終年度は、令和12年度までとする。
熊本県	有り	熊本県公共浄化槽等整備推進事業交付金	国の対象と同じ	国の補助対象事業費と同じ	後年度交付金	
大分県	有り	①大分県公共浄化槽等整備推進事業 ②大分県公共浄化槽等整備促進事業	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	1/20(国庫補助対象基準額に交付金(70%)相当額を乗じて得た額と、市町村実質負担額の1/20の額を比較し、小さい方の額を交付) ②交付金(算定基準額)に交付率(90%)相当額と、市町村実質負担額の生活排水処理費を乗じて得た額と、市町村実質負担額の1/20の額を比較し、小さい方の額を交付	
宮崎県	有り	宮崎県浄化槽整備促進事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件: 住宅、共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供される家屋、又は民営等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽 国の対象に加えて、条件あり	国の補助対象基準額と同じ	※財政力指数による減額調整あり	生活排水処理率及び財政力指数により補助対象となない場合がある。
鹿児島県	有り	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	専用住宅で既設住宅の専処理浄化槽及び汲み取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する場合	浄化槽設置整備事業(個人設置型)における補助対象基準額と同じ	本土1/15、離島、奄美1/20	財政力指数比による補正あり(財政力指数比:県平均財政力指数/各市町村財政力指数)
沖縄県	無し					

17. 既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況

(1)都道府県による補助制度の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 (地域、合併転換、下水道接続等)	補助金額	その他要件等
北海道	無				
青森県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国の基準額の特例に準じ、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額としている。現行の基準額を超える額は9万円まで。補助金は補助基本額の6分の1以内の額。	
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域	国の基準額の特例に準じ、汲み取り便槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額としている。現行の基準額を超える額は9万円まで。補助金は補助基本額の6分の1以内の額。	
	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域	国の基準額の特例に準じ、単独処理浄化槽の転換に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額としている。現行の基準額を超える額は30万円まで。補助金は補助基本額の6分の1以内の額。	
岩手県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業補助金の対象事業費に含まれるものに限る	国の補助対象基準額×補助率	補助率3分の1(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業又は汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業を実施する場合にあっては、4分の1以内)
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽設置整備事業補助金の対象事業費に含まれるものに限る	国の補助対象基準額×補助率	補助率3分の1(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業又は汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業を実施する場合にあっては、4分の1以内)
	有	宅内配管工事	浄化槽設置整備事業補助金の対象事業費に含まれるものに限る	国の補助対象基準額×補助率	補助率3分の1(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業又は汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業を実施する場合にあっては、4分の1以内)
宮城県	無				
秋田県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	国の対象と同じ	120千円／基	
	有	汲み取り便槽の撤去	国の対象と同じ	90千円／基	
	有	宅内配管工事	国の対象と同じ	300千円／基	
山形県	無				
福島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換、完全撤去	40,000円	
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換、完全撤去	30,000円	
	有	宅内配管工事	合併転換	基準額:300,000円 補助率:1/3 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合は、1/4	
茨城県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(霞ヶ浦流域等は高度処理型浄化槽)に転換する場合	基準額:12万円 補助率:1/3(国庫補助対象外の場合は1/2)	
	有	汲み取り便槽の撤去	汲み取り便槽から合併処理浄化槽(霞ヶ浦流域等は高度処理型浄化槽)に転換する場合	基準額:9万円 補助率:1/3(国庫補助対象外の場合は1/2)	
	有	宅内配管工事	単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換に係る浄化槽の設置事業に付帯するもの。	基準額:30万円 補助率:1/3	
栃木県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽処理促進区域内であること 合併処理浄化槽への転換であること	上限12万円	
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽処理促進区域内であること 合併処理浄化槽への転換であること	上限9万円	
	有	宅内配管工事	浄化槽処理促進区域内であること 合併処理浄化槽への転換であること	上限30万円	
群馬県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	個人設置型については、転換・撤去の市町村補助額が県基準額を超える額に対して上限10万円の2分の1を補助する。 市町村設置型については、単独処理浄化槽等を撤去等する費用に対して、国の基準額を超える額について上限10万円の2分の1を補助する。 ※個人設置型、市町村設置型ともに、国の撤去費特例の助成を受ける場合は、10万円からその額を除いた2分の1を補助する。	
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域	個人設置型については、転換・撤去の市町村補助額が県基準額を超える額に対して上限10万円の2分の1を補助する。 市町村設置型については、単独処理浄化槽等を撤去等する費用に対して、国の基準額を超える額について上限10万円の2分の1を補助する。 ※個人設置型、市町村設置型ともに、国の撤去費特例の助成を受ける場合は、10万円からその額を除いた2分の1を補助する。	
	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域	基準額:300,000円 ・環境配慮型(国補助1/2)補助率1/4 ・通常型(国補助1/3)補助率1/3	
埼玉県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域 ・合併転換時	本体、本体設置工事費、配管費と撤去費を合わせて1基当たり20万円(※)が限度	※10万円、50万円の場合あり
	有	汲み取り便槽の撤去	・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域 ・合併転換時	本体、本体設置工事費、配管費と撤去費を合わせて1基当たり20万円(※)が限度	※10万円、50万円の場合あり
	有	宅内配管工事	・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域 ・合併転換時	本体、本体設置工事費、配管費と撤去費を合わせて1基当たり20万円(※)が限度	※10万円、50万円の場合あり

17. 既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況

(1)都道府県による補助制度の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 (地域、合併転換、下水道接続等)	補助金額	その他要件等
千葉県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	全域	＜補助対象額＞ 単独転換:180千円/基 ＜補助割合＞ 1/2 ※国補助成対象となる場合は、国助成額を引いた額の1/2	
	有	汲み取り便槽の撤去	全域	＜補助対象額＞ 汲取転換:100千円/基 ＜補助割合＞ 1/2 ※国補助成対象となる場合は、国助成額を引いた額の1/2	
	有	宅内配管工事	全域	＜補助対象額＞ 単独転換・汲取転換:200千円/基	
東京都	有	既設単独処理浄化槽の撤去	公共下水道事業計画の認可を受けた地域を除く区域内全域における合併転換	循環型社会形成交付金取扱要領別表4の基準額の特例が適用される場合、補助対象額から国庫補助対象額を控除した金額に2分の1を乗じて得た額。それ以外の場合は補助対象に2分の1を乗じて得た額。	
	有	汲み取り便槽の撤去	公共下水道事業計画の認可を受けた地域を除く区域内全域における合併転換	循環型社会形成交付金取扱要領別表4の基準額の特例が適用される場合、補助対象額から国庫補助対象額を控除した金額に2分の1を乗じて得た額。それ以外の場合は補助対象に2分の1を乗じて得た額。	
	有	宅内配管工事	既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費	循環型社会形成交付金取扱要領別表4の基準額の特例が適用される場合、補助対象額から国庫補助対象額を控除した金額に2分の1を乗じて得た額。それ以外の場合は補助対象に2分の1を乗じて得た額。	
神奈川県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	①神奈川県浄化槽整備事業補助金 ・既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用を補助。 ・原則、次の各号に掲げる地域を除いた県内全域を対象とする。 (1)政令指定都市 (2)下水道法第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域 (3)農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱に基づく農業集落排水整備計画区域 (4)水源地域 ②神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金 ・既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用を補助。 ・ダム集水域及びダム下流域を対象	① 120,000円を上限 (補助率1/3) ② 付帯工事費の一部に含まれる (「13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況」を参照)	
	有	汲み取り便槽の撤去	①神奈川県浄化槽整備事業補助金 ・既存汲み取り槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、汲み取り槽撤去に要する費用を補助。 ・原則、次の各号に掲げる地域を除いた県内全域を対象とする。 (1)政令指定都市 (2)下水道法第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域 (3)農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱に基づく農業集落排水整備計画区域 (4)水源地域 ②神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金 ・既存汲み取り便槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用を補助。 ・ダム集水域及びダム下流域を対象	① 90,000円を上限 (補助率1/3) ② 付帯工事費の一部に含まれる (「13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況」を参照)	

17. 既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況

(1)都道府県による補助制度の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 (地域、合併転換、下水道接続等)	補助金額	その他要件等
神奈川県	有	宅内配管工事	①神奈川県浄化槽整備事業補助金 ・既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、補助。 ・原則、次の各号に掲げる地域を除いた県内全域を対象とする。 (1)政令指定都市 (2)下水道法第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域 (3)農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱に基づく農業集落排水整備計画区域 (4)水源地域 ②神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金 ・ダム集水域は新築/転換問わず対象 ・ダム下流域は転換のみ対象	① 300,000円を上限 (補助率1/3) ② 付帯工事費の一部に含まれる (「13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況」を参照)	
新潟県	無				
富山県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	国の対象に加えて、条件あり 条件:50人槽以下 住宅・ホテル・旅館・簡易宿泊所、飲食店又は喫茶店、その他知事が特に認めた建築物	国の補助対象金額と同じ	令和5年度から適用
	有	汲み取り便槽の撤去	同上	同上	令和5年度から適用
	有	宅内配管工事	同上	同上	令和5年度から適用
石川県	無				
福井県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	基準額:上限120,000円 補助率1/3	処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する場合に限る
	有	汲み取り便槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	基準額:上限90,000円 補助率1/3	処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する場合に限る
	有	宅内配管工事	合併処理浄化槽への転換	基準額:上限300,000円 補助率1/3	処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する場合に限る
山梨県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	国の補助要件と同じ	国の補助対象金額と同じ	50人槽以下に限る
	有	汲み取り便槽の撤去	国の補助要件と同じ	国の補助対象金額と同じ	50人槽以下に限る
	有	宅内配管工事	国の補助要件と同じ	国の補助対象金額と同じ	50人槽以下に限る
長野県	無				
岐阜県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	国に準ずる	国に準ずる	
	有	汲み取り便槽の撤去	国に準ずる	国に準ずる	
	有	宅内配管工事	国に準ずる	国に準ずる	
静岡県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業の事業対象地域単独処理浄化槽の撤去事業に該当すること	国が撤去費相当分(上限12万円)として認める額の3分の1以内(市町の財政力指数に応じて補正有)	
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽設置整備事業の事業対象地域単独処理浄化槽の撤去事業に該当すること	国が撤去費相当分(上限9万円)として認める額の3分の1以内(市町の財政力指数に応じて補正有)	
	有	宅内配管工事	浄化槽設置整備事業の事業対象地域単独処理浄化槽からの転換に該当すること	国が撤去費相当分(上限30万円)として認める額の3分の1以内(市町の財政力指数に応じて補正有)	
愛知県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	120,000円を上限とし費用の1/5を補助。	
	有	汲み取り便槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	90,000円を上限とし費用の1/5を補助。	
	有	宅内配管工事	合併処理浄化槽への転換	300,000円を上限とし、費用の1/5を補	
三重県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	(1)40,000円 (2)30,000円	(1)(2)以外の場合 (2)環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備促進事業、汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備事業の場合
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換	(1)30,000円 (2)22,500円	(1)(2)以外の場合 (2)環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備促進事業、汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備事業の場合
	有	宅内配管工事	合併転換	(1)20,000円 (2)15,000円	(1)(2)以外の場合 (2)環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備促進事業、汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備事業の場合
滋賀県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象区域と同様	120,000円(上限) 補助率1/3	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象である場合に限る
	有	汲み取り便槽の撤去	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象区域と同様	90,000円(上限) 補助率1/3	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象である場合に限る
	有	宅内配管工事	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象区域と同様	300,000円(上限) 補助率1/3	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象である場合に限る
京都府	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	上限12万円	
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換	上限9万円	
	有	宅内配管工事	合併転換	上限30万円	
大阪府	無				
兵庫県	無				
奈良県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	循環型社会形成推進交付金を受けて行う事業、もしくは汚水処理施設整備交付金を受けて行う事業であって、合併浄化槽に転換する場合	環境大臣が認めた額と同額	奈良県浄化槽設置事業補助交付金要綱による
	有	汲み取り便槽の撤去	循環型社会形成推進交付金を受けて行う事業、もしくは汚水処理施設整備交付金を受けて行う事業であって、合併浄化槽に転換する場合	環境大臣が認めた額と同額	奈良県浄化槽設置事業補助交付金要綱による

17. 既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況

(1)都道府県による補助制度の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 (地域、合併転換、下水道接続等)	補助金額	その他要件等
奈良県	有	宅内配管工事	循環型社会形成推進交付金を受けて行う事業、もしくは汚水処理施設整備交付金を受けて行う事業であって、合併浄化槽に転換する場合	環境大臣が認めた額と同額	奈良県浄化槽設置事業補助交付金要綱による
和歌山県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	上限12万円	
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換	上限9万円	
	有	宅内配管工事	合併転換	上限30万円	
鳥取県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	・処理対象人員が50人以下 ・汲取便所又は単独浄化槽からの転換に係る設置 ・浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村 など	上限40,000円	
	有	汲み取り便槽の撤去	・処理対象人員が50人以下 ・汲取便所又は単独浄化槽からの転換に係る設置 ・浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村 など	上限30,000円	
	有	宅内配管工事	・処理対象人員が50人以下 ・汲取便所又は単独浄化槽からの転換に係る設置 ・浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村 など	上限100,000円	
島根県	無				
岡山県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	撤去に要する費用(上限12万円)の3分の1	専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合に限る。
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	撤去に要する費用(上限9万円)の3分の1	専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合に限る。
	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域、合併転換	宅内配管工事に要する費用(上限30万円)の3分の1	専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合に限る。
広島県	無				
山口県	無				
徳島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	上限12万円の1/6以内	1基あたり12万円と撤去に要した経費を1基ごとに比較して少ない額の方を選定し、その額の合計額に補助率6分の1を乗じた額を補助
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	上限9万円の1/6以内	1基あたり9万円と撤去に要した経費を1基ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額の合計額に補助率6分の1を乗じた額を補助
	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域、単独転換	上限30万円の1/6以内	1基あたり30万円と撤去に要した経費を1基ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額の合計額に補助率6分の1を乗じた額を補助
香川県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額：国の基準額(120千円)と同じ 補助率：1/3 (環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は1/4)	
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、汲み取り便槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額：90千円 補助率：1/3	
	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な配管費を助成する事業に対し助成 基準額：国の基準額(300千円)と同じ 補助率：1/3 (環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は1/4)	
愛媛県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	上限9万円(補助率1/3：財政力指数による係数あり)	10人槽以下に限る。
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域	上限9万円(補助率1/3：財政力指数による係数あり)	
	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域	上限30万円(補助率1/3：財政力指数による係数あり)	
高知県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業(国庫助成事業、個人型)実施区域、合併転換	120,000円	
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽設置整備事業(国庫助成事業、個人型)実施区域、合併転換	90,000円	
	有	宅内配管工事	浄化槽設置整備事業(国庫助成事業、個人型)実施区域、合併転換	300,000円	
福岡県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	撤去費：上限4万円 (基準額12万円、1/3)	浄化槽設置整備事業(個人設置型)
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換	撤去費：上限3万円 (基準額6万円、1/2または基準額9万円、1/3) ※基準額、補助率は国交付金活用の有無による。	浄化槽設置整備事業(個人設置型)
	有	宅内配管工事	合併転換	配管設置費：上限10万円(基準額30万円、1/3) 上限7万円(基準額14万円、1/2) ※補助金額は国交付金活用の有無による。	浄化槽設置整備事業(個人設置型)

17. 既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況

(1)都道府県による補助制度の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 (地域、合併転換、下水道接続等)	補助金額	その他要件等
佐賀県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業補助金及び公共浄化槽等整備推進事業交付金の対象事業費に含まれるものに限る	浄化槽設置整備事業補助金:基準額の1/3 公共浄化槽等整備推進事業交付金:対象費の1/3	公共浄化槽等整備推進事業交付金:交付対象費は起債額(公費負担分)から、交付税措置額を除いた額
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽設置整備事業補助金の対象事業費に含まれるものに限る	基準額の1/3	
	有	宅内配管工事	浄化槽設置整備事業補助金の対象事業費に含まれるものに限る	基準額の1/3	
長崎県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	上限120,000円	
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換	上限90,000円	
	有	宅内配管工事	合併転換	上限300,000円	
熊本県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	①下水道認可区域外であること。 ②下水道許可区域であっても、下水道整備が当分の間(原則として7年以上)見込まれない地域で、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域であること。 ③農業集落排水事業採択区域外であること。 ④その他の集合排水処理施設整備予定地域外であること。	国の補助金額と同じ	国の要件と同じ
	有	汲み取り便槽の撤去	①下水道認可区域外であること。 ②下水道許可区域であっても、下水道整備が当分の間(原則として7年以上)見込まれない地域で、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域であること。 ③農業集落排水事業採択区域外であること。 ④その他の集合排水処理施設整備予定地域外であること。	国の補助金額と同じ	国の要件と同じ
	有	宅内配管工事	①下水道認可区域外であること。 ②下水道許可区域であっても、下水道整備が当分の間(原則として7年以上)見込まれない地域で、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域であること。 ③農業集落排水事業採択区域外であること。 ④その他の集合排水処理施設整備予定地域外であること。	国の補助金額と同じ	国の要件と同じ
大分県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域における合併転換	12万円／基	市町村が、浄化槽整備区域の単独槽撤去に対し補助する場合、1基あたり12万円を上限とし、国庫補助相当額を除いた額の1/2を補助。
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域における合併転換	9万円／基	市町村が、浄化槽整備区域のくみ取り槽撤去に対し補助する場合、1基あたり9万円を上限とし、国庫補助相当額を除いた額の1/2を補助。
	有	宅内配管工事	浄化槽整備区域における合併転換	30万円／基	市町村が、浄化槽整備区域の合併槽への転換に係る宅内配管工事に対し補助する場合、1基あたり30万円を上限とし、国庫補助相当額を除いた額の1/2を補助。
宮崎県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	県内全域、既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を整備する場合	上限120,000円(補助率1/3:財政力指数による減額調整あり)	
	有	汲み取り便槽の撤去	県内全域、既存汲み取り便槽を撤去し合併処理浄化槽を整備する場合	上限90,000円(補助率1/3:財政力指数による減額調整あり)	
	有	宅内配管工事	県内全域、既存単独処理浄化槽又は既設汲み取り便槽を撤去し合併処理浄化槽を整備する場合	上限300,000円(補助率1/3:財政力指数による減額調整あり)	
鹿児島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換、浄化槽整備区域	上限9万円	
	有	宅内配管工事	合併転換、浄化槽整備区域	上限30万円	
沖縄県	無				

17. 既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況

(2)補助制度がある市町村(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	43	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、北見市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、紋別市、根室市、北広島市、福島町、知内町、江差町、厚沢部町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、神恵内村、仁木町、余市町、新十津川町、愛別町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、占冠村、剣淵町、増毛町、礼文町、佐呂間町、湧別町、大空町、平取町、新冠町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、別海町、羅臼町
青森県	12	八戸市、十和田市、野辺地町、大戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村、佐井村、三戸町、五戸町、新郷村
岩手県	17	大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、雫石町、岩手町、平泉町、住田町、大槌町、田野畑村、普代村、軽米町
宮城県	7	登米市、栗原市、大河原町、亘理町、色麻町、涌谷町、南三陸町
秋田県	10	秋田市、能代市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、上小阿仁村、三種町、八峰町、八郎潟町、羽後町
山形県	23	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、東根市、南陽市、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、遊佐町
福島県	46	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、失祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村
茨城県	42	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稲敷市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	21	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那須町
群馬県	24	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、中之条町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、板倉町、明和町、千代田町、大泉町
埼玉県	44	さいたま市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、越生町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、長瀬町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、杉戸町、松伏町
千葉県	51	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、夷杖町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	9	八王子市、青梅市、町田市、東大和市、あきる野市、瑞穂町、檜穂町、檜原村、大島町、八丈町
神奈川県	28	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新潟県	12	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、燕市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、津南町
富山県	7	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、小矢部市、上市町、立山町
石川県	12	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、津幡町、志賀町、穴水町、能登町
福井県	7	敦賀市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、永平寺町
山梨県	12	甲府市、都留市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町、富士河口湖町
長野県	10	飯田市、伊那市、中野市、大町市、東御市、軽井沢町、富田村、桑島村、大森村、木島平村
岐阜県	25	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、下呂市、笠松町、養老町、関ヶ原町、輪之内町、大野町、坂祝町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
静岡県	22	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、牧之原市、松崎町、函南町、吉田町、川根本町、森町

17. 既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況
(2)補助制度がある市町村(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村数	市町村名
愛知	34	名古屋、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、豊明市、清須市、弥富市、あま市、飛島村、阿久比町、南知多町、美浜町、設楽町、東栄町、豊根村
三重	21	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、東員町、菟野町、明和町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、紀宝町
滋賀	8	大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、湖南市、高島市、日野町
京都府	7	京都市、綾部市、宇治市、宮津市、京丹後市、笠置町
大阪府	13	池田市、吹田市、高槻市、枚方市、富田林市、松原市、大東市、和泉市、門真市、摂津市、高石市、阪南市、忠岡町
兵庫県	9	洲本市、加古川市、宝塚市、加西市、淡路市、加東市、播磨町、市川町、福崎町
奈良県	13	大和高田市、天理市、葛城市、菅爾村、吉野町、大淀町、下市町、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	23	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村
鳥取県	7	鳥取市、倉吉市、境港市、岩美町、智頭町、湯梨浜町、琴浦町
島根県	7	松江市、浜田市、益田市、飯南町、川本町、吉賀町、隠岐の島町
岡山県	18	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、浅口市、里庄町、鏡野町、勝央町、西栗倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町
広島県	10	尾道市、福山市、府中市、庄原市、東広島市、廿日市市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	7	下関市、宇部市、山口市、下松市、岩国市、山陽小野田市、阿武町
徳島県	17	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、石井町、神山町、那賀町、海陽町、北島町、藍住町、上板町、東みよし町
香川県	14	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、多度津町
愛媛県	14	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、愛南町
高知県	18	高知市、室戸市、安芸市、須崎市、奈半利町、田野町、安田町、馬路村、本山村、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、日高村、四万十町、黒潮町
福岡県	35	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、篠栗町、須恵町、芦屋町、遠賀町、小竹町、鞍手町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、赤村、福智町、苅田町
佐賀県	5	唐津市、嬉野市、基山町、玄海町、白石町
長崎県	13	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、南島原市、長与町、東彼杵町、波佐見町
熊本県	29	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、山鹿市、宇土市、上天草市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、小国町、高森町、西原村、御船町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、水上村、相良村、五木村、あさぎり町
大分県	14	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久喜市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、九重町、玖珠町
宮崎県	18	都城市、延岡市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、木城町、門川町、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	37	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、苅布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、与論町
沖縄県	12	石垣市、沖縄市、豊見城市、大宜味村、東村、今帰仁村、金武町、読谷村、粟国村、渡名喜村、南大東村、竹富町
合計	887	

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(1) 補助制度がある市町村

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村数	補助の対象				
		合併のみ	合併・単独	単独のみ		
北海道	2	札幌市、えりも町	2	0		0
青森県	0		0	0		0
岩手県	4	花巻市、一関市、雫石町、矢巾町	4	0		0
宮城県	6	仙台市、名取市、富谷市、亘理町、利府町	5	塩竈市	1	0
秋田県	1	美郷町	1	0		0
山形県	2	東根市、真室川町	2	0		0
福島県	6	郡山市、須賀川市、本宮市、只見町、大熊町	5	猪苗代町	1	0
茨城県	1	東海村	1	0		0
栃木県	0		0	0		0
群馬県	3	高崎市、館林市、甘楽町	3	0		0
埼玉県	9	川越市、熊谷市、飯能市、深谷市、坂戸市、越生町、川島町、東秩父村、神川町	9	0		0
千葉県	5	成田市、佐倉市、東金市、富里市、芝山町	5	0		0
東京都	21	奥多摩町、青ヶ島村	2	世田谷区、杉並区、足立区、葛飾区、立川市、青梅市、昭島市、町田市、日野市、国分寺市、東大和市、清瀬市、多摩市、稲城市、あきる野市、日の出町、檜原村、大島町、八丈町	19	0
神奈川県	9	平塚市、三浦市、葉山町、中井町、大井町、松田町、清川村	7	相模原市、藤沢市	2	0
新潟県	6	長岡市、見附市、村上市、魚沼市、南魚沼市	5	田上町	1	0
富山県	6	高岡市、氷見市、黒部市、砺波市、小矢部市、朝日町	6		0	0
石川県	1	白山市	1		0	0
福井県	4	福井市、越前市、越前町、おおい町	4		0	0
山梨県	3	甲府市、早川町	2	鳴沢村	1	0
長野県	31	松本市、飯田市、小諸市、大町市、塩尻市、南牧村、南相木村、北相木村、青木村、長和町、箕輪町、飯島町、中川村、松川町、高森町、根羽村、下條村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、大桑村、山ノ内町、信濃町	24	伊那市、阿南町、売木村、天龍村、上松町、木曽町、小川村	7	0
岐阜県	0		0		0	0
静岡県	3	富士市、袋井市、御前崎市	3		0	0
愛知県	4	飛島村、幸田町	2	豊田市、清須市	2	0
三重県	3	四日市市、伊勢市、いなべ市	3		0	0
滋賀県	7	大津市、近江八幡市、甲賀市、高島市、東近江市、日野町、多賀町	7		0	0
京都府	7	福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、和束町、伊根町、与謝野町	7		0	0
大阪府	0		0		0	0
兵庫県	12	加古川市、宝塚市、三田市、丹波篠山市、丹波市、朝来市、淡路市、宍粟市、猪名川町、多可町、市川町、神河町	12		0	0
奈良県	1		0	川上村	1	0
和歌山県	1		0	古座川町	1	0
鳥取県	2	湯梨浜町、江府町	2		0	0
島根県	3	出雲市、奥出雲町、吉賀町	3		0	0
岡山県	4	倉敷市、美作市、勝央町、西粟倉村	4		0	0
広島県	5	福山市、安芸太田町、北広島町、世羅町	4	大崎上島町	1	0
山口県	3	長門市、周南市、周防大島町	3		0	0
徳島県	1	那賀町	1		0	0
香川県	2	三豊市、琴平町	2		0	0
愛媛県	3	松山市、今治市、西条市	3		0	0
高知県	0		0		0	0
福岡県	6	久留米市、宗像市、うきは市、筑前町、大木町、苅田町	6		0	0
佐賀県	5	鳥栖市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、玄海町	5		0	0
長崎県	6	大村市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、佐々町	5	小値賀町	1	0
熊本県	5	西原村、錦町、水上村、あさぎり町、苓北町	5		0	0
大分県	0		0		0	0
宮崎県	4	西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町	4		0	0
鹿児島県	2	知名町	1	十島村	1	0
沖縄県	0		0		0	0
合 計	209		170		39	0

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	補助対象者の条件			細規定の有無	補助対象費用の細規定						補助内容	
					個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等		保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額 (上限金額、補助率、計算式等)	備考 (人槽別に設定、実費支給等)
北海道	札幌市	合併	10	下水道事業計画区域外	○	○	○	有り	○						5人槽:32,000円 6~7人槽:45,000円 8~10人槽:68,000円	人槽別に設定 同年度に1回まで
	えりも町	合併	無し	町内	○			無し							助成対象経費の2分の1	設置年度を起点として3年間
	花巻市	合併	無し	下水道事業計画等以外の市域	○			有り	○	○					浄化槽1基につき10,000円を上乗	
	一関市	合併	規定なし (概ね10人槽以下を想定)	下水道事業計画認可区域外及び農業集落排水事業処理区域外	○			有り					○		修繕経費のうち2万円を超える額の2分の1以内の額(修繕1回あたり10万円を限度)	修繕費補助
	雫石町	合併	無し	下水道供用開始済区域を除いた区域	○	○		有り	○	○	○				浄化槽1基につき15,000円	
岩手県	矢巾町	合併	50	下水道事業計画認可区域外及び農業集落排水事業処理区域外	○			有り	○	○	○				補助率1/2かつ上限金額あり 20人槽以下200,000円 21~50人槽300,000円 年間補助限度額 5人槽:17,000円 6人槽:20,000円 7人槽:23,000円 8人槽:26,000円 9人槽:29,000円 10人槽:32,000円	
	仙台市	合併	10人槽	下水道法第9条の規定に基づく告示を受けた区域かつ公共下水道の事業計画区域内	○	○	○	無し							1年間の維持管理に要した額(百円未満切り捨て)が補助限度額を下回る場合は、その金額を補助金額とする。 ただし、維持管理期間が1年に満たない場合は、月割計算(1月未満の端数は1月に切り上げ)により補助限度額を設定する。	
	塩竈市	単独及び合併	無し	離島	○			有り						汚泥運搬費	合併浄化槽:補助対象経費の10分の9に相当する額 単独浄化槽:補助対象経費の10分の7に相当する額	
	名取市	合併	10人槽まで	公共下水道区域、農業集排区域以外	○			無し							5人槽13千円、7人槽15千円、10人槽17千円	人槽別に設定 5人槽 → 13,000円 7人槽 → 15,000円 10人槽 → 17,000円
	富谷市	合併	10人槽	吉田川流域下水道区域及び仙塩流域下水道区域外の区域	○	○	○	無し							5人槽:9,000円 6~7人槽:11,000円 8~10人槽:13,000円	
宮城県	亶理町	合併	10	公共下水道の認可区域外	○			無し							5~6人槽 22,000円 7~10人槽 27,000円	補助対象合計金額か左記上限額のどちらか低い方
	利府町	合併	無し	下水道法第9条の規定により下水処理すべき区域となつた区域を除く利府町全域	○			有り	○	○	○					
	美郷町	合併	50	浄化槽区域	○	○	○	無し							50,000円	
山形県	東根市	合併	10	下水道事業計画区域外	○			有り							上限金額5人槽:65万、7人槽:90万、10人槽:130万	左記の額と、他の補助金との合計額が本体工事費の10分の9となる場合の額の、いずれか低い方が上限。

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	単独・合併	申請対象入槽の上限	区域指定	補助対象の条件			補助に關するその他の条件	補助対象費用の細規定						補助内容		備考（人槽別に設定、実費支給等）
					個人	管理組合	個人・管理組合以外 の法人等		細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬料補給費	その他		
山形県	真室川町	合併	なし	下水道事業計画区域外	○			故障等に伴う更新工事	有り					更新工事費用	5人槽:上限396,000円 7人槽:上限496,000円 10人槽:上限643,000円		
	郡山市	合併	10	次に規定する区域を除く郡山市全域。 (1)下水道法第9条の規定により下水を処理すべき区域となつて6月を経過した区域。 (2)郡山市農業集落排水施設条例第4条の規定により汚水を処理すべき区域となつて6月を経過した区域。	○			1)浄化槽につき10年度間で最大10回まで	有り	○	○				5～7人槽…15,000円 8～10人槽…20,000円	人槽別に算定	
	須賀川市	合併	10	下水道区域及び農業集落排水区域以外の区域	○			7条検査もしくは11条検査において適正もしくは概ね適正の判定が必要	無し						12,000円(月1,000円×12か月分)		
	本宮市	合併	5人槽から10人槽以下	下水道区域外	○			市税や水道使用料等に滞納がない	無し						7000		
	只見町	合併	20人槽以下	浄化槽整備区域	○			専用住宅、浄化槽の設置場所に住所を有する、町税等の滞納がないこと等	有り		○				法定検査費:法で定める金額(全額) 修繕費:事業費の2/3、限度額15万円 (1)単独(連続5年度間のみ) 5人槽6,000円 6～7人槽8,000円 8～10人槽10,000円 (2)合併 5人槽10,000円 6～7人槽13,000円 8～10人槽16,000円 (3)窒素及びリン除去型 5人槽17,000円 6～7人槽20,000円 8～10人槽25,000円 11～20人槽33,000円 21～30人槽50,000円 31～40人槽67,000円 41～50人槽84,000円 (4)合併(少人数高齢世帯) 5人槽15,000円 6～7人槽19,500円 8～10人槽24,000円 (5)窒素及びリン除去型(少人数高齢世帯) 5人槽25,000円 6～7人槽28,000円 8～10人槽33,000円 11～20人槽41,000円 21～30人槽58,000円 31～40人槽75,000円 41～50人槽92,000円		
	猪苗代町	単独及び合併	50	下水道・農業排水の区域外	○	○		町税滞納がないこと	有り	○	○	○				人槽、種類別に設定	
	大熊町	合併	50人槽	大熊町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例第4条のとおり	○	○			有り	○	○				大熊町合併処理浄化槽維持管理助成金交付要綱第2条のとおり	人槽別に限度額を指定	
	福島県																

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	補助対象の条件			補助に関するその他の条件	補助対象費用の細規定						補助内容		備考（人槽別に設定、実費支給等）		
					申請対象者				細規定の有無	補助対象費用					補助金額 （上限金額、補助率、計算式等）				
					個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等			保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費		その他			
茨城県	東海村	合併	10人槽以上は10人槽として扱う	東海村公共下水道事業計画区域外	○			対象区域内において専用住宅（平成29年3月31日以前に建築したものに限る。）のみ補助対象	有り	○	○				5人槽 20,100円 6人槽 23,600円 7人槽 27,100円 8人槽 30,400円 9人槽 32,700円 10人槽以上 36,100円	人槽別に設定			
					○	○	○	・法定検査を受けていること ・保守・清掃を委託していること	有り	○					・専用住宅:5人槽 30%、6人槽 40%、7人槽 45%、8人槽 25%				
	高崎市	合併	無し	有り	○			・自己居住用の専用住宅又は併用住宅に設置されている浄化槽の清掃であること。 ・当該申請年度に清掃を行い、本補助金の交付を申請したこと。 ・当該浄化槽が過去に本補助金の交付を受けたものでないこと。 ・浄化槽法第11条検査を受けていること。				○			5～6人槽:10,000円 7～9人槽:12,000円 10人槽以上:14,000円				
群馬県	館林市	合併	無し		○				有り										
	甘楽町	合併	10	浄化槽処理促進区域	○			甘楽町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱による補助金の交付を受け、その後引き続き6か月以上維持管理を継続している者	無し						一律3000円				
	川越市	合併	10人槽	下水道処理区域以外 の区域	○			保守点検・清掃・法定検査を実施している 最初に申請した年度から翌々年度末まで（上限3回）	有り	○	○				<7条検査で申請>5人槽1万円、6・7人槽1万1千円、8～10人槽1万2千円 <11条検査で申請>5人槽7千円、6・7人槽8千円、8～10人槽9千円				
埼玉県	熊谷市	合併	10	下水道供用開始区域 及び農業集落排水事業計画区域を除いた 区域	○			市税を完納していること。建築確認及び設置届けによる審査を受けて浄化槽を設置していること。 法定検査の結果が、適正又はおおむね適正と判定されていること。	無し						20000	人槽別に算定し、左記は10人槽の補助金額。			
	飯能市	合併	10	公共下水道未処理区域	○			飯能市合併処理浄化槽組合に加入していること	有り	○	○					維持管理に要した費用の2分の1以内の額で、25,750円を限度とする			
	深谷市	合併	10	公共下水道及び農業集落排水使用開始区域以外	○			市税に滞納がないこと	有り	○	○					補助対象費用の合計額の1/2上限20,000円			
	坂戸市	合併	10人槽	下水道計画区域及び生活排水処理計画区域以外	○			初回の申請年度から連続する5年間で対象期間	有り		○					法定検査費用の半額			
	越生町	合併	無し	下水道法第4条第1項による事業計画の認可を受けた区域及び越生町農業集落排水事業の排水処理区域を除く越生町全域	○			対象区域内の対象建物に居住し、法定検査を受け、保守点検を年3回以上行っているもの。町税滞納者には交付しない。	有り	○	○					補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。			
	川島町	合併	10	下水道区域以外	○				有り	○	○					5人槽-12,000円 7人槽-13,000円 10人槽-15,000円	人槽別に設定		
	東秩父村	合併	無し	全域	○	○	○	公共浄化槽	有り		○			○		清掃費用:1t 12,529円（内 個人負担1t 10,500円） 修繕費用:全額負担			
	神川町	合併	10	下水道事業供用開始区域以外の地域	○			補助期間は最初の交付を受けた年度から連続して3年間	有り	○	○					維持管理費の1/2まで 上限20,000円			

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	補助対象の条件				補助対象費用の細規定						補助内容		備考（人槽別に設定、実費支給等）	
		単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	申請対象者			細規定の有無	補助対象費用						補助金額 （上限金額、補助率、計算式等）
					個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等		保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費		
千葉県	成田市	合併	50人槽	公共下水道・農業集落排水・集中処理浄化槽の整備区域を除いた区域。	○	○	○	有り	○	○				左の対象費用の1/2。ただし、次の金額を上限とします。 5人槽18,000円 6人槽21,000円 7人槽24,000円 8人槽27,000円 10人槽33,000円 11～50人槽33,000円	騒音地域で10人槽以下の場合には5割増しとします。
	佐倉市	合併	10人槽	市内(公共下水道及び農業集落排水の使用可能区域は除く)	○			無し						定額5,000円	
	東金市	合併	10人槽	公共下水道の供用開始区域及び農業集落排水の使用可能区域以外	○			無し						12000	
	富里市	合併	無し	無し	○	○	○	有り	○	○			○	補助の対象となる経費の1/3	浄化槽本体の修繕工事額別に補助上限額を設定 ・年の途中で合併処理浄化槽を廃止等し、維持管理費が10,000円に満たない場合、維持管理に要した額(百円未満の端数は切り捨てる)
	芝山町	合併	10人槽	芝山町	○			有り	○	○				10000	単独処理浄化槽及び10人以下の浄化槽は浄化槽の容量に応じた汚泥の収集及び運搬経費相当額。 その他の浄化槽は引き出し汚泥のうち別に定める一定限度の、収集及び運搬経費相当額。
東京都	世田谷区	単独及び合併	無し	下水道未普及地域	○			有り		○					単独処理浄化槽及び10人以下の浄化槽は浄化槽の容量に応じた汚泥の収集及び運搬経費相当額。 その他の浄化槽は引き出し汚泥のうち別に定める一定限度の、収集及び運搬経費相当額。
	杉並区	単独及び合併	10人槽以下	下水道未普及地域	○			有り		○				上限金額12,000円	浄化槽の容量別に設定
	足立区	単独及び合併	無し	無し	○			有り		○				清掃費用実費額を限度、単独浄化槽及び合併浄化槽(10人槽以下)容量(m ³)1.00未満85,000円、1.00～1.49m ³ 90,000円、1.50～1.99m ³ 100,000円、2.00～2.49m ³ 110,000円、2.50～2.99m ³ 120,000円、その他の合併浄化槽、引抜汚泥量(k _l)1.0 _{kl} 当たり49,000円	既存単独処理浄化槽及び浄化槽(10人槽以下)は、浄化槽の容量に応じた汚泥の収集及び運搬経費相当額。 その他の浄化槽は、引き出し汚泥のうち別に定める一定限度の汚泥の収集及び運搬経費相当額。
	葛飾区	単独及び合併	無し	下水道未普及地域	○	○	○	有り		○					
	立川市	単独及び合併	*事業所等併用住宅は、2立方メートル *事業所等併用住宅は、共同住宅は、(入居している住宅戸数－1)×0.6立方メートル＋2立方メートル	下水道未普及区域	○	○	○	有り	○					18,050円(上限金額)	下水道未普及区域対象立米及び形式ごとに補助額あり

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	補助対象の条件			補助に関するその他の条件	補助対象費用の細規定						補助内容		備考（人槽別に設定、実費支給等）
					申請対象者				細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他		
					個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等										
東京都	青梅市	単独及び合併	分離ならびに分離後触ばうき方式の家庭用小型浄化槽は、処理対象人員50人以下のもの	無し	○		下水道供用開始から1年経過したものは除外	有り	○						上限金額 ①腐敗型、小型合併型…槽容積51㎡ 122,270円 ②ばっき型…槽容積15.0㎡ 30,060円		
	昭島市	単独及び合併	無し	下水道未供用地区	○	○	○		有り	○					要綱にて軽減額を定めている	人槽別、型式別に設定	
	町田市	単独及び合併	無し	公共下水道の未供用区域又は今年度・前年度に供用開始された区域	○	○	○	建物の用途	有り	○	○				補助金額は、保守点検費用・清掃費用・法定検査費用を合計した金額に2分の1を乗じた金額(100円未満は切捨て)。 ただし、浄化槽の種類に応じた上限金額の設定があります。 合併処理浄化槽：(上限金額)20000円 単独処理浄化槽：(上限金額)15000円		
	日野市	単独及び合併	合併のみ50人槽以下	下水道が供用開始となっていない区域	○				有り	○					人槽別に要綱で軽減額を定めている。	要綱別添参照	
	国分寺市	単独及び合併	20人以下	有り	○	○			有り	○					①全ばっく0.8㎡ ②分離ばっく1.0㎡ ③腐敗タンク1.0㎡		
	東大和市	単独及び合併	腐敗式40㎡未満	公共下水道未整備区域 公共下水道供用開始公示日より3年以内の区域	○				有り	○					上限額98,377円	対象額を上限として市負担額を支払う	
	清瀬市	単独及び合併	無し	私道等により公共下水道に接続できない水道に接続した世帯と市長が認めた世帯 下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3第1項に定める水洗便所への改造義務期限を経過した区域の区域内にあるものについては対象としない	○			集合住宅の管理者	有り					し尿浄化槽の清掃に際して排出されるし尿浄化槽残さ物収集経費	し尿浄化槽の清掃に際して排出されるし尿浄化槽残さ物収集経費相当額		
	多摩市	単独及び合併	なし	なし	○	○	○	下水道供用開始後3年を経過していない地域・住居部分が50%以上の建物に設置の浄化槽で、浄化槽法第5条第1項による届出のあるもの、建築基準法第6条第1項による建築主事の確認のあるもの、または以上の届出を行っていない使用中の浄化槽であって、浄化槽維持管理及び清掃業務委託契約書並びに浄化槽使用報告書及び浄化槽残さ物及び取り確認届のあるもの、下水道事業の供用開始の公示日から満3年を経過した年の翌年度以降の浄化槽を除く。	有り	○				浄化槽清掃の一部補助			
	稲城市	単独及び合併	無し	稲城市下水道事業の供用開始区域以外の区域	○	○	○		有り	○					容積に応じて補助額を設定		
	あきる野市	単独及び合併	50人槽以下のもの	下水道供用開始から1年以上経過した区域以外	○			居住部分が1/2以上の建物	有り	○					補助率：3～4割	種類、槽容積別に設定	
	日の出町	単独及び合併	無し	下水道供用開始から3年以上経過した地区以外	○				有り	○					ばっく式と腐敗式のタンクにおいて、容量に応じた額を要綱に規定(定額制)		

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	補助対象の条件					補助対象費用の細規定						補助内容	備考（人槽別に設定、実費支給等）		
		単独・合併	申請対象入槽の上限	区域指定	申請対象者			細規定の有無	補助対象費用							
					個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等		保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代			修繕費、薬剤補給費	その他
東京都	檜原村	単独及び合併	無し	有り	○			補助に関するその他の条件	有り	○				合併36,000円 単独26,000円	補助金額 (上限金額、補助率、計算式等)	備考（人槽別に設定、実費支給等）
	奥多摩町	合併	無し	有り	○		あり	有り	○				毎年度1回限り一律6,000円			
	大島町	合併	無し	無し	○		○	有り	○				各浄化槽毎(腐敗、全ばっ気、分離ばっ気、合併)に料金表を定めている			
	八丈町	単独及び合併	無し	無し	○			有り	○				八丈町浄化槽清掃作業経費の住民負担軽減措置に関する要綱の別表に基づく	容量による。 (100㎡未満 8,500円、以降要綱を参照)		
	青ヶ島村	合併	無し	無し	○		○	有り	○	○			補助割合100%			
神奈川県	相模原市	単独及び合併	21人槽	城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区	○				有り	○				上限金額:家庭系(上限なし)、事業系(31,100円)	補助対象額の定め 法定検査:検査に要した額 保守点検:9人槽以下にあっては17,000円、10人槽以上にあつては19,000円とする 清掃:1㎡当たり7,800円に浄化槽の容量を乗じて得た額	
	平塚市	合併	無し	市街化調整区域のうち、下水道事業計画及び農業集落排水事業の区域外。	○				有り	○	○			左記補助対象事業に要した費用のうち、消費税及び地方消費税相当額を除いた額(補助対象額)上限は右記)に補助率2分の1を乗じて得た額を補助金額とする。		
	藤沢市	単独及び合併	無し	公共下水道処理区域外	○	○	○	有り		○				汚泥量2㎡までは3千円、2㎡を超え1㎡まで増すごとに1千円を加算 上限7,000円		
	三浦市	合併	10	下水道事業計画区域外	○			有り	○	○						
	葉山町	合併	10人槽	市街化調整区域及び市街化区域のうち公共下水道供用開始区域以外の区域	○			有り	○	○				市街化調整区域:上限17,500円 市街化区域のうち公共下水道供用開始区域以外の区域:上限7,500円		
新潟県	中井町	合併	無し	浄化槽区域	○			・清掃、保守点検、法定検査を実施 ・法定検査結果が「適正」(おおむね適正)	無し					5,000円	人槽別に設定	
	大井町	合併	10人槽以上は一律	原則公共下水道の供用が開始されていない地域	○	○		店舗兼住宅の場合、居住面積がおおむね3分の1以上を占めていること。	有り	○	○			清掃:8,400円/人槽による基準容量(10人槽以上は一律) 保守点検:9人槽以下は17,000円、10人槽以上は19,000円 法定検査:検査に要した額		
	松田町	合併	10人槽	公共下水道認可区域を除いた地域	○				有り		○			5500		
	清川村	合併	無し	清川村特定環境保全公共下水道事業認可区域内とする。	○			清川村合併浄化槽維持管理補助金交付要綱のとおり	有り	○				清掃費用のみ		
	長岡市	合併	50	公共下水道の供用開始の告示がされた区域以外の地域 (集会所については、下水道全体計画区域外の地域)	○			以下の建物に設置されている合併処理浄化槽が対象となる ・住宅又は併用住宅 ・町内会などが管理する集会所	有り	○	○			限度額は以下のとおり ・ 5人槽 33,600円 ・ 6～7人槽 39,600円 ・ 8～50人槽 45,600円		

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	補助対象者の条件			補助対象者の条件 補助に關する その他の条件	補助対象費用の細規定						補助内容		
					個人	申請対象者			細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額 (上限金額、補助率、計算式等)	備考（人槽別に設定、実費支給等）
						個人・管理組合以外 の法人等	管理組合										
新潟県	見 附 市	合併	無し	公共下水道処理計画 区域以外	○	○	○	有り	○						以下を上限金額とする。 ①5人槽 23,000円 ②6～7人槽 25,000円 ③8～10人槽 29,000円 ④11～20人槽 33,000円 ⑤21～人槽 42,000円	左記を上限金額とし、 ①保守点検費用(税込) ②法定検査費用(非課税) の実費を補助する	
	村 上 市	合併	無し	上山田、大栗田、瑞雲、金杭、小揚、猿田、北太平、麓川、荒沢、荒川口、朴平、小俣、大代、雷、山熊原、大沢、荒川、中津原、芦谷の区域 荒島、大須戸、府屋、岩崎、中浜、伊呂野、堀ノ内、基石、勝木、下大蔵、垣之内、北田中、脇川、寒川の 一部 その他市長が特に認めた場合	○	○		無し						維持管理経費 15,000円 フロア一交換費 30,000円			
	魚 沼 市	合併	無し	無し	○			有り				○			・年間当たり電力料金 ・燃料費調整額 ・再生エネルギー発電促進賦課金 5人槽 682円・6-8人槽1,018円・9-14人槽 1,438円・15-21人槽2,310円・22-30人槽2,698 円・31-40人槽3,664円・41-50人槽4,179円		
	南魚沼市	合併	50人槽	無し	○			有り				○			対象額を実費支給(上限なし)		
	田 上 町	単独及び合併	無し	無し			○	有り	○	○	○				5人槽 :13,000円 6～7人槽 :20,000円 8～10人槽 :28,000円	左のとおり補助金額は人槽別に設定 H19～モデル地区に対し7 条検査相当額を補助	
	高 岡 市	合併	10人槽	有り	○			有り	○	○					10000		
富山県	氷 見 市	合併	無し	有り	○			有り				○					
	黒 部 市	合併	10	下水道未整備区域	○			無し							5人槽 14,000円 6～7人槽 17,000円 8～10人槽 23,000円		
	砺 波 市	合併	無し	有り	○			無し							5人槽:20,000円 6～7人槽:24,000円 8～10人槽:31,000円	10人槽を超える場合、別途協議	

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	補助対象の条件			細規定の有無	補助対象費用の細規定					補助内容	
					個人	管理組合	個人・管理組合以外の人等		清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額 (上限金額、補助率、計算式等)	備考 (人槽別に設定、実費支給等)
富山県	小矢部市	合併	無し	浄化槽区域、下水道未整備区域	○	○		無し						5人槽・2.4万円、6～7人槽・2.7万円、8～10人槽・3.6万円、11人槽・要協議	10人槽までは人槽別に設定
	朝日町	合併	無し	有り	○			有り				○		上限2万円、補助率2分の1	R1～開始
	白山市	合併	無し	下水道計画のない区域	○			有り				○		補助率2分の1、限度額25万円	プロフの交換のみ
石川県	福井市	合併	無し	浄化槽区域(下水道等整備区域を除く)	○			有り	○	○				維持管理費用-下水道等使用料	11人槽以上の補助金額は、前年度交付金(3～10人槽)の平均補助額とする
														合併処理浄化槽の修繕に要した額の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)	
														【浄化槽本体又は槽内部機材の修繕：プロフー又は排水ポンプの修繕：50,000円(上限)】	
福井県	越前市	合併	無し	合併処理浄化槽整備区域内	○	○		有り	○	○		○			居住用の建物に限る。
														清掃、保守点検、法定検査の費用を合算して得た額から下水道使用料相当額を除いた額	
														仮に下水道に接続した場合に発生する年間下水道使用料と比較して、補助対象費用が高額であった場合その差額を支給する	
山梨県	おおい町	合併	無し	有り	○			有り	○	○		○		対象経費に応じた補助率により補助	
	甲府市	合併	なし	有り	○	○	○	有り	○	○			配管類の改造、維持管理費	5,000円	
	早川町	合併	無し	無し	○			有り							
長野県	鳴沢村	単独及び合併	なし	村内全域	○	○	○	有り						対象額を上限として費用を付で負担する。	
	松本市	合併	無し	下水道区域外	○		○	有り	○	○				清掃に係る費用の2分の1(上限20,000円)	対象額を上限として実費支給
															結
	飯田市	合併	無し	個別処理区域	○	○	○	有り	○					清掃費用の1/2 上限1万5千円	間接補助(清掃業者は補助金額を差し引いた上で浄化槽管理者へ清掃費用を請求し、清掃業者は実績に基づき補助金額を飯田市へ請求)
	小諸市	合併	原則10人槽以下	下水道事業計画区域外	○			有り	○	○				保守点検13,000円、清掃10,000円、11条検査5,000円	対象金額を上限として実費支給
	伊那市	単独及び合併	20	浄化槽区域		○		有り		○				一律5,000円	実費支給
	大町市	合併	無し	個別処理区域		○		有り	○					1基あたり年2万円以内	
	埴田市	合併	無し	国道19号拡幅工事予定区域	○			有り	○	○				維持管理委託料：上限1万円 清掃費：上限5千円	
	南牧村	合併	無し	無し	○			有り	○					上限15,000円	
	南相木村	合併	無し	無し	○			有り	○	○				保守点検料・清掃費の1/2 (上限：保守10,000 清掃25,000)	
	北相木村	合併	無し	村内	○			有り	○					保守点検4回で1万円の補助	
	青木村	合併	無し	有り	○			有り	○	○				保守点検(上限15,000円) 清掃費用(実費の1/3以内) 法定検査(5,000円/年1回)	プロフー交換(交換費用1/2以内)
	長和町	合併	無し	有り	○			有り						2,000円	
	箕輪町	合併	無し	浄化槽設置区域内	○			有り	○	○				一律、5,000円	
	飯島町	合併	無し	個別処理区域	○	○	○	無し						10,000円/1基	

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	補助対象の条件							補助対象費用の細規定						補助内容	
	市町村名	単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	申請対象者			細規定の有無	補助対象費用					補助金額 (上限金額、補助率、計算式等)	備考（人槽別に設定、実費支給等）
					個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等		保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬料補給費		
長野県	中川村	合併	無し	個別処理区域	○		中川村合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定による補助金交付の対象とした合併処理浄化槽を使用し、かつ、浄化槽法に基づき適正な維持管理をしている者。	有り					○	①浄化槽のプロア(送風機)の修繕又は取替→補助率2分の1以内、交付限度額20,000円 ②浄化槽本体の修繕→補助率3分の2以内、交付限度額150,000円	配管や舗装は、浄化槽本体と見なさない。
	松川町	合併	無し	浄化槽区域	○		○	有り	○	○	○		○	維持管理経費補助金:20,000円 法定検査費用:全額負担 修繕補助金:補助率2/1 上限20,000円	
	高森町	合併	無し	浄化槽整備地域	○		○	有り		○			○	清掃補助 上限10,000円 修繕補助 上限20,000円	
	阿南町	単独及び合併	無し	浄化槽区域内	○			有り			○			5,000円/基	
	根羽村	合併	10人槽	有り	○	○	○	無し	○	○	○	○	○	人槽区分別に定める浄化槽の維持管理費から、農業排水使用料相当額を減じた額	
	下條村	合併	無し	村内	○	○	○	有り	○	○	○			対象費用、人槽で異なる	人槽別
	売木村	単独及び合併	無し	村内			○	有り			○	○		無し	実費支給
	天龍村	単独及び合併	無し	浄化槽区域内	○	○	○	有り				○		5000	浄化槽1基あたり5,000円
	泰阜村	合併	無し	無し	○			なし	有り					50,000円(一律)	
	喬木村	合併	無し	下水道計画地区外	○	○	○	法定検査を受けていること	有り			○		費用の3分の2以内(付帯設備修繕:本体修繕費用:1,000円/㎡、法定検査費用:全額補助、プロア更新:2/3補助上限30,000円、浄化槽本体修繕:2/3補助上限150,000円、その他の修繕:2/3補助上限30,000円、保守点検:1回1,925円(4回7,700円上限)の補助	修繕種別ごと限度額設定
豊丘村	合併	無し	無し		○			有り	○	○	○	○			
大鹿村	合併	無し	無し	○		○	補助事業の対象	有り	○	○	○	○	上限25,000円	浄化槽衛生管理組合に直接支払	
上松町	単独及び合併	10人槽	浄化槽区域全域			○		有り					15,560円/件/年	村内浄化槽の保守点検を村で一括発注し、左記金額を業者に支払う。	
大桑村	合併	原則10人槽	個別処理区域	○		○		有り	○					10人槽以下 17,050円/基 31～50人槽 39,600円/基	
木曽町	単独及び合併	10人槽以下	集合排水処理区域外	○			適正な維持管理	無し						1基17,000円	
山ノ内町	合併	10	有り	○				有り	○	○	○	○		下水道使用料算定費用から補助対象費用を引いた分	
信濃町	合併	10	下水、特環、農業、個別排水区域以外の区域	○				無し					一律 10,000円		
小川村	単独及び合併	無し	事業計画区域	○	○			無し						1基につき30,000円/年1回	
静岡県	富士市	合併	10人槽	公共下水道が整備されてから1年以上経過した区域を除く、市内全域	○		・市税の滞納がない ・法定検査結果が適正である(または改善が完了している)	無し						定額18,000円	

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	補助対象の条件			補助に関するその他の条件	補助対象費用の細規定						補助内容		備考（人槽別に設定、実費支給等）
					個人	申請対象者			細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額 （上限金額、補助率、計算式等）	
						個人・管理組合以外 の法人等	管理組合										
静岡県	袋井市	合併	10人槽	下水道および農業集落排水の供用開始区域外	○			・申請前年度の間に保守点検3回、清掃1回、11条または7条検査1回を実施し、自身で料金を支払っていること。 ・設置場所に住所（住民登録）があること ・市税等を滞納していないこと	有り	○	○				1年間の維持管理に係る費用-下水道使用料相当額	・維持管理に係る費用は法定検査代と保守点検・清掃代の場合も口座振替の場合の金額(5,300円) ・保守点検・清掃代は市が許可している清掃業者の金額(消費税10%込み)とし、点検のみを別業者で実施している場合には、実施記録や領収書の写しの添付が必要	
	御前崎市	合併	10人槽	旧浜岡町地区	○			・旧浜岡町地区浄化槽整備区域内で、平成17年3月31日以前から居住し続けていた個人が所有する住宅等に設置する浄化槽へ交付する。 ・法定検査、保守点検及び清掃を期限内に実施しており、対象となる浄化槽の使用形態を変更して使用しておらず、市税等に滞納がないこと。 ・集团的に浄化槽維持管理に取り組む自治区等の団体であること	有り	○	○			補助金額=法定検査費用+保守点検費用+清掃費用-下水道料金相当額	・修繕費については、法定耐用年数（本体10年、付属機器7年）を経過した不可抗力による故障等に限る ・浄化槽維持管理費への直接的な補助ではなく、適正管理の取組みへの報償費として支払っている。		
	豊田市	単独及び合併	無し	無し		○		集团的に浄化槽維持管理に取り組む自治区等の団体であること	無し						1団体あたり20,000円+適正管理された浄化槽×2,000円（または1,600円）	浄化槽維持管理費への直接的な補助ではなく、適正管理の取組みへの報償費として支払っている。	
	愛知県	清須市	単独及び合併	無し	下水道供用開始区域以外	○	○	○	居住目的の住宅用浄化槽で、1施設につき年1回のみの補助	有り		○				清掃費の4割	
飛島村		合併	50人槽	農業集落排水がでない区域	○	○	○	保守点検 法定検査	有り	○	○	○			保守点検・法定検査 1基あたり18,000円 清掃 1基あたり1,400円		
幸田町		合併	10人槽以下対象	公共下水道、集落排水区域を除く地域	○				有り	○	○	○			経費の2分の1に相当する額以内(限度額2万円)	実費支給	
四日市市		合併	50	公共下水道等の供用開始区域外	○	○	○		無し						5～6人槽 12,000円 7～9人槽 14,000円 10～50人槽 17,000円	人槽別に設定	
三重県	伊勢市	合併	無し	下水道整備予定処理区域外		○	○	201人槽以上の住居用の浄化槽であること。住民組織が管理運営していること。設置後7年以上経過しており、法で定められた保守点検を行う等適正に管理されていること。	有り				○		修繕工事に要する経費の1/3(限度額300万円)ただし、工事に要する経費が1件あたり30万円以上のものに限る		
	いなべ市	合併	10人槽	公共下水道及び農業計画区域外	○			いなべ市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき設置された浄化槽に限る	有り	○	○	○			1. 浄化槽維持管理費用から年間標準下水道使用料相当額を引いた金額(上限なし) 2. 年度内に発生した修繕に要する費用の2分の1	いなべ市浄化槽維持管理費交付金要綱参照	
滋賀県	大津市	合併	50	下水道計画区域以外		○	○		有り	○	○	○			1件につき20,000円を上限	この補助事業は平成15年より実施している。	
	近江八幡市	合併	50	下水道予定処理区域以外及び農業集落排水施設事業実施区域決定区域外または下水道及び農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない下の水道事業等計画区域		○	○	浄化槽の適正な維持管理等(点検・清掃、11条検査の受検)	無し						1基につき20,000円		
	甲賀市	合併	無し	下水道計画区域以外		○	○		無し						20,000	1基につき	
	高島市	合併	無し	下水道計画区域以外		○	○	浄化槽を継続的に使用する者	有り	○	○	○			浄化槽1基につき20,000円	補助金額は、人槽関係なく共通	

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	補助対象の条件					補助対象費用の細規定						補助内容						
		単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	申請対象者			細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、築和補給費	その他	補助金額 (上限金額、補助率、計算式等)	備考（人槽別に設定、実費支給等）			
					個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等												
滋賀県	東近江市	合併	50	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は第25条の11第1項に規定する事業計画に定められた予定処理区域及び農業集排水事業実施区域決定区域以外の区域のうち下水道又は農業集排水施設の整備が現在及び将来にわたり見込まれない地域	○		浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項に基づき設置届出の受理書の交付又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認若しくは同法第6条の2第1項に基づく確認を受けた合併処理浄化槽を設置していること。 ・東近江市浄化槽取扱要綱(平成17年東近江市告示第134号)に基づき次のとおり適正に合併処理浄化槽の維持管理を行っていること。 ア 滋賀県浄化槽取扱要綱で定められた保守点検、水質検査及び清掃を行い、法定検査を受検し適切と判断されること。 イ 組合を通じて集落全体で生活排水処理に努めること。 ・住民登録簿を有する者及び組合が必要と認められた者で、合併処理浄化槽の継続的な使用が認められる者又は管理者であること。 ・補助金の交付の対象となる合併処理浄化槽は、次の条件を満たすものでなければならない。 (1) 50人槽以下であること。 (2) 申請年度の初日時点で現に設置されていること。 (3) 主として住宅用であること。 (4) 浄化槽法第4条第1項の規定及び東近江市浄化槽取扱要綱の規定による構造基準に適合していること。 (5) 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均値)以下の機能を有していること。	無し						1基あたり2万円					
		合併																	
		合併																	
		合併																	
		合併																	
京都府	日野町	合併	住宅用であれば問わない	下水道計画区域以外	○		住宅用であること	有り	○	○	○	○			1基あたり上限27,000円				
	多賀町	合併	無し	下水道計画区域以外	○	○		有り	○	○	○	○			5人槽まで30,000円 6～7人槽まで40,000円 8人槽以上50,000円				
	福知山市	合併	有り	有り	○	○	原則組合加入	有り	○	○	○		維持管理経費対象	33000	一律				
	綾部市	合併	10人槽以下	公共下水道等集合処理施設を計画する地域		○	専用住宅、主に居住を目的とした住宅	有り							年間20,000円				
	宮津市	合併	10人槽以下	公共下水道供用開始区域以外の区域	○		・本市に住民記録があること ・市税を滞納していないこと	有り	○	○	○				補助対象経費相当額 (上限20,000円)				
	南丹市	合併	10人槽	浄化槽区域に限定	○		住居用で適正に維持管理された浄化槽	無し							5人槽: 1万円 6人槽: 1万2千円 7人槽: 1万3千円 8人槽: 1万5千円 10人槽: 2万2千円 事務費: 1組合につき1万円				
		合併																	
		合併																	
	和束町	合併	10	予定処理区域外	○			無し							11000				
	伊根町	合併	無し	無し	○			無し							15000				
与謝野町	合併	無し	下水及び農業集排水区域外	○	○	町税等の公共料金に滞納がないこと	有り	○	○	○				(補助対象費用-下水道使用料換算額)×2/3(千円未満切捨)	専用住宅外は人槽区分により12千円～72千円の定額補助				

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	補助対象の条件				補助対象費用の細規定	補助対象費用					補助内容	備考（人槽別に設定、実費支給等）			
		単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	申請対象者		細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代			修繕費、薬剤補給費	その他	
					個人											管理組合
兵庫県	加古川市	合併	10人槽	集合処理区域外で都市計画法に規定する工業専用地域以外の区域	○	○	(1) 専門業者により浄化槽の保守点検を年3回以上(法の定めのある場合を除く)実施していること (2) 浄化槽の清掃(汚泥の引き抜きを含む)を年1回以上実施していること(3) 浄化槽法第11条第1項に規定する法定検査(年1回)を受検し、結果が「適正」又は、「おおむね適正」であること、結果が「不適正」の場合は、指摘事項を改善の上、改善報告書の提出が必要 以下の者には交付しない。 ・建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに設置された合併処理浄化槽を管理する者 ・浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者に委託しない者 ・浄化槽法第7条及び同法第11条の規定による水質に関する検査を受けない者	無し	○	○			20,000円			
	宝塚市	合併	10人槽以下 (併用住宅、集会所等以外の場合)	集合処理区域以外の西谷地域	○	○		有り	○	○	○		13,000円	対象額を上限として実費を支払う。		
	三田市	合併	無し	集合処理区域以外の区域		○	なし	無し						上限 36,680円(10人槽)	人槽別に補助金額を設定	
	丹波篠山市	合併	なし	あり		○	保守点検、清掃、法定検査の実施	有り	○	○	○		上限30,000円	対象額を上限として実費を支払う		
	丹波市	合併	50	浄化槽推進区域のみ		○	保守点検の実施	有り	○	○	○	○	1基当たり20,000円 保守点検10,000円 修繕費300,000円まで			
	朝来市	合併	8	下水道の整備されていない地域	○		市に住民票を有する	有り	○			○				
	淡路市	合併	無し	平成30年1月12日以降公共下水道事業計画区域から除外された区域	○	○	①公共下水道事業計画区域内となった日から平成30年1月11日までの間に補助金の交付を受けずに浄化槽を設置した者 ②法第10条第1項に規定する浄化槽の保守点検及び清掃を実施していること ③法第7条または第11条の規定する水質に関する検査を受けていること ④設置者本人又は設置者の相続人であること ⑤浄化槽が廃止又は休止の状態でないこと	無し					5人槽:66,000円、6～7人槽:82,000円、8人～10人槽:109,000円、11人槽以上:187,000円	人槽別に設定		
	犬養市	合併	21人槽	合併前の山崎町及び一宮町	○		自治会が維持管理を行う施設	無し						例)一宮町5人槽 1人使用＝50,000円 一宮町5人槽 6人使用＝3,000円	地区および人槽、使用人数により算出する。	

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	補助対象の条件				補助対象費用の細規定						補助内容		
		単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	申請対象者 個人 管理組合 個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額 (上限金額、補助率、計算式等)
兵庫県	猪名川町	合併	30	有り	○	○	下水道区域外 (浄化槽設置区域)	有り	○	○	○	害虫駆除	【法定検査費用】 20人槽以下@5,700円×128基 21人槽以上@8,100円×1基	人槽別に設定
													【保守点検費用】 5～10人槽以下@5,500円×127基×年4回 11～15人槽以下@7,150円×1基×年4回 21～30人槽以下@12,100円×1基×年4回	
													【清掃費用】 5～10人槽以下@47,300円×127基×年1回 11～15人槽以下@90,200円×1基×年1回 21～30人槽以下@139,700円×1基×年1回	
													【害虫駆除】 @1,320円×281件	
													【修理費用】 フローター修理他 796,400円	
奈良県	古座川町	合併	無し	町内全域	○	無し	住民税非課税世帯	有り	○	○	○	半額補助（補助金の上限5,000円）	組合員数(休止除く)×@2万円 10,000円×補助対象浄化槽基数 を管理組合に補助する。 上限金額64,270円	管理組合への補助金
													【手数料】 638,000円	
													組合員数(休止除く)×@2万円 10,000円×補助対象浄化槽基数 を管理組合に補助する。 上限金額64,270円	
													上限金額	
													上限金額	
鳥取県	江府町	合併	10人槽	農業集落排水事業及び公共下水道事業の整備区域または計画予定区域	○	○	無し	個人住宅以外(事務所、事業所等)は認めない。	有り	○	○	○	280,000円	維持管理に要する年間経費から、江府町特定環境保全公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例、江府町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、江府町林業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例で定める使用料の年間使用料相当額を控除した額を限度
島根県	出雲市	合併	10	有り	○	○	①補助要件: 浄化槽法第10条の規定による保守点検及び清掃並びに法第7条又は法第11条の規定による定期検査を完了していること。 ②対象浄化槽: 専用住宅、併用住宅又は集会所であること。 公共浄化槽	有り	○	○	○	年額15,000円/1基	年額15,000円/1基	人槽別に設定。
島根県	吉賀町	合併	11人槽以上は一律の補助金額	下水道・農業集落排水区域外	○		清掃・保守点検・法定検査を実施していることが条件。	無し					400円×12ヶ月=4,800円 従来型 5人槽32,000円 6人槽38,000円 7人槽44,000円 8人槽46,000円 10人槽58,000円 11人槽以上83,000円 コンバクト型 5人槽～27,000円 7人槽～36,000円 10人槽～49,000円	人槽別に設定。

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	補助対象者の条件					補助対象費用の細規定					補助内容					
	市町村名	単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	申請対象者			細規定の有無	補助対象費用				補助金額 (上限金額、補助率、計算式等)	備考 (人種別に設定、実費支給等)		
					個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等		保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代			修繕費、薬料補助給費	その他
岡山県	倉敷市	合併	51人槽以上	なし	○	○	○	設置後7年以上経過	有り				○	管渠調査費	補助率40%	調査費は、総事業費200万円以上の汚水管渠修繕に適用し、上限30万円
	美作市	合併	無し	なし	○			市が設置した浄化槽に限る。	有り	○	○		○		プロワーに係る電気代以外は市が管理費負担(一部除く)	
	勝央町	合併	無し	集合処理区域外	○			勝央町合併処理浄化槽設置整備推進協議会員のみの	有り	○	○	○	○		協議会規程に基づき補助	
	西粟倉村	合併	無し	農業集落排水事業区域外	○	○			有り	○	○		○		農業集落排水施設使用料との差額を村が負担する(農業区域外のみ)	
	福山市	合併	51人槽以上で上限なし	無し		○		減価償却資産の耐用年数に関する省令に定める耐用年数を超過していること。	有り				○		補助金額は、工事費の40%(ただし、50万円未満の工事は除く。)、上限は2000万円。	
広島県	安芸太田町	合併	無し	有り	○			町内に住基があること。	有り		○	○			○清掃補助 ・浄化槽に維持管理費用(浄化槽清掃作業の費用にその他経費として1万円を加算した額)から浄化槽を使用している世帯構成員数を基に算定された年間下水道使用料相当額、安芸太田町特定環境保全公共下水道条例(平成16年10月条例第164号)第16条第1項及び第2項第2号ただし書による算定額を差し引いた額(千円未満切捨て)とする。なお、浄化槽の維持管理費用の方が少額となる場合は支給しない。 ○法定検査補助 ・効率化検査:5,000円 ・ガイドライン検査:7,000円	
	北広島町	合併	無し	有り	○	○		使用人数6人以下	有り	○	○				A=合併浄化槽の維持管理に要した費用 B=公共下水道、農業集落排水の使用量 A-B=補助金額C ただし、使用人数によって補助金額に上限あり	
	大崎上島町	単独及び合併	10人槽	有り		○		大崎上島町住民基本台帳に記入されているものの、専用住宅又は併用住宅	有り		○				ガイドライン検査 実施年 単独5000円 合併7000円 効率化検査実施年 単独5000円 合併5000円	
	世羅町	合併	20人槽	浄化槽整備区域	○			保守点検・清掃・法定検査の実施	有り	○	○	○			A=合併浄化槽の維持管理費(保守点検料・清掃料・法定検査料) B=農業集落排水使用料(世帯構成員数別) B-A=補助金額(補助上限額:50,000円、補助下限額:法定検査料相当額)	
	長門市	合併	10人槽以下	下水道区域を除く市内全域	○	○	○		有り		○				市が検査機関に検査費用を補助金として支給し、検査機関は浄化槽管理者に対し、検査費用相当額を経減する。	
山口県	周南市	合併	10	有り	○			保守点検、清掃、法定検査(不適の場合は、改善報告)の実施	有り	○	○				上限金額1万円	
	周防大島町	合併	10	下水道未供用エリア	○	○	○		有り	○			○		修繕は5万円を上限とし、修繕額の2分の1かつ1000円未満を切り捨てる。維持管理は一律6000円。	

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	補助対象の条件					補助対象費用の細規定					補助内容				
		単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	申請対象者		補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額 (上限金額、補助率、計算式等)	備考（人槽別に設定、実費支給等）
					個人	管理組合										
徳島県	那賀町	合併	無し	下水道法認可区域以外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2000	
	三豊市	合併	20人槽以下	農業集落排水処理区域又は農業集落排水処理区域を除く三豊市全域	○				○	○	○	○	○	○	30000	同一年度内に適切な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を行った者
	琴平町	合併	10	無し	○				○	○	○	○	○	○	20000	人槽別に設定、実費支給
愛媛県	松山市	合併	10	下水道法第9条第2項の規定により、下水を処理すべき区域となつてから、3月を経過した区域を除く市内全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1基1年度当たり8千円	
	今治市	合併	10人槽まで	下水道認可区域外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10000	
	西条市	合併	10	下水道供用区域外	○				○	○	○	○	○	○	定額1万円/1年(10年間)	
福岡県	久留米市	合併	50人槽	有り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10000	
	宗像市	合併	50人槽	下水処理区域以外の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経費=基準額(上限=経費×1/2、千円未満切り捨て)	経費=浄化槽維持管理費用
	うきは市	合併	無し	浄化槽促進指定区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実際に要した費用を市が負担。電気代相当額として770円の使用料減免額あり。	別途、条例に基づき浄化槽使用料金を徴収している。
福岡県	筑前町	合併	10人槽	公共下水道及び農業集落排水事業計画区域外	○				○	○	○	○	○	○	①5人槽:15,000円 ②6～8人槽:20,000円 ③10人槽:25,000円 補助率=維持管理委託料の約1/3	人槽別に設定
	大木町	合併	一般家庭浄化槽のみ	無し	○				○			○	○	○	本体の修理や付属品の修理・交換の費用の1/2を補助	年度内の補助上限額15万円以内
	苅田町	合併	なし	有り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1年目:48,000円 2年目:38,400円 3年目:28,800円 4年目:19,200円 5年目:9,600円	
佐賀県	鳥栖市	合併	10人槽	下水道区域を除く区	○				○	○	○	○	○	○	15000円	
	吉野ヶ里町	合併	10人槽	下水道区域外			○		○	○	○	○	○	○	保守点検、清掃、法定点検、修繕を協議会で実施しており、その費用のうち使用料で賄いきれない分を町から補助している。	
	基山町	合併	10人槽	下水道未整備区域	○				○	○	○	○	○	○	維持管理費:27千円/年 修繕費:上限10千円/年	
佐賀県	上峰町	合併	無し	農業集落排水事業受益地外	○				○	○	○	○	○	○	※左記費用と農業集落排水事業使用料との差額を支給する	実費支給
	玄海町	合併	無し	下水道・農業排水区域以外の区域	○	○			○	○	○	○	○	○	維持管理費のうち保守点検・法定検査は町が負担し、清掃・電気・修繕費については、申請によって補助	下水道料金と比較し負担が大きかった場合は、その差額を補助

18. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

(2) 市町村による補助の概要

(令和5年度末現在)

都道府県名	市町村名	補助対象者の条件					補助対象費用の細規定					補助内容		備考 (人槽別に設定、実費支給等)
		単独・合併	申請対象人数の上限	区域指定	申請対象者		補助に関するその他の条件	細規定の有無	補助対象費用				補助金額 (上限金額、補助率、計算式等)	
					個人	管理組合			個人・管理組合以外の法人等	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用		
長崎県	大村市	合併	50人槽	下水道供用開始区域外	○	○	・市税の滞納がないこと ・維持管理を適正に行っていること(年度内に保守点検3回以上、清掃1回以上)	有り	○	○	○	○	【上限金額】 (浄化槽)5人槽 25,000円 6人槽 26,000円 7人槽 29,000円 8～50人槽 32,000円 (高度処理型浄化槽等)5人槽 30,000円 6人槽 33,000円 7人槽 36,000円 8～50人槽 39,000円 【計算式】 (保守点検費用+清掃費用+法定検査費用+電気代+修繕費)－(下水道使用料平均負担額) ＝補助金額	人槽別に上限金額を設定
					○		浄化槽法第10条の第1項の規定による浄化槽の清掃を実施している。又は浄化槽法第11条の規定による水質に関する検査を受けていること	有り	○	○		清掃費用:12,000円/年 定期検査:5,000円～7,000円/年	定期検査は人槽別 5人槽～10人槽 5,000円 11人槽～20人槽 6,000円 21人槽以上 7,000円	
					○	○	公共施設を除く	有り	○	○		5～10人槽 5千円、11～20人槽 6千円、21～50人槽 7千円		
					○	○		無し			5人槽12,000円 6～7人槽18,000円 8～50人槽22,000円	人槽別に設定		
					○	○		無し			電気代については1か月につき500円 その他の費用については基本全額町負担			
熊本県	西原村	合併	無し	村内	○		設置補助対象者の方	有り	○	○	○	○	一律1万円 補助対象経費から27,120円を差し引いた額と人槽ごとに掲げる補助金の額のいずれか低い額	人槽別に設定、上限額と実費額のうち低い金額を補助 設置補助を受けた翌年度から4年間 人槽ごとに掲げる補助金の額 5人槽 :28,180円 7人槽 :37,180円 10人槽以上:50,980円
					○	○	補助対象者:公民館を維持管理している代表者とする。	有り	○	○	○		補助対象費用から下水道使用料相当の差額を補助	
					○			有り	○	○	○		上限金額:3万円 浄化槽の維持管理費から下水道の年間使用料を差し引いた金額を助成 補助対象費用から下水道使用料相当の差額を補助	
					○	○	BOD除去率90%以上で放流水のBODが20mg/L以下 村内居住で、住民登録をしている者	有り	○	○	○	○	21,000 維持管理費用、検査費用の2分の1に相当する額を補助。	
					○	○		有り	○	○	○	○	30人槽まで21,000円 90人槽 210,000円 10,000 14,000	法定検査 一律3,000円
鹿児島県	知名町	合併	30人槽	なし	○		市町村設置型浄化槽	有り	○	○	○	○	全額補助	高齢契約者を対象 人槽ごとに設定
					○			有り	○	○	○	○		
					○			有り	○	○	○	○		
					○			有り	○	○	○	○		
					○			有り	○	○	○	○		

19. 浄化槽台帳の整備及び活用の状況

(1) 台帳の管理媒体

令和5年度末現在

都道府県名	市町村数	法第49条第1項 に係る権限移譲 済み(保健所設 置市を含む)	浄化槽法第12条に係る権 限移譲済み(保健所設置 市を含む)		浄化槽台帳の有無/台帳整備済 み市町村数	台帳の管理媒体					
			紙	Microsoft Excel等の 表計算ソフト		専用の管理 システム	うち、環境 省版浄化槽 台帳システ ム	GIS機能 (地図または航 空写真情報と の連携)			
北海道	179	75	第1項	第2項	都道府県	69	26	61	5	3	2
			権限移譲済み	179	179	権限移譲済み	73	20	67	9	7
青森県	40	2	2	2	都道府県	38	0	0	38	0	38
					権限移譲済み	2	0	1	2	0	1
岩手県	33	7	7	7	都道府県	26	0	0	26	26	26
					権限移譲済み	7	0	1	7	5	6
宮城県	35	35	29	29	都道府県	0	0	0	0	0	0
					権限移譲済み	35	4	27	10	5	4
秋田県	25	1	17	17	都道府県	24	10	23	2	1	2
					権限移譲済み	1	0	0	1	0	1
山形県	35	35	35	35	都道府県	0	0	0	0	0	0
					権限移譲済み	35	5	29	10	2	1
福島県	59	59	59	59	都道府県	0	0	0	0	0	0
					権限移譲済み	59	3	2	59	1	1
茨城県	44	1	1	1	都道府県	43	0	43	0	0	0
					権限移譲済み	1	0	1	0	0	0
栃木県	25	25	24	24	都道府県	0	0	0	0	0	0
					権限移譲済み	25	3	12	20	6	10
群馬県	35	2	2	2	都道府県	33	0	0	33	0	0
					権限移譲済み	2	0	1	2	0	1
埼玉県	63	13	32	31	都道府県	50	1	14	40	0	32
					権限移譲済み	13	0	5	10	0	5
千葉県	54	3	3	3	都道府県	51	0	51	0	0	51
					権限移譲済み	3	0	1	3	0	1
東京都	62	25	25	25	都道府県	37	0	37	0	0	0
					権限移譲済み	17	2	15	3	1	2
神奈川県	33	7	6	6	都道府県	26	0	0	26	0	0
					権限移譲済み	7	3	4	5	1	3
新潟県	30	14	14	14	都道府県	16	0	0	16	0	0
					権限移譲済み	14	2	0	14	0	0
富山県	15	1	15	15	都道府県	14	0	0	14	0	14
					権限移譲済み	1	0	1	0	0	0

19. 浄化槽台帳の整備及び活用の状況

(1) 台帳の管理媒体

令和5年度末現在

都道府県名	市町村数	法第49条第1項に係る権限移譲済み(保健所設置市を含む)	浄化槽法第12条に係る権限移譲済み(保健所設置市を含む)		浄化槽台帳の有無/台帳整備済み市町村数	台帳の管理媒体					
			第1項	第2項		紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	うち、環境省版浄化槽台帳システム	GIS機能(地図または航空写真情報との連携)	
石川 県	19	1	1	1	都道府県 権限移譲済み	0	18	0	0	0	0
福井 県	17	3	3	3	都道府県 権限移譲済み	0	1	0	1	0	1
山梨 県	27	1	10	10	都道府県 権限移譲済み	0	14	0	14	0	0
長野 県	77	2	2	2	都道府県 権限移譲済み	1	3	2	1	0	0
岐阜 県	42	1	1	1	都道府県 権限移譲済み	0	26	0	0	0	0
静岡 県	35	4	4	4	都道府県 権限移譲済み	0	1	1	0	0	0
愛知 県	54	5	5	5	都道府県 権限移譲済み	0	31	0	31	75	75
三重 県	29	7	7	7	都道府県 権限移譲済み	0	2	0	2	2	2
滋賀 県	19	19	19	19	都道府県 権限移譲済み	0	41	0	41	41	41
京都 府	26	1	26	26	都道府県 権限移譲済み	0	1	0	1	0	1
大阪 府	43	19	19	19	都道府県 権限移譲済み	0	49	0	49	0	0
兵庫 県	41	12	12	12	都道府県 権限移譲済み	0	5	0	5	1	3
奈良 県	39	4	4	4	都道府県 権限移譲済み	0	26	0	26	0	0
和歌山 県	30	30	30	30	都道府県 権限移譲済み	0	7	6	12	2	5
鳥取 県	19	12	12	12	都道府県 権限移譲済み	0	29	0	29	0	0
島根 県	19	1	1	1	都道府県 権限移譲済み	0	12	4	3	2	2
					都道府県 権限移譲済み	0	35	35	0	0	0
					都道府県 権限移譲済み	0	4	1	0	0	0
					都道府県 権限移譲済み	0	0	0	0	0	0
					都道府県 権限移譲済み	0	30	0	29	2	14
					都道府県 権限移譲済み	0	7	0	7	0	7
					都道府県 権限移譲済み	0	12	0	12	0	12
					都道府県 権限移譲済み	0	18	0	18	0	0
					都道府県 権限移譲済み	0	1	0	1	0	0

※ 三重県では、4市町が市町設置浄化槽の台帳整備義務を負うことから、台帳整備済み市町村数の合計(都道府県、権限移譲済みの合計)が市町村数を上回っている。

19. 浄化槽台帳の整備及び活用の状況

令和5年度末現在

(1) 台帳の管理媒体

都道府県名	市町村数	法第49条第1項に係る権限移譲済み(保健所設置市を含む)	浄化槽法第12条に係る権限移譲済み(保健所設置市を含む)		浄化槽台帳の有無/台帳整備済み市町村数	台帳の管理媒体					
			第1項	第2項		紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	うち、環境省版浄化槽台帳システム	GIS機能(地図または航空写真情報との連携)	
岡山県	27	2	27	27	都道府県権限移譲済み	0	0	25	0	25	
広島県	23	23	23	23	都道府県権限移譲済み	0	0	0	0	0	2
山口県	19	5	6	6	都道府県権限移譲済み	4	14	14	1	2	0
徳島県	24	0	0	0	都道府県権限移譲済み	0	3	5	0	2	0
香川県	17	2	2	2	都道府県権限移譲済み	0	0	24	0	24	24
愛媛県	20	1	13	13	都道府県権限移譲済み	0	0	19	0	19	0
高知県	34	6	6	6	都道府県権限移譲済み	0	0	28	0	0	28
福岡県	60	3	3	3	都道府県権限移譲済み	0	0	6	2	3	1
佐賀県	20	1	0	0	都道府県権限移譲済み	1	1	57	0	57	57
長崎県	21	2	2	2	都道府県権限移譲済み	0	0	3	1	2	1
熊本県	45	1	41	41	都道府県権限移譲済み	0	0	19	0	19	0
大分県	18	9	10	10	都道府県権限移譲済み	0	1	1	0	0	0
宮崎県	26	1	1	1	都道府県権限移譲済み	0	3	9	0	9	1
鹿児島県	43	28	28	28	都道府県権限移譲済み	0	0	25	0	25	25
沖縄県	41	2	2	2	都道府県権限移譲済み	0	2	1	0	0	0

19. 浄化槽台帳の整備及び活用の状況

(2) 台帳で管理している項目と当該項目が台帳に記載された浄化槽の基数

令和5年度末現在

都道府県名		第1号		第2号		第3号 施行規則第57条の2 第1号		第3号 (保守点検)		第4号 (清掃)		第5号		生活用水として 使用される井 戸の近接							
		(所在地、管理者)		(法定検査)		(設置届出年月日、浄化 槽の種類その他)		(使用開始年月日、休止 年月日等)		(保点検)		(清掃)									
		台帳記載 基数	台帳記載率 %	台帳記載 基数	台帳記載率 %	台帳記載 基数	台帳記載率 %	台帳記載 基数	台帳記載率 %	台帳記載 基数	台帳記載率 %	台帳記載 基数	台帳記載率 %			台帳記載 基数	台帳記載率 %				
北海道	66,258	66,239	100%	37,664	57%	55,892	84%	45,485	69%	35,575	54%	17,197	26%	30,930	47%	14,422	22%	15	23	5	4
青森県	123,321	123,319	100%	48,770	40%	123,319	100%	104,978	85%	21,808	18%	21,808	18%	12,718	10%	12,717	10%	1	0	0	0
岩手県	89,625	79,125	88%	87,619	98%	77,109	86%	77,344	86%	75,357	84%	75,357	84%	74,205	83%	74,205	83%	1	2	0	0
宮城県	78,911	77,480	98%	70,503	89%	74,912	95%	60,424	77%	54,721	69%	48,689	62%	40,092	51%	35,252	45%	2	1	0	0
秋田県	73,225	72,898	100%	16,408	22%	64,019	87%	50,524	69%	3,310	5%	1,545	2%	7,217	10%	1,286	2%	1	3	0	0
山形県	72,280	72,238	100%	40,672	56%	58,874	81%	48,008	66%	27,568	38%	19,774	27%	24,157	33%	18,764	26%	5	6	3	0
福島県	279,654	279,654	100%	97,058	35%	279,654	100%	279,654	100%	7,446	3%	1,492	1%	5,534	2%	1,492	1%	1	1	0	0
茨城県	252,923	246,561	97%	146,986	58%	197,974	78%	145,298	57%	136,088	54%	130,497	52%	84,577	33%	0	0%	0	0	0	0
栃木県	181,503	177,704	98%	112,920	62%	134,557	74%	161,864	89%	86,216	48%	64,594	36%	50,192	28%	21,757	12%	1	0	0	0
群馬県	304,316	304,316	100%	292,860	96%	262,815	86%	277,018	91%	283,418	93%	0	0%	234,618	77%	0	0%	35	34	0	0
埼玉県	479,322	477,860	100%	107,065	22%	417,370	87%	334,427	70%	127,971	27%	74,512	16%	122,127	25%	25,935	5%	40	35	2	1
千葉県	445,134	445,099	100%	398,326	89%	425,109	96%	387,704	87%	128,416	29%	128,416	29%	155,105	35%	144,700	33%	52	52	52	1
東京都	15,329	15,329	100%	6,058	40%	15,123	99%	2,602	17%	6,563	43%	5,427	35%	5,871	38%	4,448	29%	16	14	14	4
神奈川県	134,518	134,471	100%	23,960	18%	115,406	86%	82,284	61%	20,188	15%	13,342	10%	24,241	18%	24,241	18%	29	31	27	26
新潟県	183,776	183,776	100%	183,776	100%	183,776	100%	183,776	100%	183,776	100%	183,776	100%	183,776	100%	183,776	100%	4	5	3	2
富山県	38,845	38,845	100%	38,845	100%	38,845	100%	32,153	83%	6,692	17%	0	0%	0	0%	0	0%	14	14	0	0
石川県	50,239	50,239	100%	20,986	42%	50,239	100%	50,239	100%	4,191	8%	0	0%	3,104	6%	3,104	6%	0	0	0	0
福井県	60,818	60,818	100%	26,383	43%	60,687	100%	51,404	85%	34,931	57%	0	0%	0	0%	0	0%	0	15	0	0
山梨県	123,000	98,293	80%	120,953	98%	80,496	65%	49,286	40%	36,499	30%	36,499	30%	36,372	30%	36,372	30%	0	0	0	0
長野県	79,051	79,051	100%	69,211	88%	31,207	39%	65,731	83%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	77	0	0
岐阜県	177,070	177,070	100%	177,070	100%	177,070	100%	120,632	68%	20,092	11%	20,092	11%	20,092	11%	20,092	11%	0	1	0	0
静岡県	468,542	468,312	100%	396,866	85%	417,237	89%	34,177	7%	69,509	15%	15,396	3%	116,564	25%	85,524	18%	2	1	0	0
愛知県	553,795	553,731	100%	158,618	29%	470,749	85%	23,283	4%	32,617	6%	32,617	6%	99,919	18%	94,447	17%	51	50	1	1
三重県	225,310	225,310	100%	39,624	18%	224,484	100%	194,455	86%	31,417	14%	28,963	13%	35,793	16%	33,150	15%	1	28	0	0

20. 浄化槽の保守点検・清掃の実施状況

(1)保守点検の実施状況（令和5年度）

都道府県名	保守点検					清掃				
	令和5年度中に保守点検が実施された基數(j)					令和5年度中に清掃が実施された基數(j)				
	全数	うち合併	うち単独	保守点検実施率 (j/(i-c-e)(%)) ※ c,gは休止等基數(合併,単独)		全数	うち合併	うち単独	清掃実施率 (j/(i-c-e)(%)) ※ c,gは休止等基數(合併,単独)	
浄化槽台帳に登録された全浄化槽の基數又は保守点検情報から収集された全浄化槽の基數(i)	全数	うち合併	うち単独	全数	うち合併	全数	うち合併	うち単独	全数	うち合併
北海道	77,064	59,568	17,496	59,624	48,670	10,954	77,111	59,577	17,534	51,857
北海	115,509	48,438	67,071	93,717	40,705	53,012	115,509	48,438	67,071	75,251
青森	59,280	55,725	3,555	51,352	48,792	2,560	59,280	55,725	3,555	32,775
岩手	77,687	58,106	19,581	70,149	53,693	16,456	77,685	58,104	19,581	61,027
宮城	70,376	44,082	26,294	57,419	38,860	18,559	70,374	44,082	26,292	48,883
秋田	65,435	35,176	30,259	54,232	31,364	22,868	65,520	35,194	30,326	50,496
山形	279,756	134,386	145,370	196,754	103,557	93,197	279,756	134,386	145,370	180,634
福島	252,037	170,769	81,268	141,066	113,373	27,693	252,037	170,769	81,268	139,767
茨城	175,763	113,096	62,667	115,537	75,518	39,839	175,898	113,096	62,802	66,995
栃木	304,316	149,771	154,545	278,297	141,031	137,266	304,316	149,771	154,545	123,731
群馬	474,566	251,301	223,265	274,669	164,974	109,695	474,565	251,301	223,264	265,198
埼玉	445,066	257,278	187,788	351,308	173,971	177,337	445,066	257,278	187,788	230,311
千葉	16,947	8,753	8,194	8,453	6,500	1,953	16,944	8,752	8,192	11,125
東京都	133,787	45,227	88,560	47,175	23,780	23,395	133,787	45,227	88,560	77,151
神奈川	183,776	60,487	123,289	126,191	46,628	79,563	183,776	60,487	123,289	108,172
新潟	38,845	13,127	25,718	31,164	11,615	19,549	38,845	13,127	25,718	20,366
富山	50,239	23,724	26,515	28,966	12,001	16,965	50,239	23,724	26,515	24,872
石川	34,911	16,246	18,665	19,988	11,427	8,471	34,911	16,246	18,665	19,912
福井	123,000	51,875	71,125	60,889	34,098	26,791	123,000	51,875	71,125	42,014
山梨	86,531	74,284	12,247	69,752	64,589	5,163	86,531	74,284	12,247	23,916
長野	177,085	84,972	92,113	151,896	77,265	74,631	177,085	84,972	92,113	153,752
岐阜	463,329	209,670	253,659	414,511	193,213	221,298	463,329	209,670	253,659	339,867
静岡	546,277	237,197	309,080	342,599	177,702	164,897	546,277	237,197	309,080	353,868
愛知	225,310	127,964	97,346	147,752	89,407	58,345	225,310	127,964	97,346	158,848
三重	27,649	18,316	9,333	19,684	13,911	5,773	27,649	18,316	9,333	18,422
滋賀	31,918	21,257	10,661	16,468	13,664	2,804	31,968	21,307	10,661	14,841
京都	98,611	46,105	52,506	62,452	31,737	30,715	98,611	46,105	52,506	72,919
大阪	48,023	34,163	13,860	47,071	35,354	11,717	77,236	46,369	30,867	43,477
兵庫	98,228	34,223	64,005	44,462	26,158	18,304	98,228	34,223	64,005	61,725
奈良	221,092	116,199	104,893	92,378	71,306	21,072	213,085	116,290	96,795	139,270
和歌山	24,638	12,225	12,413	20,143	10,769	9,374	24,638	12,225	12,413	11,781
鳥取	70,980	40,141	30,839	67,608	38,642	28,966	69,608	38,769	30,839	56,503
島根	167,068	113,853	53,215	151,822	104,639	47,183	167,068	113,853	53,215	134,701
岡山	175,274	107,963	67,311	129,717	83,173	46,544	175,274	107,963	67,311	120,653
広島	125,513	73,712	51,801	94,287	56,867	37,420	125,513	73,712	51,801	92,558
徳島	162,251	73,341	88,910	134,408	67,131	67,277	162,251	73,341	88,910	93,842
香川	179,078	99,083	79,995	152,994	85,151	67,843	179,078	99,083	79,995	48,494
愛媛	180,314	90,576	89,738	142,532	74,730	67,802	180,314	90,576	89,738	89,686
高知	106,631	65,826	40,805	78,244	60,871	17,373	106,631	65,826	40,805	71,352
福岡	184,141	143,142	40,999	137,572	119,771	17,801	184,141	143,142	40,999	137,640
佐賀	58,800	42,390	16,410	50,969	39,713	11,256	58,800	42,390	16,410	44,491
長崎	80,542	67,988	12,554	67,942	59,358	8,584	80,542	67,988	12,554	60,551
熊本	144,546	93,788	50,758	133,767	86,751	47,016	144,546	93,788	50,758	119,306
大分	150,011	91,599	58,412	116,259	77,769	38,490	150,011	91,599	58,412	119,306
宮崎	143,824	84,737	59,087	132,920	78,782	54,138	143,824	84,737	59,087	117,184
鹿児島	324,106	222,440	101,666	283,941	201,197	82,744	324,106	222,440	101,666	260,147
沖縄	96,130	42,186	53,944	17,342	15,636	1,706	97,604	42,186	55,418	39,960
計	7,413,423	4,077,745	3,335,678	5,388,172	3,235,813	2,152,359	7,402,877	4,076,884	3,325,993	4,624,930
注	回答時に実施状況が不明であった自治体は除外して集計しているため、全基數等は一致しない場合がある。									
注	休止等の基數は非掲載のため、実施率は一致しない場合がある。									
注	実施基數の調査にあたって合併・単独を区別して計上することができなかった自治体がある。									
注	空欄は回答が得られなかったことを示している。									

21. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(1) 地方公共団体が所有する浄化槽の基数

(令和5年度末現在)

都道府県名	全浄化槽 (基)		合併処理浄化槽 (基)		単独処理浄化槽 (基)	
		うち防災拠点		うち防災拠点		うち防災拠点
北海道	16,326	936	14,843	615	1,483	321
青森県	2,276	544	1,363	292	913	252
岩手県	10,833	356	10,679	315	154	41
宮城県	14,637	331	14,211	275	426	56
秋田県	5,188	219	4,869	159	319	60
山形県	5,951	326	5,473	189	478	137
福島県	9,316	837	8,375	570	941	267
茨城県	6,556	823	5,908	554	648	269
栃木県	2,263	608	1,313	294	950	314
群馬県	10,982	939	9,576	531	1,406	408
埼玉県	3,421	1,097	2,533	858	888	239
千葉県	4,798	1,088	3,640	788	1,158	300
東京都	2,075	114	1,873	64	202	50
神奈川県	2,741	359	2,129	163	612	196
新潟県	5,418	272	4,500	155	918	117
富山県	852	118	616	78	236	40
石川県	3,246	170	2,940	125	306	45
福井県	1,260	91	1,089	59	171	32
山梨県	2,747	388	2,170	165	577	223
長野県	5,571	250	5,417	220	154	30
岐阜県	4,175	711	3,531	500	644	211
静岡県	6,250	616	4,496	354	1,754	262
愛知県	4,338	1,354	2,214	669	2,124	685
三重県	11,634	644	10,851	460	783	184
滋賀県	388	74	317	57	71	17
京都府	7,171	179	7,057	140	114	39
大阪府	2,121	173	1,846	127	275	46
兵庫県	1,187	116	985	77	202	39
奈良県	3,015	315	1,529	177	1,486	138
和歌山県	4,364	744	2,790	412	1,574	332
鳥取県	2,314	101	2,141	47	173	54
島根県	13,078	621	12,722	498	356	123
岡山県	3,854	543	3,417	356	437	187
広島県	9,109	692	8,272	467	837	225
山口県	2,321	490	1,535	253	786	237
徳島県	6,358	994	3,333	471	3,025	523
香川県	3,837	473	3,147	304	690	169
愛媛県	7,586	1,005	5,978	578	1,608	427
高知県	4,301	627	3,508	459	793	168
福岡県	10,753	593	10,311	416	442	177
佐賀県	17,451	239	17,206	188	245	51
長崎県	3,444	629	2,886	454	558	175
熊本県	7,482	404	6,594	257	888	147
大分県	3,942	451	3,058	271	884	180
宮崎県	6,729	531	5,871	342	858	189
鹿児島県	11,480	1,263	8,376	693	3,104	570
沖縄県	2,081	384	1,338	284	743	100
合 計	277,220	24,832	238,826	15,780	38,394	9,052

21. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(2) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途

(令和5年度末現在)

都道府県名	用途区分										用途区分										消防署 警察署	廃棄物処 理浄水施 設等	公衆便 所等	その他	不明		
	基数	住居 等	学校教育 施設	集会場 等	庁舎等	保健 所等	病院 等	観光保 養施設 等	廃棄物処 理浄水施 設等	公衆便 所等	その他	不明	都道府県名	防火防 災拠点	住居 等	学校教育 施設	集会場 等	庁舎等	保健 所等	病院 等						観光保 養施設 等	消防署 警察署
北海道	1,969	818	236	296	76	1	15	94	14	88	178	143	10	北海道	335	5	110	162	12	0	0	13	2	4	18	9	0
青森県	916	77	206	139	71	5	2	81	42	40	136	106	11	青森県	254	2	111	79	7	0	1	8	0	0	24	22	0
岩手県	147	15	52	23	8	1	1	12	1	7	8	18	1	岩手県	38	1	23	6	2	0	0	1	1	0	2	2	0
宮城県	247	20	64	38	16	0	0	5	1	20	54	26	3	宮城県	72	0	32	29	0	0	0	4	0	0	6	1	0
秋田県	331	4	53	60	10	0	1	47	3	13	101	37	2	秋田県	68	1	27	20	2	0	0	3	0	0	9	6	0
山形県	490	22	100	57	34	13	0	32	9	8	134	81	0	山形県	131	1	58	26	2	0	0	9	8	0	18	9	0
福島県	933	175	259	190	50	0	0	23	61	12	87	75	1	福島県	235	0	117	72	5	0	0	2	19	0	17	3	0
茨城県	695	18	223	147	31	0	1	31	27	29	135	39	14	茨城県	300	0	153	68	9	0	1	4	7	9	36	3	10
栃木県	981	37	332	83	36	2	7	32	75	25	298	43	11	栃木県	319	0	215	26	8	1	0	4	1	0	61	3	0
群馬県	1,406	39	269	245	94	0	1	50	120	31	482	74	1	群馬県	408	1	192	75	9	0	0	3	5	2	120	1	0
埼玉県	940	72	199	135	62	1	1	22	37	76	257	66	12	埼玉県	250	3	113	45	9	0	0	2	2	6	64	6	0
千葉県	1,157	57	281	174	120	0	3	10	153	55	221	83	0	千葉県	300	4	157	50	10	0	3	1	9	0	46	20	0
東京都	217	47	23	34	6	0	10	5	16	2	56	15	3	東京都	53	0	21	23	3	0	1	0	0	0	5	0	0
神奈川県	625	24	141	83	28	0	1	19	58	39	156	76	0	神奈川県	194	0	95	38	7	0	1	2	19	3	28	1	0
新潟県	847	53	160	102	45	0	4	67	36	32	249	98	1	新潟県	117	0	57	29	4	0	0	2	1	0	22	2	0
富山県	236	2	19	17	3	0	0	12	17	8	111	47	0	富山県	42	0	16	13	0	0	0	4	0	0	8	1	0
石川県	295	10	49	49	10	0	1	28	28	16	83	19	2	石川県	37	0	8	15	0	0	1	4	0	0	8	1	0
福井県	202	39	19	23	20	0	0	16	1	18	49	9	8	福井県	30	0	8	10	4	0	0	1	0	0	6	1	0
山梨県	577	48	145	134	37	0	1	25	44	3	116	16	8	山梨県	223	2	84	90	10	0	0	4	3	0	30	0	0
長野県	154	20	16	14	10	0	0	12	0	5	64	11	2	長野県	29	3	9	6	2	0	0	0	0	0	9	0	0
岐阜県	642	35	145	94	46	1	7	32	26	43	187	26	0	岐阜県	215	0	101	46	12	0	1	1	1	0	51	2	0
静岡県	1,754	141	430	190	150	0	0	6	0	0	602	235	0	静岡県	262	3	219	11	0	0	0	1	0	0	27	1	0
愛知県	2,266	304	696	210	69	2	4	37	105	138	539	158	4	愛知県	690	1	417	80	5	0	0	3	11	7	160	5	1
三重県	784	93	180	163	59	1	7	11	24	43	184	17	2	三重県	183	0	81	64	7	0	1	1	8	1	16	4	0
滋賀県	88	5	21	3	12	0	4	3	5	11	12	11	1	滋賀県	19	1	10	2	3	0	0	0	3	0	0	0	0
京都府	120	4	21	20	23	0	1	6	3	9	26	5	2	京都府	36	0	15	9	4	0	1	0	0	0	7	0	0
大阪府	275	30	46	54	25	0	4	10	14	21	21	48	2	大阪府	46	0	15	25	0	0	1	0	0	0	5	0	0
兵庫県	256	26	34	27	14	0	5	19	13	42	41	35	0	兵庫県	38	0	14	14	0	0	0	0	1	1	8	0	0
奈良県	1,551	796	146	141	47	2	9	16	110	24	121	35	104	奈良県	144	3	51	44	11	0	2	2	4	7	17	3	0
和歌山県	1,574	496	321	340	75	0	18	35	23	36	129	79	22	和歌山県	332	0	179	116	18	0	0	2	0	1	15	1	0
鳥取県	224	54	32	37	6	0	0	10	2	2	56	20	5	鳥取県	54	3	22	20	0	0	0	0	0	0	7	2	0
島根県	355	59	89	60	21	0	2	2	14	5	73	30	0	島根県	123	4	68	47	2	0	0	0	0	0	1	1	0
岡山県	444	43	118	130	33	0	6	25	10	26	30	22	1	岡山県	165	0	63	77	6	0	2	4	1	1	8	3	0
広島県	837	127	259	202	24	0	10	25	26	15	56	89	4	広島県	225	0	118	86	8	0	1	3	1	1	6	1	0
山口県	787	111	217	138	46	0	5	20	32	18	138	60	2	山口県	237	2	124	62	19	0	0	4	3	0	19	4	0
徳島県	3,073	1,517	445	572	48	2	10	57	91	31	200	98	2	徳島県	527	0	225	239	9	0	1	3	12	5	30	3	0
香川県	690	124	162	142	60	1	11	28	19	9	101	31	2	香川県	168	7	64	57	13	0	1	0	5	0	17	4	0
愛媛県	1,609	337	324	448	66	0	30	31	8	15	258	91	1	愛媛県	407	1	164	154	13	0	1	2	0	1	68	3	0
高知県	938	351	205	111	56	0	10	5	10	27	140	20	3	高知県	203	1	111	46	25	1	1	1	2	1	10	4	0
福岡県	442	41	125	88	14	0	1	7	6	19	118	23	0	福岡県	169	4	79	52	4	0	0	1	3	0	25	1	0
佐賀県	249	30	59	36	18	0	3	7	19	10	41	26	0	佐賀県	51	1	21	19	1	0	0	2	0	0	7	0	0
長崎県	595	38	157	85	29	0	9	7	3	11	192	64	0	長崎県	152	0	66	29	3	0	0	0	2	0	49	3	0
熊本県	967	137	197	177	33	3	4	29	8	14	302	60	3	熊本県	153	2	48	58	1	0	0	3	0	0	38	3	0
大分県	884	60	208	143	25	0	6	70	20	22	240	85	5	大分県	180	0	82	63	4	0	0	3	0	1	26	1	0
宮崎県	845	157	139	118	20	0	5	40	40	18	243	65	0	宮崎県	188	2	74	57	4	0	0	1	0	46	4	0	0
鹿児島県	3,221	1,160	724	370	125	3	28	70	81	19	465	171	5	鹿児島県	532	1	289	161	15	1	4	2	8	0	48	3	0
沖縄県	715	212	154	66	36	6	7	24	20	6	62	67	55	沖縄県	106	8	55	22	5	0	1	0	0	10	1	4	0
合 計	39,550	8,085	8,500	6,208	1,947	44	255	1,255	1,475	1,161	7,552	2,753	315	合 計	9,040	67	4,381	2,542	297	3	25	111	142	51	1,258	148	15

21. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(3) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分

(令和5年度末現在)

都道府県名	人槽区分							都道府県名	うち防災 拠点	人槽区分							
	基数	5～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～			5～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～	不明	
北海道	1,969	1,124	567	156	63	43	16	0	北海道	335	103	167	31	18	14	2	0
青森県	916	329	258	164	86	65	14	0	青森県	254	48	84	51	32	37	2	0
岩手県	147	33	74	27	7	6	0	0	岩手県	38	4	18	8	3	4	1	0
宮城県	247	84	84	35	31	11	1	1	宮城県	72	17	17	18	11	8	1	0
秋田県	331	71	134	78	31	16	1	0	秋田県	68	3	24	23	7	10	1	0
山形県	490	160	195	92	30	11	2	0	山形県	131	23	57	28	19	4	0	0
福島県	933	373	419	75	44	19	3	0	福島県	235	48	130	26	23	8	0	0
茨城県	695	201	305	108	54	23	3	1	茨城県	300	64	119	52	38	12	1	14
栃木県	981	341	349	164	77	35	2	13	栃木県	319	55	120	75	39	27	1	2
群馬県	1,406	580	607	115	53	51	0	0	群馬県	408	93	186	58	37	34	0	0
埼玉県	940	389	360	113	38	32	3	5	埼玉県	250	49	119	38	19	24	1	0
千葉県	1,157	423	475	116	62	52	3	26	千葉県	300	40	117	64	41	33	3	2
東京都	217	91	78	24	11	4	0	9	東京都	53	7	29	7	6	3	0	1
神奈川県	625	209	220	99	52	37	4	4	神奈川県	194	51	67	31	20	23	1	1
新潟県	847	275	435	84	30	20	3	0	新潟県	117	16	68	17	11	5	0	0
富山県	236	83	91	46	10	6	0	0	富山県	42	4	21	9	3	5	0	0
石川県	295	96	131	50	13	4	0	1	石川県	37	5	21	9	0	2	0	0
福井県	202	91	77	14	14	2	4	0	福井県	30	10	16	2	2	0	0	0
山梨県	577	234	244	58	13	14	0	14	山梨県	223	70	105	29	4	7	0	8
長野県	154	32	39	51	24	8	0	0	長野県	29	3	6	9	7	4	0	0
岐阜県	642	208	338	74	11	11	0	0	岐阜県	215	31	129	37	9	9	0	0
静岡県	1,754	732	814	145	34	26	3	0	静岡県	262	49	143	46	10	12	2	0
愛知県	2,266	831	883	327	119	90	15	1	愛知県	690	89	312	161	70	54	4	0
三重県	784	273	353	103	26	25	1	3	三重県	183	39	89	32	13	9	0	1
滋賀県	88	31	37	11	5	4	0	0	滋賀県	19	5	9	3	0	2	0	0
京都府	120	34	62	17	5	2	0	0	京都府	36	2	20	11	3	0	0	0
大阪府	275	87	114	36	8	16	14	0	大阪府	46	9	22	9	1	4	1	0
兵庫県	256	84	104	36	9	18	5	0	兵庫県	38	5	21	10	1	0	0	1
奈良県	1,551	1,001	339	124	48	28	8	3	奈良県	144	33	72	24	10	4	1	0
和歌山県	1,574	709	391	239	128	101	5	1	和歌山県	332	35	71	93	50	67	0	16
鳥取県	224	110	79	25	3	7	0	0	鳥取県	54	12	27	8	3	4	0	0
島根県	355	140	168	35	3	9	0	0	島根県	123	17	74	24	3	5	0	0
岡山県	444	157	222	48	6	11	0	0	岡山県	165	40	97	22	4	2	0	0
広島県	837	210	430	135	41	21	0	0	広島県	225	24	105	62	22	12	0	0
山口県	787	215	360	132	45	25	3	7	山口県	237	35	86	67	23	21	3	2
徳島県	3,073	2,122	605	197	90	25	1	33	徳島県	527	185	193	73	60	15	1	0
香川県	690	266	339	78	6	1	0	0	香川県	168	41	98	27	2	0	0	0
愛媛県	1,609	615	772	172	43	7	0	0	愛媛県	407	83	235	68	19	2	0	0
高知県	938	429	299	125	49	32	2	2	高知県	203	48	68	46	23	15	2	1
福岡県	442	67	159	108	72	33	0	3	福岡県	169	11	68	36	35	17	0	2
佐賀県	249	77	80	42	31	19	0	0	佐賀県	51	2	13	11	16	9	0	0
長崎県	595	102	250	119	85	32	7	0	長崎県	152	9	62	30	30	20	1	0
熊本県	967	378	419	120	33	17	0	0	熊本県	153	28	72	39	10	4	0	0
大分県	884	410	385	61	24	4	0	0	大分県	180	51	88	26	11	4	0	0
宮崎県	845	397	327	82	32	7	0	0	宮崎県	188	33	98	35	19	3	0	0
鹿児島県	3,221	1,570	994	386	174	94	2	1	鹿児島県	532	95	237	92	55	52	1	0
沖縄県	715	425	190	34	8	5	6	47	沖縄県	106	50	41	2	1	1	1	10
合 計	39,550	16,899	14,655	4,680	1,881	1,129	131	175	合 計	9,040	1,774	4,041	1,679	843	611	31	61